

早稲田大学大学院 総合研究機構
社会的養育研究所

社会的養護と学校に関する調査研究
2024 年度 報告書

2025（令和 7）年 8 月



早稲田大学

目次

第1章 社会的養護と学校プロジェクトについて.....	2
1. 背景・目的	2
2. 実施内容	2
3. 調査研究の実施体制	3
第2章 学校教員を対象とした調査結果の報告.....	4
1. 実施概要.....	4
(1)実施目的.....	4
(2)実施対象.....	4
(3)聴取事項.....	4
(4)実施方法.....	5
(5)有効回収率.....	5
(6)分析方法.....	5
2. アンケート調査結果.....	5
(1)分析について.....	5
(2)基礎情報.....	6
(3)教員生活における社会的養護のもとにいる子どもとの関わり経験について.....	11
(4)学校種別と社会的養護のもとにいる子どもとの関わり経験のクロス集計結果.....	12
(5)教員歴と社会的養護のもとにいる子どもとの関わり経験のクロス集計結果.....	14
(6)職名と社会的養護のもとにいる子どもとの関わり経験のクロス集計結果.....	16
(7) 職名（管理職，主任経験あり教諭，主任経験なし教諭，養護教諭）と聴取事項③～⑥のクロス集計.....	18
(8)今後，学校教員として受けてみたい研修についての分析結果.....	49
3. 考察.....	54
4. 結論.....	59
引用文献	59
付録.....	60

第1章 社会的養護と学校プロジェクトについて

1. 背景・目的

学校現場において、社会的養護を必要とする子どもに対する理解や対応については、これまであまり着目されてこなかった。背景には、本邦における社会的養護は児童養護施設等を中心とした施設養護が中心であり、学校区内に施設がある限られた学校のみが対応してきたことがある。しかしながら、新しい社会的養育における家庭養育優先原則に基づく取組において、国は、①包括的な里親支援体制の構築、②特別養子縁組の推進、③施設の小規模かつ地域分散化の推進、④施設における地域支援の取組の強化、⑤自立支援の充実の5つを掲げている（厚生労働省、2022）。里親家庭や特別養子縁組、施設の小規模かつ分散化が推進されることで、今後は社会的養護を必要とする子どもや家庭の地域分散が予想される。学校においては、これまでのように校区に施設がある限られた学校のみが対応するのではなく、より多くの学校・教職員に社会的養護を必要とする子どもに対する理解と対応が求められることになる。

学校における生徒指導の際の指針となる、2022年12月に改訂された生徒指導提要（文部科学省、2022）では、「社会的養護の対象である児童生徒」への配慮(p. 287)が明記されている。しかしながら、社会的養護を必要とする子どもに対する学校教職員の支援や理解の実態についての研究及び実践は不足している。

そこで本プロジェクトでは、教職員に向けた研修プログラムの開発を最終目的とし、社会的養護を必要とする子どもに対する学校教職員の支援や理解の実態を明らかにするために、①文献研究、②インタビュー調査およびモニター調査の質問項目の作成、③学校教員を対象としたモニター調査を実施した。研究の詳細は「2. 実施内容」に示した。

なお、本報告書では、研究3で実施したモニター調査の結果について詳細を報告する。

2. 実施内容

(1) 研究倫理審査受審

調査研究の実施に際して、早稲田大学「人を対象とする研究に関する倫理審査委員会」の審査を経て2023年10月19日に実施承認を得た(承認番号：2023-295)。

(2) 研究1 文献研究

研究1の成果については、以下の論文で公表した。

那須里絵（2025）．社会的養護と学校に関する国内研究の動向と課題 国際基督教大学『教育研究』，67，49-59.

(3) 研究2 インタビュー調査及び質問項目の作成

大学教員、社会的養護経験当事者等へのインタビュー調査およびモニター調査の質問項目の作成を行った。

(4) 研究3 学校教員を対象としたモニター調査の実施

研究2を踏まえ作成した質問項目を用い、モニター調査を実施した。

3. 調査研究の実施体制

本調査は以下のプロジェクトメンバーにより実施された。

【調査研究実施主体：早稲田大学社会的養育研究所】

氏名前の○は、本報告書の責任著者を示す。所属は2025年8月時点のものである。

上鹿渡和宏	早稲田大学社会的養育研究所	所長
岡安朋子	早稲田大学社会的養育研究所	所員
○那須里絵	早稲田大学社会的養育研究所	次席研究員
岩崎美奈子	東京学芸大学教育心理学講座	講師

第2章 学校教員を対象とした調査結果の報告

1. 実施概要

(1) 実施目的

本研究では、社会的養護を必要とする子どもへの学校教職員の理解や対応の実態を明らかにすることを目的とした。研究1（文献研究）、研究2（インタビュー調査）を踏まえ作成した調査票を用い、研究3では教員を対象にアンケート調査を実施した。本報告書では、研究3で収集したデータの分析結果を報告する。

(2) 実施対象

全国の教員1335名を対象とした。

(3) 聴取事項

① 基礎情報

- ・ 性別
- ・ 年齢
- ・ 居住地域
- ・ 教員としての勤務経験（現在教員として勤務している、以前教員として勤務した経験がある、勤務していない/勤務経験がない より選択）
- ・ 勤務期間（退職者等、以前教員として勤務した経験がある対象者への質問）
- ・ 勤務地域
- ・ 教員歴（10年未満、10年以上20年未満、20年以上 より選択）
- ・ 勤務している（していた）学校種別（小学校、中学校、高等学校等 より選択）
- ・ 勤務している（していた）学校設置形態（公立、私立、国立等 より選択）
- ・ 勤務体系（常勤、週4以上非常勤、週1～3非常勤等 より選択）
- ・ 職名（校長等管理職、生徒指導主任・教育相談主任の担当経験あり教諭¹、生徒指導主任・教育相談主任の担当経験なし教諭²、養護教諭等 より選択）

② 教員生活における社会的養護のもとにいる子どもとの関わり経験

- ・ 教員生活における、社会的養護関係施設等（児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、一時保護所）で暮らす子どもとの関わり経験
 - ・ 教員生活における、里親家庭・ファミリーホームで暮らす子どもとの関わり経験
 - ・ 教員生活における、特別養子縁組家庭で暮らす子どもとの関わり経験
 - ・ 教員生活における、児童相談所が対応している/支援を行っている子どもとの関わり経験
- 〔以下③～⑥の各項目の詳細は、本報告書の「付録」に示した。〕

¹ 以下、「主任経験あり教諭」と表記。

² 以下、「主任経験なし教諭」と表記。

- ③ 社会的養護のもとにいる子どもへの理解・対応に対する自信（5件法）
- ・ 児童福祉に関する知識に対する自信（4項目、q1-1~q1-4）
 - ・ 児童福祉や母子保健の有する機能に関する知識に対する自信（4項目、q1-5~q1-8）
 - ・ 里親・ファミリーホームや特別養子縁組制度に関する知識に対する自信（2項目、q1-9~q1-10）
 - ・ 児童福祉に関する学校における対応に対する自信（5項目、q1-11~q1-15）
- ④ 校内連携と校外連携に対する意識（5件法）
- ・ 校内連携に対する意識（9項目、q2-1~q2-9）
 - ・ 校外連携に対する意識（7項目、q2-10~q2-16）
- ⑤ 学校内での働きかけに対する意識（5件法）
- ・ 学習指導に対する意識（4項目、q3-1~q3-4）
 - ・ 専門職活用に対する意識（6項目、q3-5~q3-10）
- ⑥ 教員養成課程・教職課程における学びと教員研修における学び（5件法）
- ・ 教員養成課程・教職課程における学び（10項目、q4-1~q4-10）
 - ・ 教員研修における学び（10項目、q4-11~q4-20）
- ⑦ 今後、学校教員として受けてみたい研修（複数回答）
- ⑧ 社会的養護のもとにいる子どもや関係職員、家庭と関わった際に感じた課題（自由記述）³

（4）実施方法

2024年2月にWeb上においてモニター調査を実施した（調査委託先：株式会社クロス・マーケティング）。

（5）有効回収率

調査協力者1335名のうち、本調査の調査対象外であった栄養教諭等の32データを除く1303名のデータを分析に用いた（有効回答97.60%）。

（6）分析方法

SPSSver. 29を用い定量分析を行った。

2. アンケート調査結果

（1）分析について

本報告書においては、以下の分析を行なった。

- ・ 基礎情報の集計、聴取事項②の集計
- ・ 学校種別と聴取事項②のクロス集計
- ・ 教員歴と聴取事項②のクロス集計
- ・ 職名（管理職、経験あり教諭、経験なし教諭）と聴取事項②のクロス集計

³ ⑧の自由記述回答については別稿にて分析・報告する。

- ・職名（管理職，経験あり教諭，経験なし教諭，養護教諭）と聴取事項③～⑥の各項目のクロス集計
- ・学校種別，教員歴，職種と聴取事項⑦のクロス集計

(2) 基礎情報

- ・性別

回答者の性別は男性785名，女性517名，その他1名であった。

- ・年齢

回答者の平均年齢は45.47歳（ $SD=12.41$ ），最小値は22歳，最大値は75歳であった。

- ・居住地域

回答者の居住地域は東京都が107名と最も多く，次いで愛知県が103名，大阪府が97名であった。

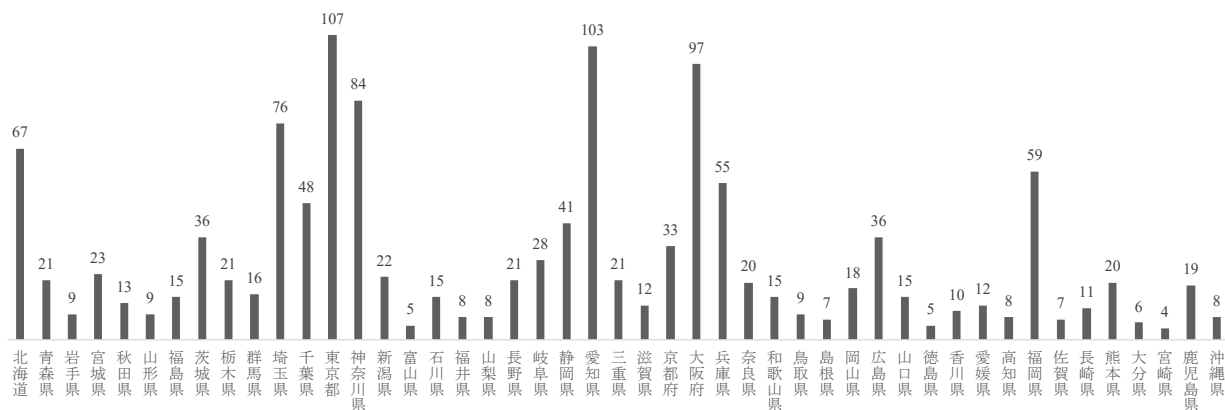


図1. 回答者の居住地域（ $N=1303$ ，人）

- ・教員としての勤務経験

教員としての勤務経験は，現職が1181名（90.60%），退職が122名（9.40%）で，勤務経験なしは0名であった。

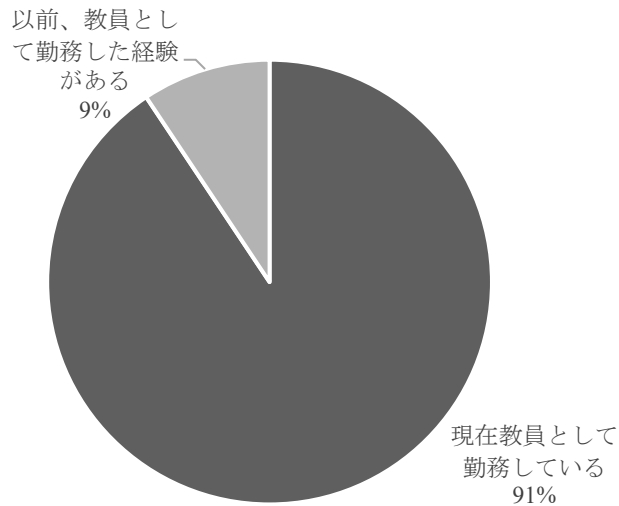


図2. 教員としての勤務経験 (N=1303, %)

- ・ (退職者等, 以前教員として勤務した経験がある対象者への質問) 勤務期間 (N=122)
退職者の過去の勤務期間は, 1960年から2024年にわたっていた。

・ 勤務地域

回答者の勤務地域は東京都が122名と最も多く, 次いで愛知県が103名, 大阪府が100名であった。

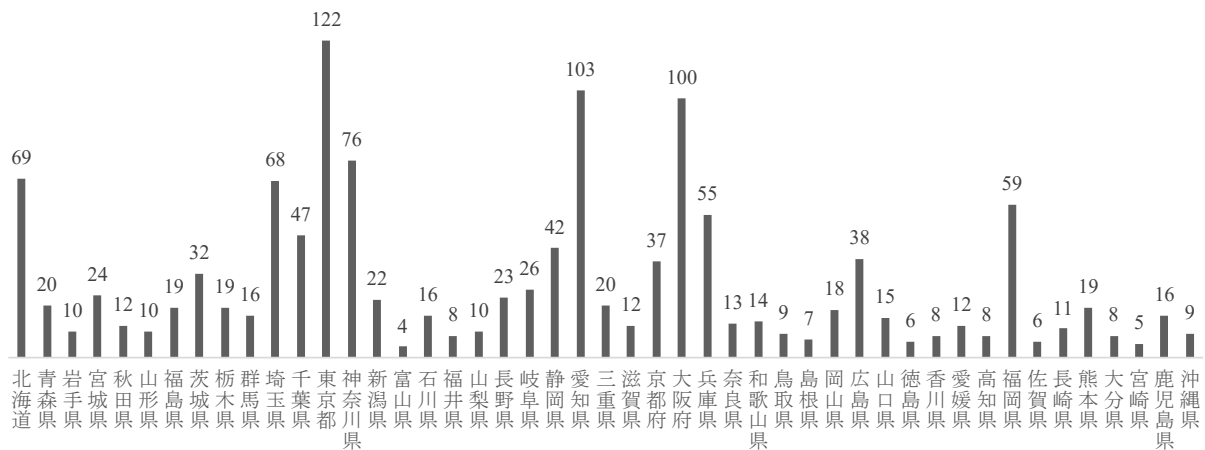


図3. 勤務地域 (N=1303, 人)

・ 教員歴

教員歴は, 「10年以上20年未満」と「20年以上」がそれぞれ438名 (33.60%), 「10年未満」が427名 (32.80%) であった。

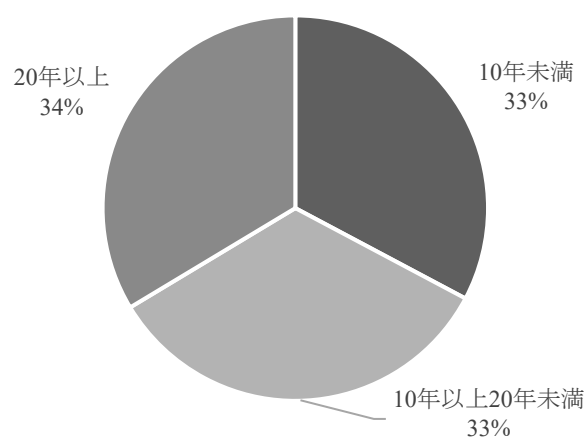


図4. 教員歴 (N=1303, %)

・ 勤務している（していた）学校種別（小学校，中学校，高等学校等）

勤務している学校種別は，小学校が412名（31.60%），中学校が398名（30.50%），高等学校が426名（32.70%），中等教育学校（中高一貫校）が15名（1.20%），義務教育学校（小中一貫校）が10名（0.80%），特別支援学校・学級が42名（3.20%）あった。

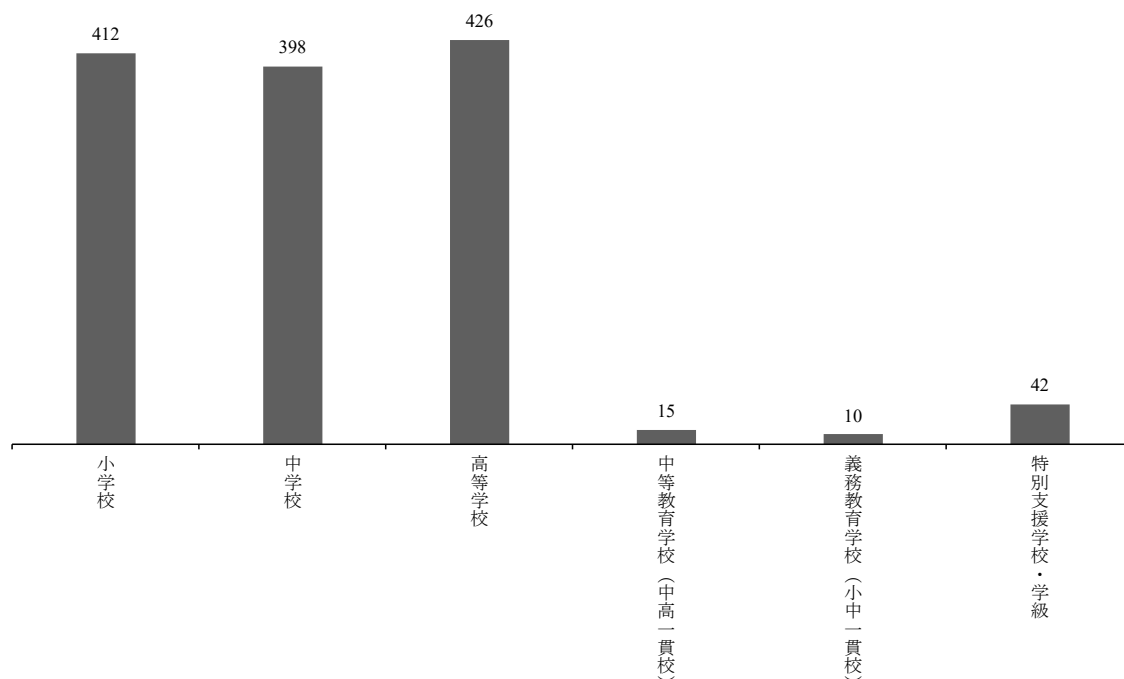


図5. 学校種別 (N=1303, 人)

・ 勤務している（していた）学校種別（公立，私立，国立等）

勤務している学校種別は，公立1120名（86.00%），私立171名（13.10%），国立11名（0.80%），不明1名（0.10%）であった。

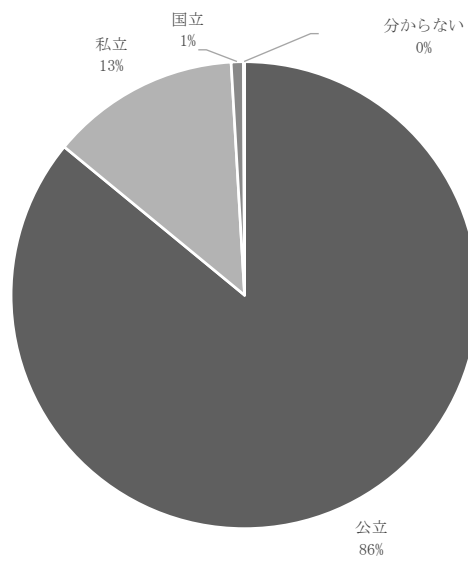


図6. 学校種別 (N=1303, %)

- ・ 勤務体系（常勤，週4以上非常勤，週1～3非常勤等）

勤務体系は，常勤1183名（90.80%），非常勤（週4以上）65名（5.00%），非常勤（週1～3）47名（3.60%），その他8名（0.60%）であった。

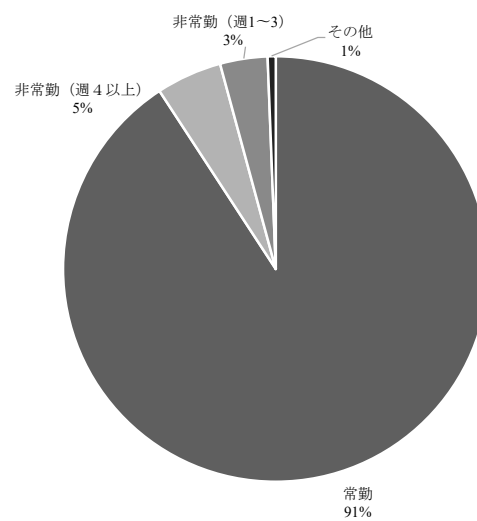


図7. 勤務体系 (N=1303, %)

- ・ 職名（校長等管理職，生徒指導主任，教育相談主任の担当経験あり教諭，生徒指導主任，教育相談主任の担当経験なし教諭，養護教諭等）

職名は，生徒指導主任，教育相談主任の担当経験なし教諭が800名（61.40%），生徒指導主任，教育相談主任の担当経験あり教諭が316名（24.30%），校長等管理職が71名（5.40%），その他が75名（5.80%），養護教諭が41名（3.10%）であった。

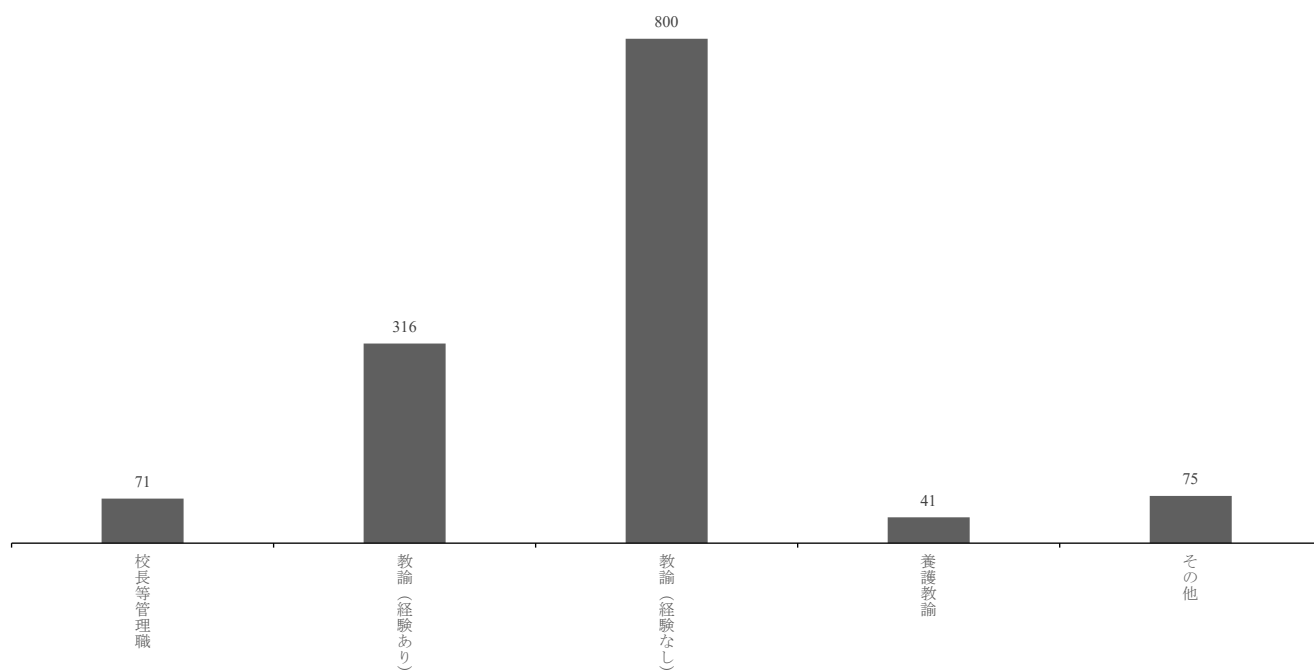


図8. 職名 (N=1303, 人)

(3) 教員生活における社会的養護のもとにいる子どもとの関わり経験について

教員生活における社会的養護のもとにいる子どもとの関わり経験について尋ねた結果を図9に示した。

・社会的養護関係施設等(児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、一時保護所)で暮らす子どもとの関わり経験については、担任としての関わったことがある教員が38.90%で最も多く、担任以外で関わりがある教員23.00%を含めると**6割の教員が関わり経験がある**と回答していた。

・里親家庭・ファミリーホームで暮らす子どもとの関わり経験については、関わったことがない教員が60.80%で最も多かった。担任としての関わりがある教員21.20%と担任以外での関わりがある教員16.40%を含めると、**4割弱の教員が関わり経験がある**と回答していた。

・特別養子縁組家庭で暮らす子どもとの関わり経験については、関わりがない教員が69.70%で最も多かった。担任としての関わりがある教員12.40%と担任以外の関わりがある教員11.30%を含めると**2割の教員が関わり経験がある**と回答していた。

・児童相談所が対応・支援を行っている子どもとの関わり経験については、担任としての関わりがある教員が42.10%で最も多く、担任以外の関わりがある教員27.60%を含めると**7割弱の教員が関わり経験がある**と回答していた。

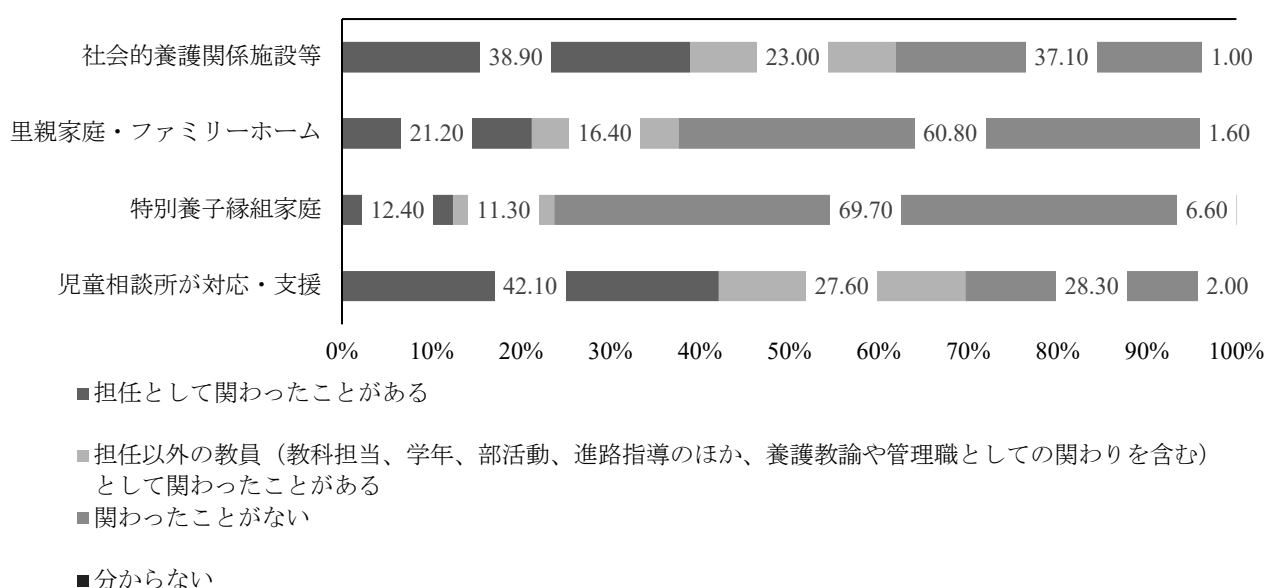


図9. 教員生活における社会的養護のもとにいる子どもとの関わり経験 (N=1303, %)

(4) 学校種別と社会的養護のもとにいる子どもとの関わり経験のクロス集計結果

学校種別（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校・学級）と社会的養護関係施設等（児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、一時保護所）で暮らす子どもとの関わり経験についてのクロス集計の結果を図10に示した。

- ・「担任としての関わり」は特別支援学校において最も多く、6割に関わり経験がみられた。
- ・「担任としての関わり」は、高等学校に比べ、小学校や中学校の教員にやや多くみられた。
- ・「担任以外としての関わり」は中学校、高等学校において2割みられた。
- ・「関わりなし」は小学校において最も多くみられた。

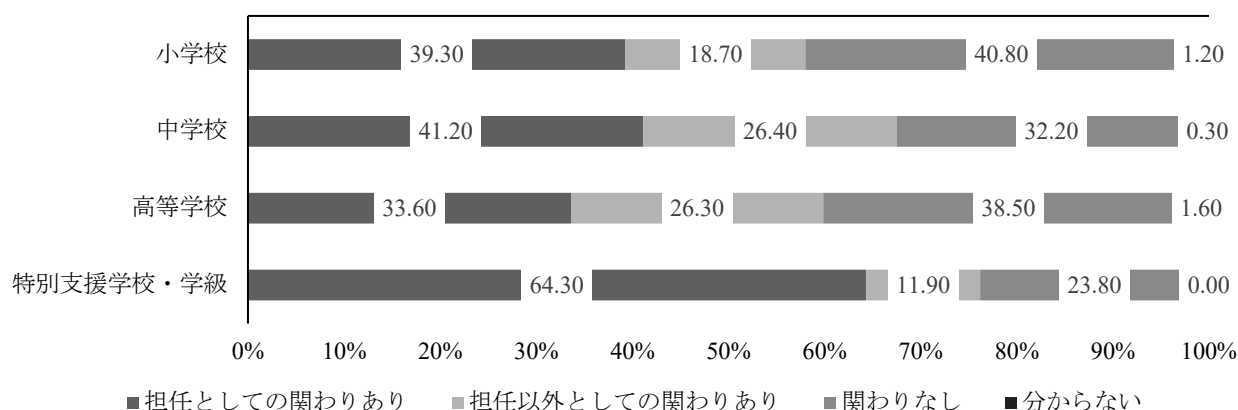


図10. 学校種別と社会的養護関係施設等で暮らす子どもとの関わり経験（N=1303，%）

学校種別（小学校、中学校、高等学校等）と里親家庭・ファミリーホームで暮らす子どもとの関わり経験のクロス集計の結果を図11に示した。

- ・いずれの種別においても、「関わりなし」が5割～6割程度を占め、最も多かった。
- ・「担任としての関わり」は、特別支援学校において35.70%と最も多くみられた。
- ・「担任以外としての関わり」は高等学校、中学校においてやや多くみられた。
- ・「関わりなし」は小学校において6割であり、最も多くみられた。

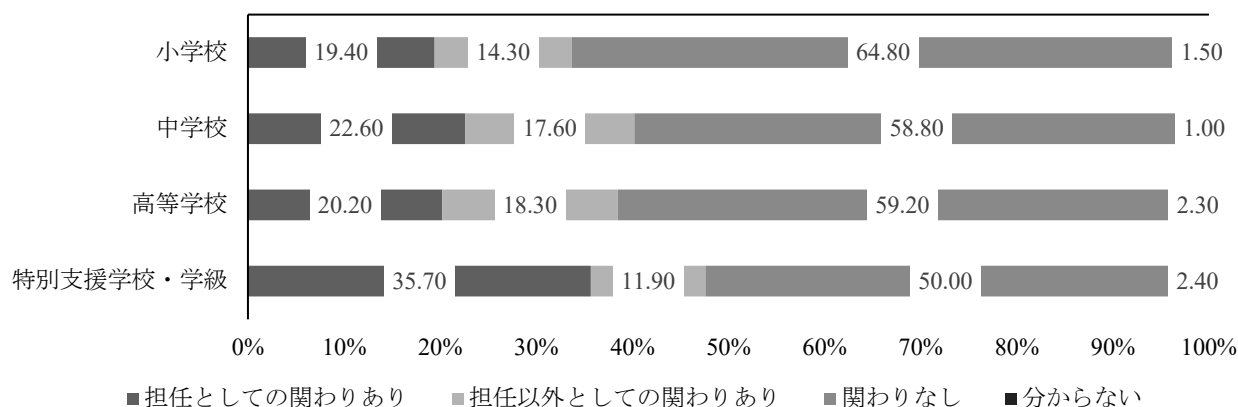


図11. 学校種別と里親家庭・ファミリーホームで暮らす子どもとの関わり経験（N=1303，%）

学校種別（小学校、中学校、高等学校等）と特別養子縁組家庭で暮らす子どもとの関わり経験のクロス集計の結果を図12に示した。

- ・ いずれの種別においても、「関わりなし」が6割～7割程度を占め、最も多かった。
- ・ 「担任としての関わり」は、特別支援学校において28.60%と最も多くみられた。
- ・ 「担任以外としての関わり」は中学校においてやや多くみられた。
- ・ 「関わりなし」は高等学校、小学校において7割であり、最も多くみられた。

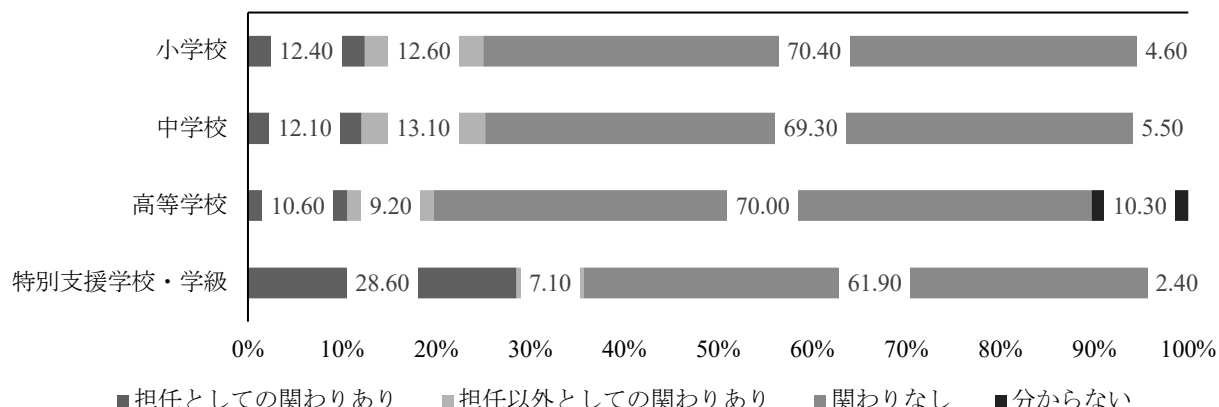


図12. 学校種別と特別養子縁組家庭で暮らす子どもとの関わり経験 (N=1303, %)

学校種別（小学校、中学校、高等学校等）と児童相談所が対応している/支援を行っている子どもとの関わり経験のクロス集計の結果を図13に示した。

- ・ 高等学校を除き、いずれの学校種別においても「担任としての関わりあり」が4割～5割程度を占め、最も多かった。
- ・ 「担任としての関わり」は特別支援学校において57.10%と最も多くみられた。
- ・ 「担任以外としての関わり」は中学校において32.20%と最も多くみられた。
- ・ 「関わりなし」は高等学校において36.90%と最も多くみられた。

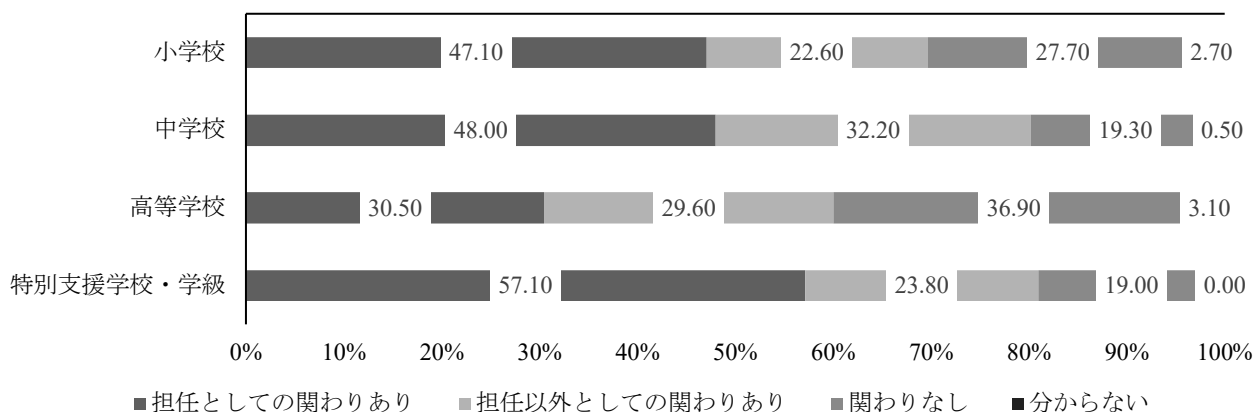


図13. 学校種別と児童相談所が対応している/支援を行っている子どもとの関わり経験 (N=1303, %)

(5) 教員歴と社会的養護のもとにいる子どもとの関わり経験のクロス集計結果

教員歴(10年未満, 10年以上20年未満, 20年以上)と社会的養護関係施設等(児童養護施設, 児童心理治療施設, 児童自立支援施設, 母子生活支援施設, 自立援助ホーム, 一時保護所)で暮らす子どもとの関わり経験のクロス集計の結果を図14に示した。

- ・「担任としての関わり」は, 10年以上20年未満において44.50%と最も多くみられた。
- ・「担任以外としての関わり」は20年以上において25.30%と最も多くみられた。
- ・「関わりなし」は10年未満において40.50%と最も多くみられた。

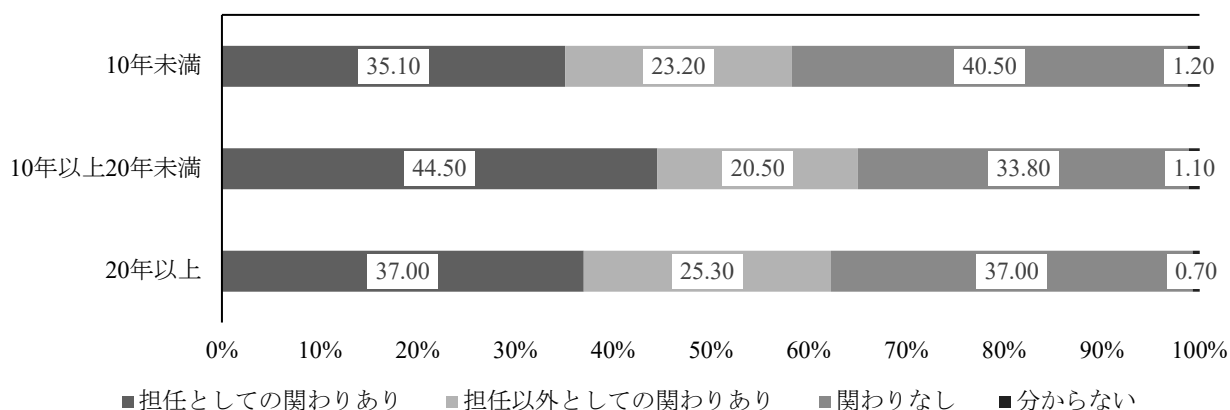


図14. 教員歴と社会的養護関係施設等で暮らす子どもとの関わり経験 (N=1303, %)

教員歴(10年未満, 10年以上20年未満, 20年以上)と里親家庭・ファミリーホームで暮らす子どもとの関わり経験のクロス集計の結果を図15に示した。

- ・ いずれも「関わりなし」が5割～6割程度で最も多かった。
- ・「担任としての関わり」は, 10年以上20年未満において24.70%と最も多くみられた。
- ・「担任以外としての関わり」は20年以上において18.00%と最も多くみられた。
- ・「関わりなし」は10年未満において65.80%と最も多くみられた。

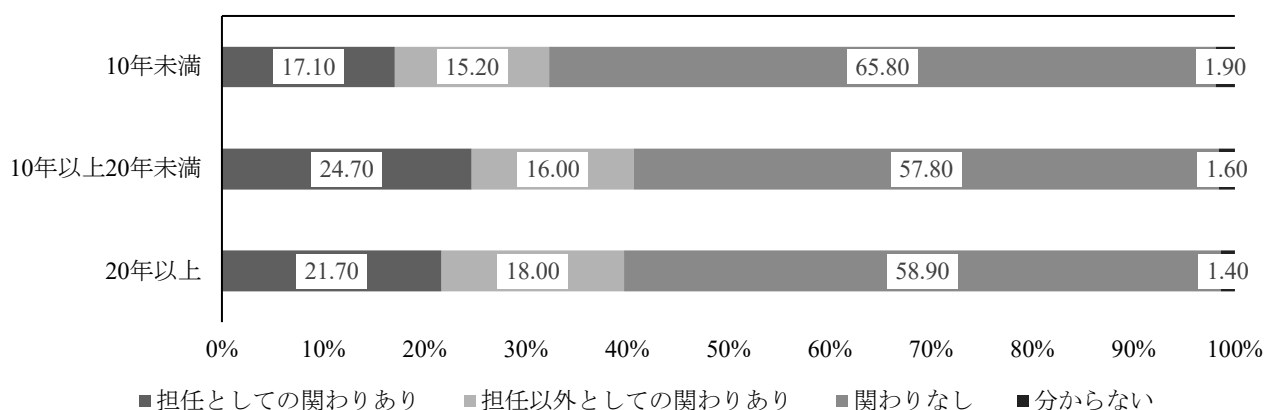


図15. 教員歴と里親家庭・ファミリーホームで暮らす子どもとの関わり経験 (N=1303, %)

教員歴(10年未満, 10年以上20年未満, 20年以上)と特別養子縁組家庭で暮らす子どもとの関わり経験のクロス集計の結果を図16に示した。

- ・ いずれも「関わりなし」が6割～7割程度で最も多かった。
- ・ 「担任としての関わり」は, 10年以上20年未満において15.50%と最も多くみられた。
- ・ 「担任以外としての関わり」は10年以上20年未満において13.20%と最も多くみられた。
- ・ 「関わりなし」は10年未満において75.20%と最も多くみられた。

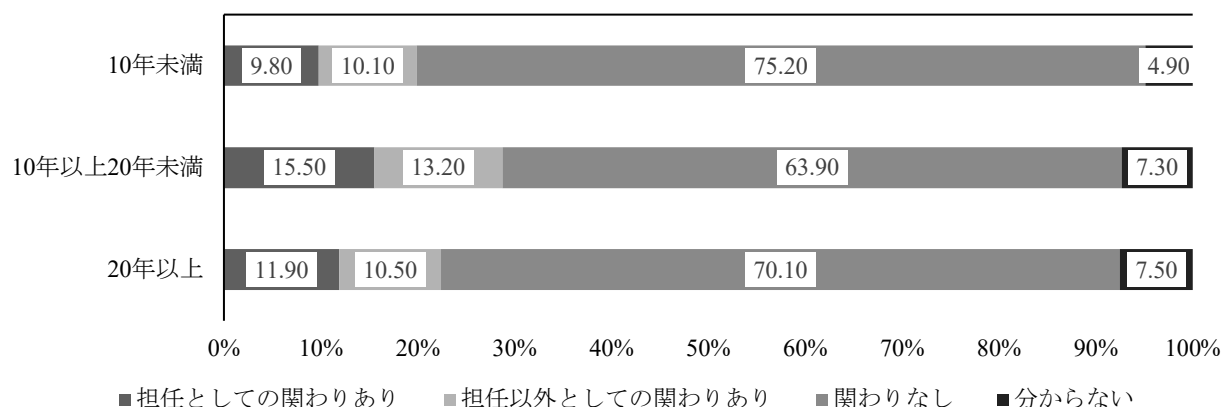


図16. 教員歴と特別養子縁組家庭で暮らす子どもとの関わり経験 (N=1303, %)

教員歴(10年未満, 10年以上20年未満, 20年以上)と児童相談所が対応している/支援を行っている子どもとの関わり経験のクロス集計の結果を図17に示した。

- ・ 「担任としての関わり」は, 10年以上20年未満において49.50%と最も多くみられた。
- ・ 「担任以外としての関わり」は20年以上において30.80%と最も多くみられた。
- ・ 「関わりなし」は10年未満において36.30%と最も多くみられた。

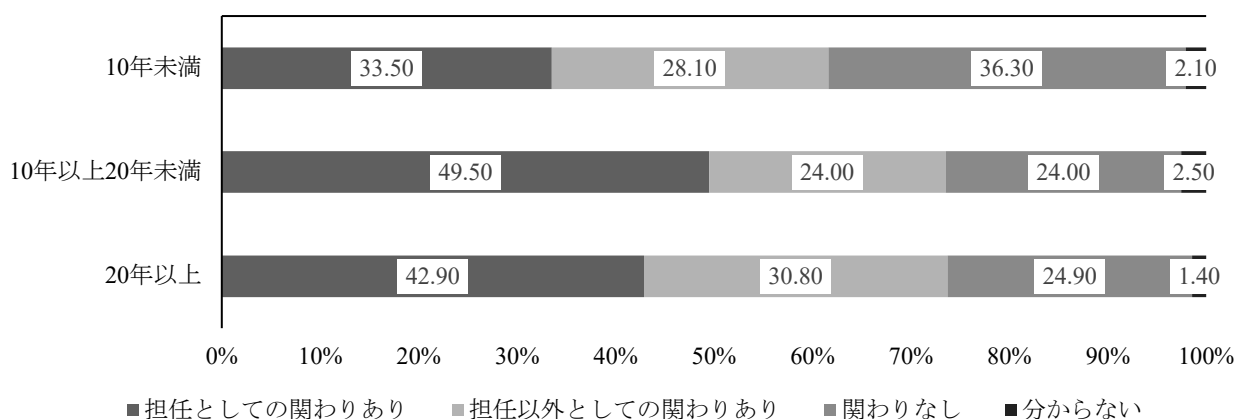


図17. 教員歴と児童相談所が対応している/支援を行っている子どもとの関わり経験 (N=1303, %)

(6)職名と社会的養護のもとにいる子どもとの関わり経験のクロス集計結果

職名（管理職、主任経験あり教諭、主任経験なし教諭、養護教諭）と社会的養護関係施設等（児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、一時保護所）で暮らす子どもとの関わり経験のクロス集計の結果を図18に示した。

- ・「担任としての関わり」は、主任経験あり教諭において50.30%と最も多くみられた。
- ・「担任以外としての関わり」は養護教諭において58.50%と最も多くみられた。
- ・「関わりなし」は主任経験なし教諭において40.10%と最も多くみられた。

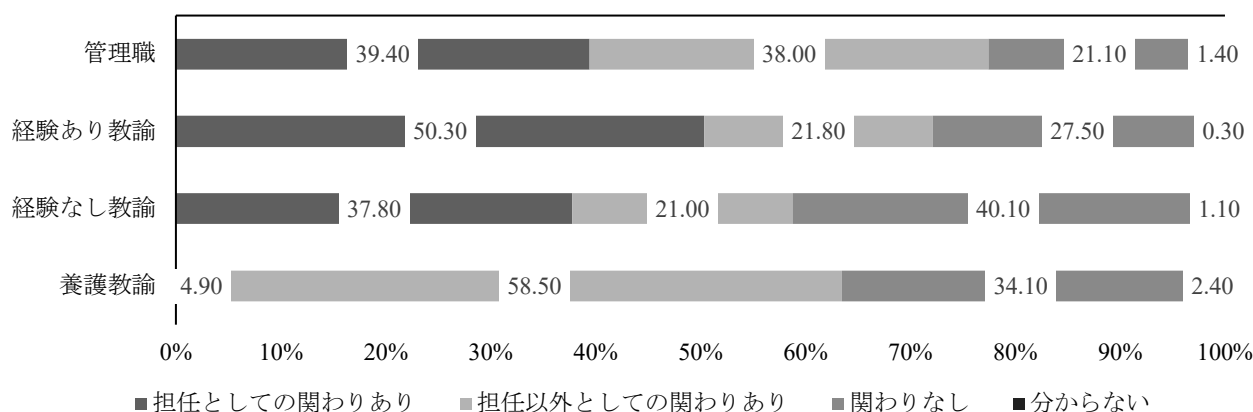


図18. 職名と社会的養護関係施設等で暮らす子どもとの関わり経験（N=1303, %）

職名（管理職、主任経験あり教諭、主任経験なし教諭、養護教諭）と里親家庭・ファミリーホームで暮らす子どもとの関わり経験のクロス集計の結果を図19に示した。

- ・「担任としての関わり」は、主任経験あり教諭において33.50%と最も多くみられた。
- ・「担任以外としての関わり」は養護教諭において41.50%と最も多くみられた。
- ・「関わりなし」は主任経験なし教諭において66.30%と最も多くみられた。

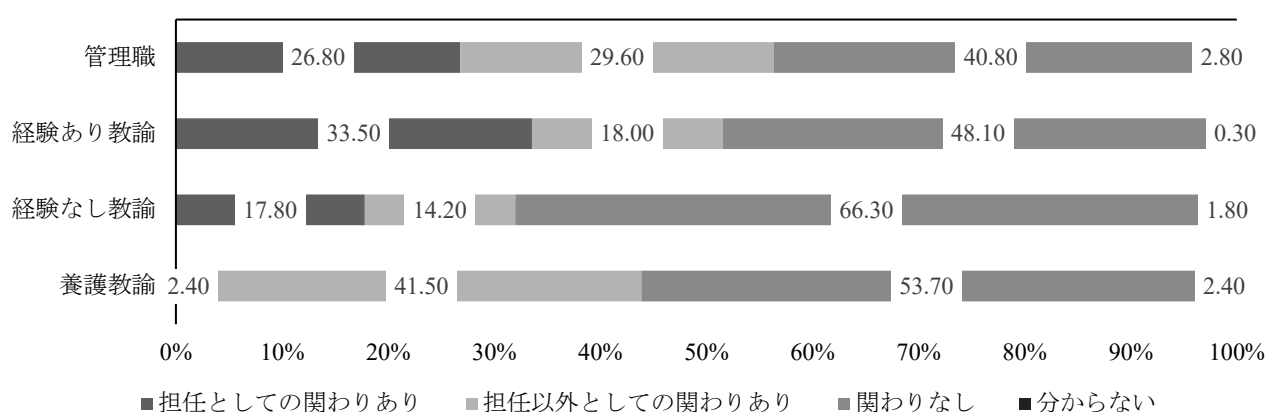


図19. 職名と里親家庭・ファミリーホームで暮らす子どもとの関わり経験（N=1303, %）

職名（管理職，主任経験あり教諭，主任経験なし教諭，養護教諭）と特別養子縁組家庭で暮らす子どもとの関わり経験のクロス集計の結果を図20に示した。

- ・ いずれにおいても「関わりなし」が5割～7割程度で，最も多かった。
- ・ 「担任としての関わり」は，主任経験あり教諭において21.50%，次いで管理職において21.10%と多くみられた。
- ・ 「担任以外としての関わり」は管理職において21.10%と最も多くみられた。
- ・ 「関わりなし」は主任経験なし教諭において73.80%と最も多くみられた。

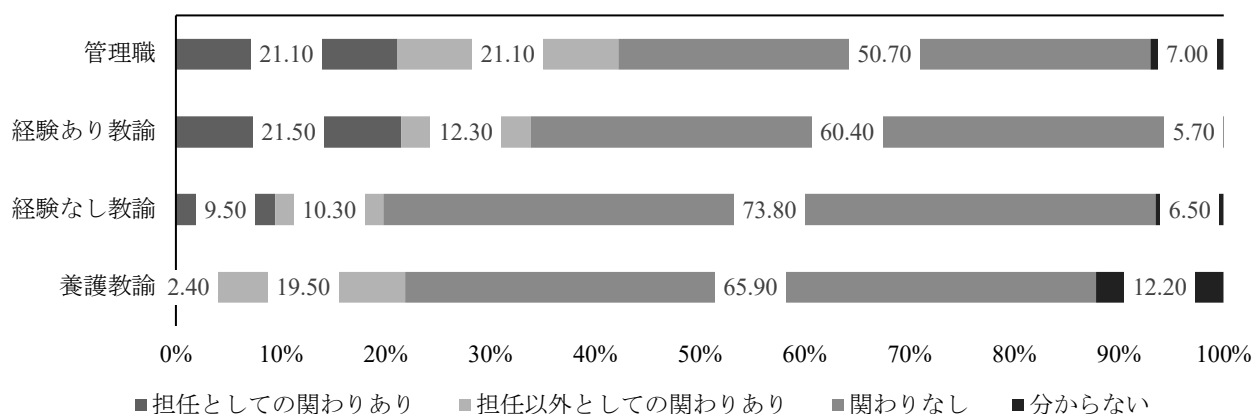


図20. 職名と特別養子縁組家庭で暮らす子どもとの関わり経験 (N=1303, %)

職名（管理職，主任経験あり教諭，主任経験なし教諭，養護教諭）と児童相談所が対応している/支援を行っている子どもとの関わり経験のクロス集計の結果を図21に示した。

- ・ いずれの職名においても「担任としての関わりあり」あるいは「担任以外としての関わりあり」が最も多かった。
- ・ 「担任としての関わり」は，主任経験あり教諭において55.10%と最も多くみられた。
- ・ 「担任以外としての関わり」は養護教諭において75.60%と最も多くみられた。
- ・ 「関わりなし」は主任経験なし教諭において32.00%と最も多くみられた。

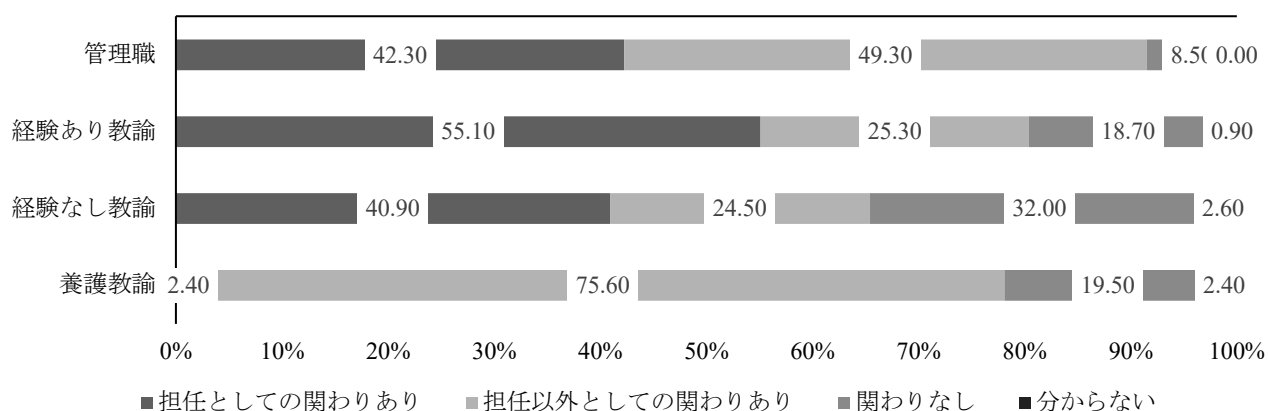


図21. 職名と児童相談所が対応している/支援を行っている子どもとの関わり経験 (N=1303, %)

(7)職名（管理職，主任経験あり教諭，主任経験なし教諭，養護教諭）と聴取事項③～⑥のクロス集計結果

職名と③社会的養護のもとにいる子どもへの理解・対応に対する自信のクロス集計

職名と③社会的養護のもとにいる子どもへの理解・対応に対する自信のクロス集計について，③の下位項目ごとに分析した。各クロス集計の結果を図22～図36に示した。

職名と児童福祉法の内容に関する知識への自信

- ・管理職の3割，主任経験あり教諭と養護教諭の1割が「やや自信がある」「とても自信がある」と回答していた。
- ・主任経験なし教諭は6割が「あまり自信がない」「全く自信がない」と回答していた。

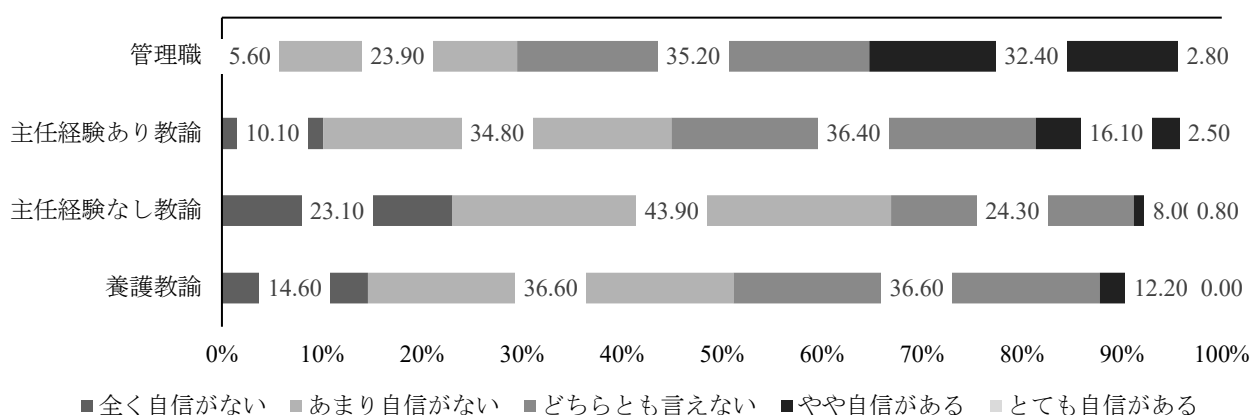


図22. 職名と児童福祉法の内容に関する知識への自信 (N=1303, %)

職名と児童虐待防止法の内容に関する知識への自信

- ・管理職の4割，主任経験あり教諭と養護教諭の2割が「やや自信がある」「とても自信がある」と回答していた。
- ・主任経験なし教諭は5割が「あまり自信がない」「全く自信がない」と回答していた。

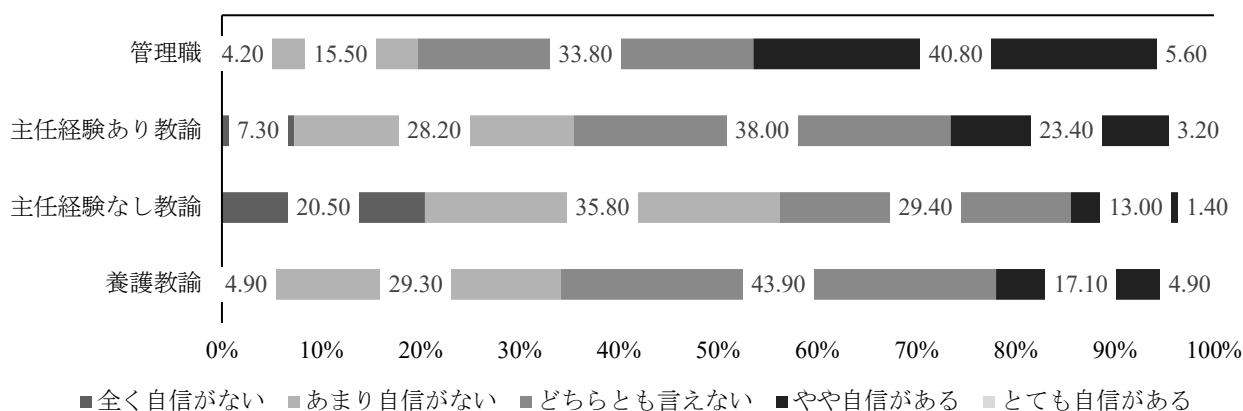


図23. 職名と児童虐待防止法の内容に関する知識への自信 (N=1303, %)

職名と子どもの権利条約の内容に関する知識への自信

- ・管理職の5割，主任経験あり教諭の3割が「やや自信がある」「とても自信がある」と回答していた。
- ・主任経験なし教諭は5割が「あまり自信がない」「全く自信がない」と回答していた。

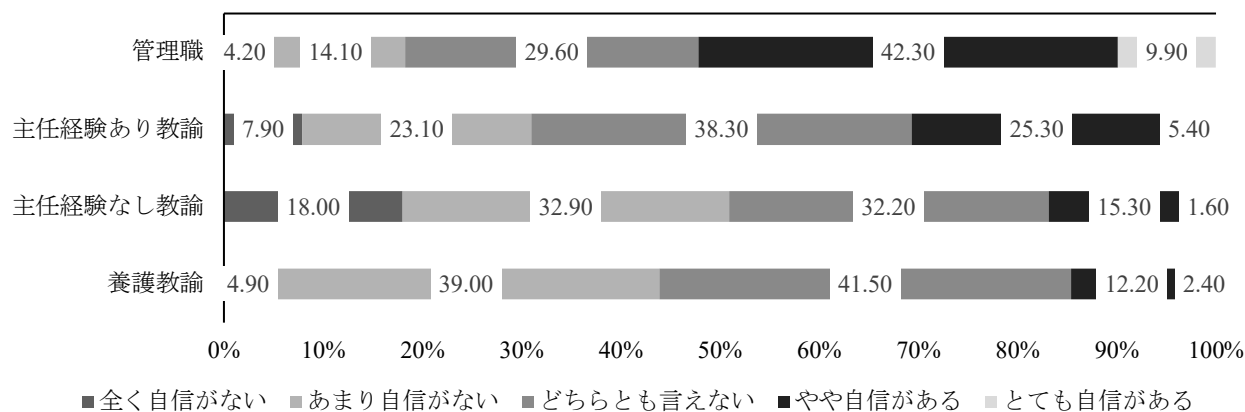


図24. 職名と子どもの権利条約の内容に関する知識への自信（N=1303，%）

職名と児童虐待の定義に関する知識への自信

- ・管理職の5割，養護教諭の4割弱，主任経験あり教諭の3割，主任経験なし教諭の2割が「やや自信がある」「とても自信がある」と回答していた。
- ・主任経験なし教諭は4割が「あまり自信がない」「全く自信がない」と回答していた。

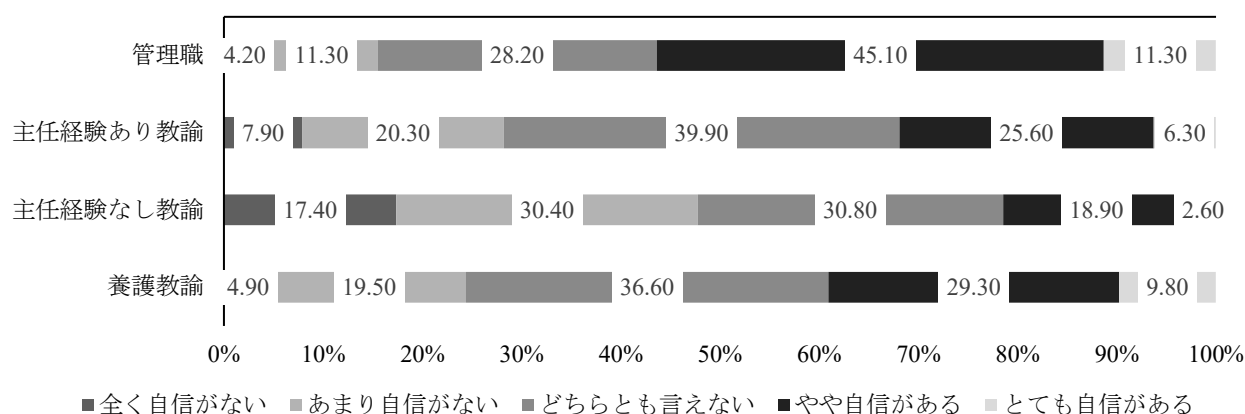


図25. 職名と児童虐待の定義に関する知識への自信（N=1303，%）

職名と児童養護施設の持つ機能に関する知識への自信

- ・管理職の3割、主任経験あり教諭の2割が「やや自信がある」「とても自信がある」と回答していた。
- ・主任経験なし教諭は5割が「あまり自信がない」「全く自信がない」と回答していた。

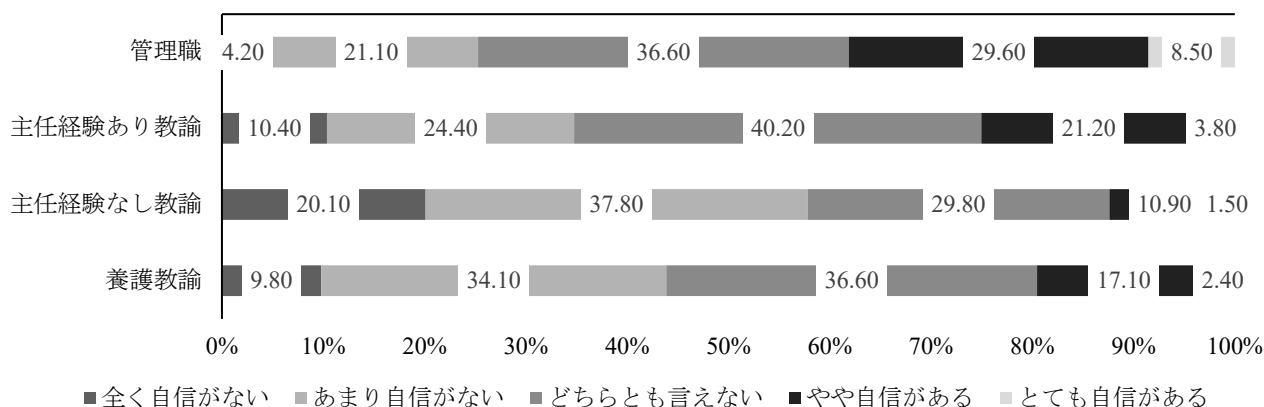


図26. 職名と児童養護施設の持つ機能に関する知識への自信 (N=1303, %)

職名と児童心理治療施設の持つ機能に関する知識への自信

- ・管理職の2割が「やや自信がある」「とても自信がある」と回答していた。
- ・主任経験なし教諭は6割が「あまり自信がない」「全く自信がない」と回答していた。

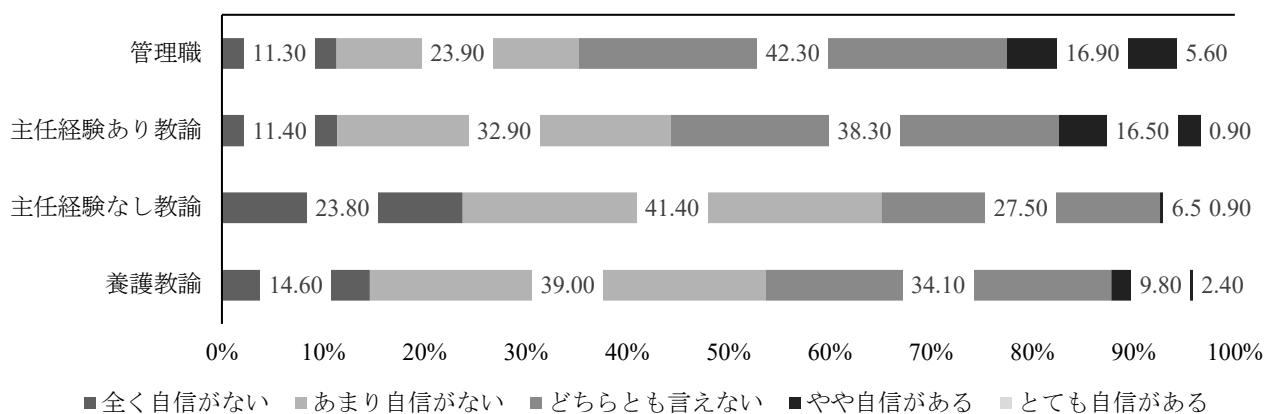


図27. 職名と児童心理治療施設の持つ機能に関する知識への自信 (N=1303, %)

職名と児童自立支援施設の持つ機能に関する知識への自信

- ・管理職の3割，主任経験あり教諭の2割が「やや自信がある」「とても自信がある」と回答していた。
- ・主任経験なし教諭は6割が「あまり自信がない」「全く自信がない」と回答していた。

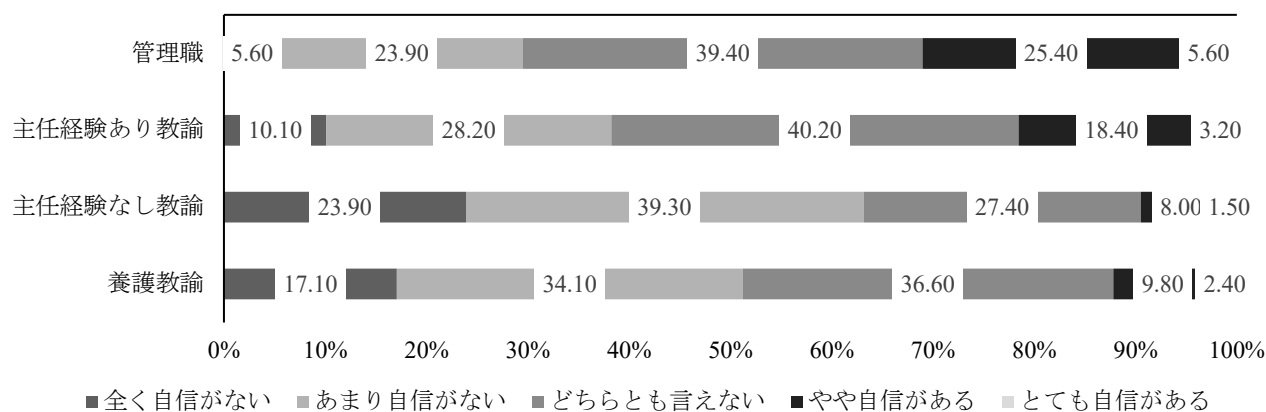


図28. 職名と児童自立支援施設の持つ機能に関する知識への自信 (N=1303, %)

職名と母子生活支援施設の持つ機能に関する知識への自信

- ・管理職，主任経験あり教諭，養護教諭の1割が「やや自信がある」「とても自信がある」と回答していた。
- ・主任経験なし教諭は6割が「あまり自信がない」「全く自信がない」と回答していた。

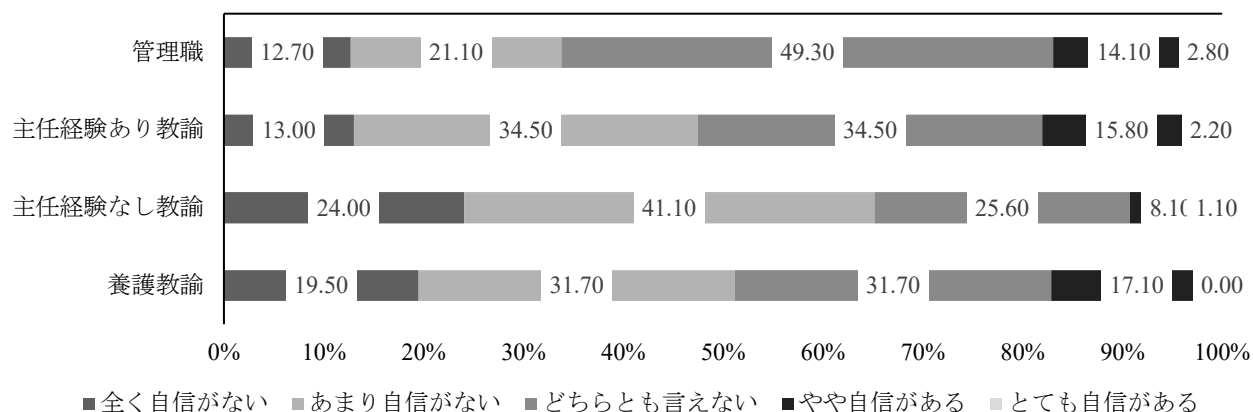


図29. 職名と母子生活支援施設の持つ機能に関する知識への自信 (N=1303, %)

職名と里親・ファミリーホームの制度に関する知識への自信

・管理職の2割，主任経験あり教諭と養護教諭の1割が「やや自信がある」「とても自信がある」と回答していた。

・主任経験なし教諭は6割が「あまり自信がない」「全く自信がない」と回答していた。

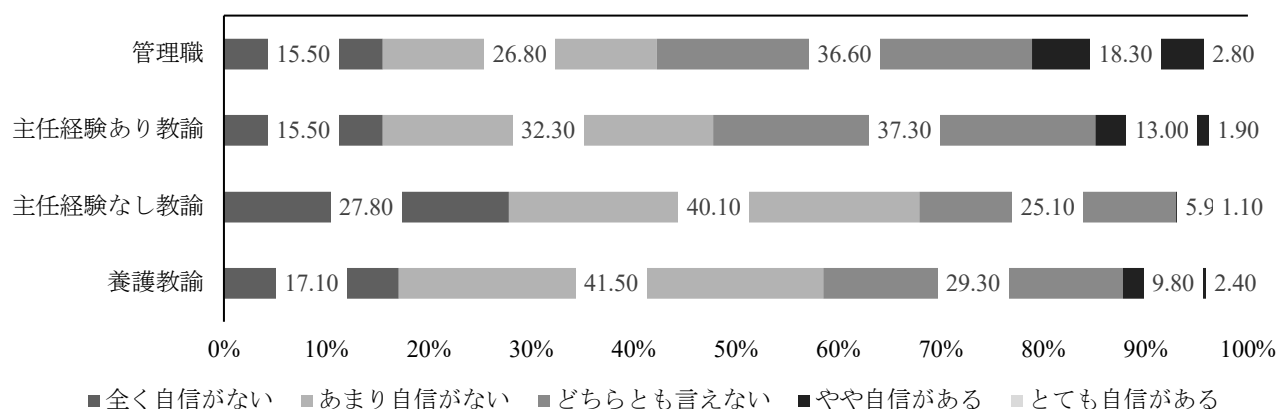


図30. 職名と里親・ファミリーホームの制度に関する知識への自信 (N=1303, %)

職名と特別養子縁組制度に関する知識への自信

・管理職，主任経験あり教諭，養護教諭の1割が「やや自信がある」「とても自信がある」と回答していた。

・主任経験なし教諭は7割弱が「あまり自信がない」「全く自信がない」と回答していた。

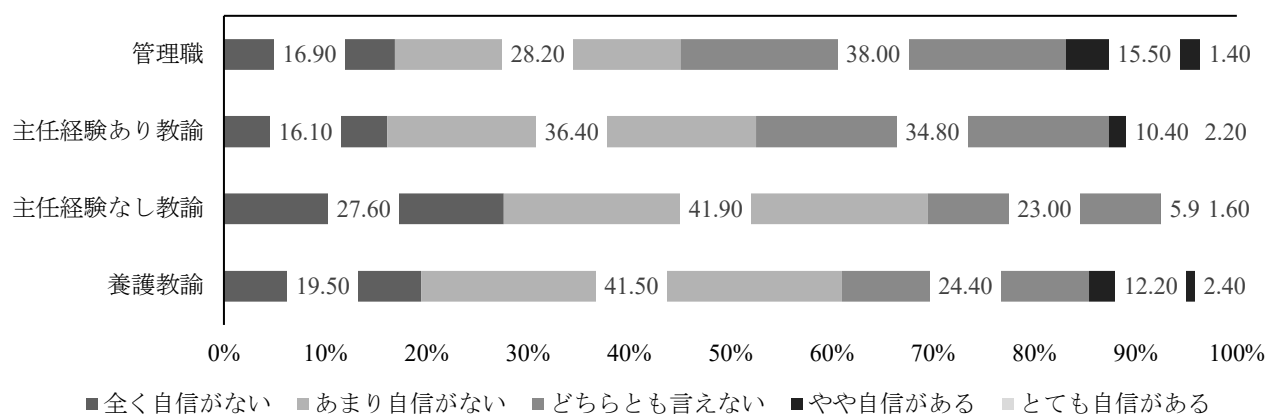


図31. 職名と特別養子縁組制度に関する知識への自信 (N=1303, %)

職名と児童虐待の疑いがあるケースへの学校における初期対応に対する自信

- ・管理職の6割，主任経験あり教諭の3割，養護教諭の4割弱が「やや自信がある」「とても自信がある」と回答していた。
- ・主任経験なし教諭は4割が「あまり自信がない」「全く自信がない」と回答していた。

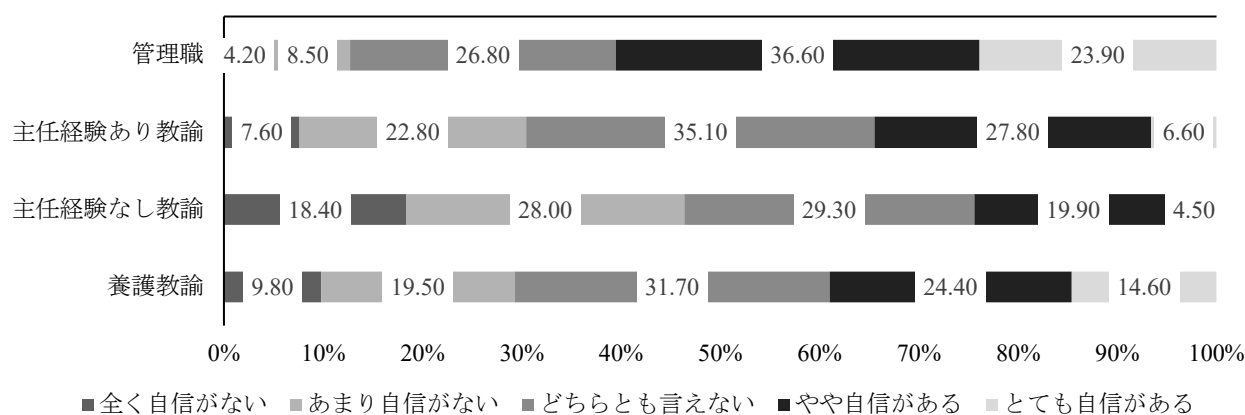


図32. 職名と児童虐待の疑いがあるケースへの学校における初期対応に対する自信
(N=1303, %)

職名と一時保護中の子どもや家庭への学校における対応に対する自信

- ・管理職の5割，主任経験あり教諭の3割弱，養護教諭の2割が「やや自信がある」「とても自信がある」と回答していた。
- ・主任経験なし教諭は5割が「あまり自信がない」「全く自信がない」と回答していた。

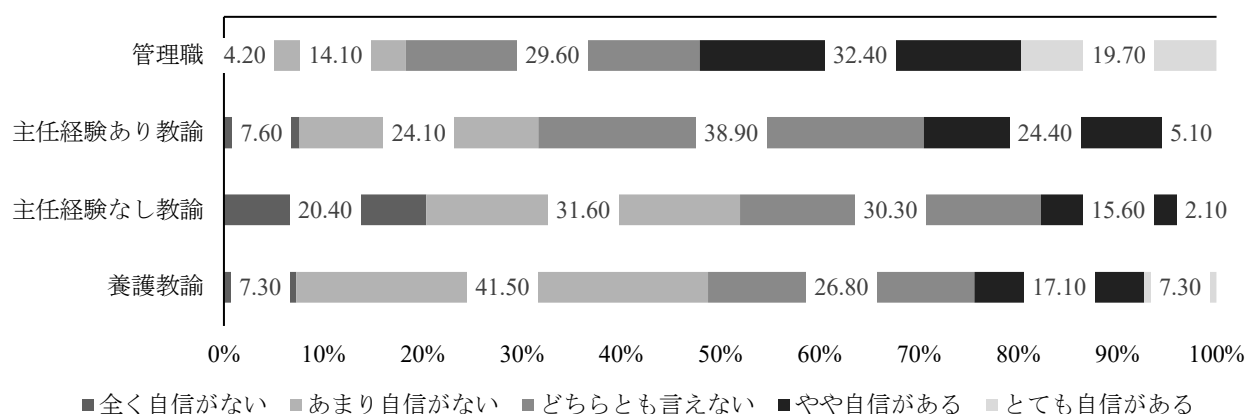


図33. 職名と一時保護中の子どもや家庭への学校における対応に対する自信 (N=1303, %)

職名と児童相談所の在宅指導中の子どもや家庭への学校における対応に対する自信

- ・管理職の5割，主任経験あり教諭の2割が「やや自信がある」「とても自信がある」と回答していた。
- ・主任経験なし教諭は5割が「あまり自信がない」「全く自信がない」と回答していた。

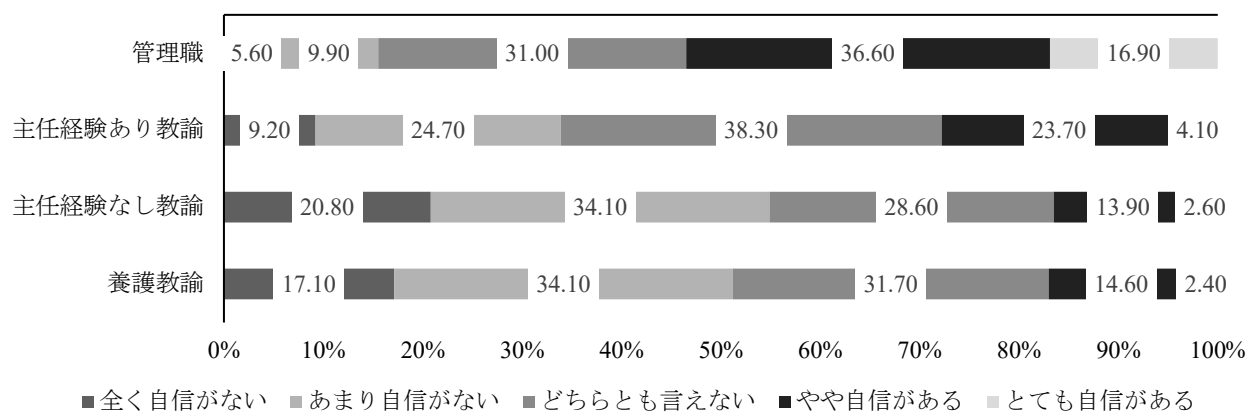


図34. 職名と児童相談所の在宅指導中の子どもや家庭への学校における対応に対する自信
(N=1303, %)

職名と里親家庭・ファミリーホームで育つ子どもや家庭への学校における対応に対する自信

- ・管理職の2割，主任経験あり教諭と養護教諭の1割が「やや自信がある」「とても自信がある」と回答していた。
- ・主任経験なし教諭は6割が「あまり自信がない」「全く自信がない」と回答していた。

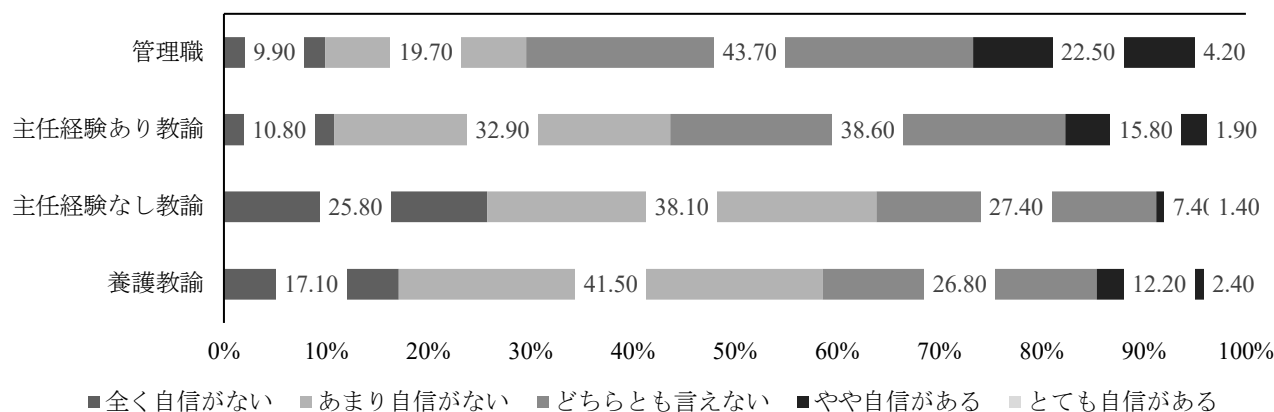


図35. 職名と里親家庭・ファミリーホームで育つ子どもや家庭への学校における対応に対する自信
(N=1303, %)

職名と特別養子縁組家庭で育つ子どもや家庭への学校における対応に対する自信

- ・管理職の2割、主任経験あり教諭と養護教諭の1割が「やや自信がある」「とても自信がある」と回答していた。
- ・主任経験なし教諭は6割が「あまり自信がない」「全く自信がない」と回答していた。

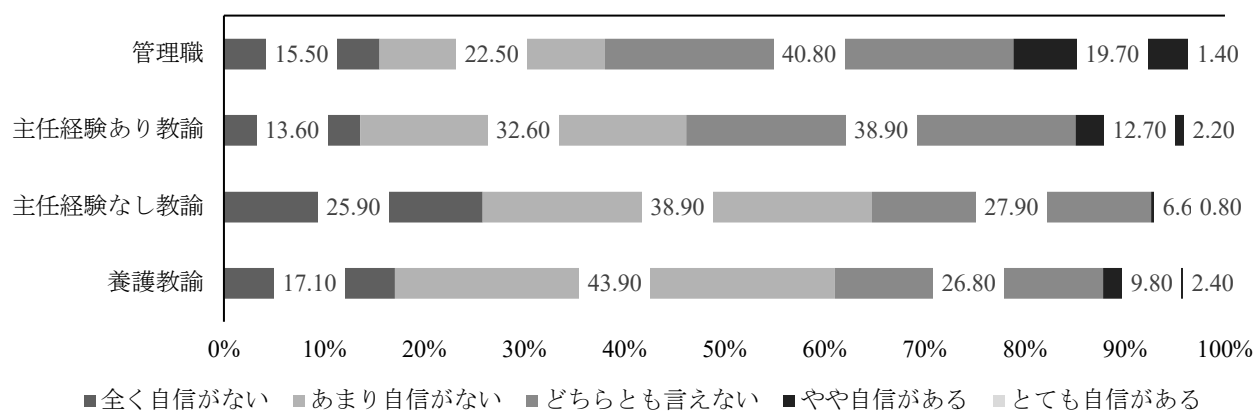


図36. 職名と特別養子縁組家庭で育つ子どもや家庭への学校における対応に対する自信
(N=1303, %)

職名と④校内連携と校外連携に対する意識のクロス集計

職名と④校内連携と校外連携に対する意識のクロス集計について、④の下位項目ごとに分析した。各クロス集計の結果を図37～図52に示した。

職名と校内連携の際の連携に対する管理職の積極的な姿勢の重要性

・管理職と養護教諭と主任経験なし教諭の8割、主任経験あり教諭の7割が「ややそう思う」「とてもそう思う」と回答していた。

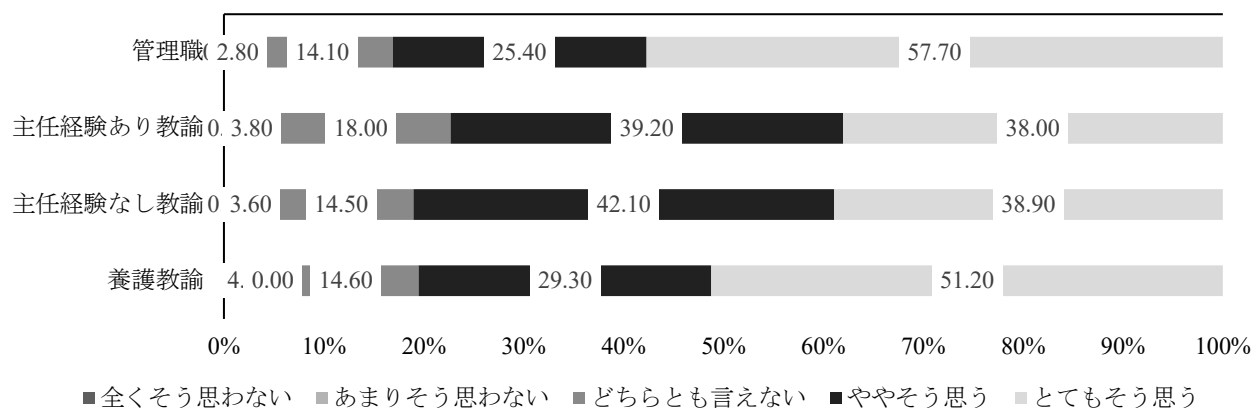


図37. 職名と校内連携の際の連携に対する管理職の積極的な姿勢の重要性 (N=1303, %)

職名と校内連携の際の校内の体制づくりの重要性

・管理職と養護教諭と主任経験なし教諭の8割、主任経験あり教諭の7割が「ややそう思う」「とてもそう思う」と回答していた。

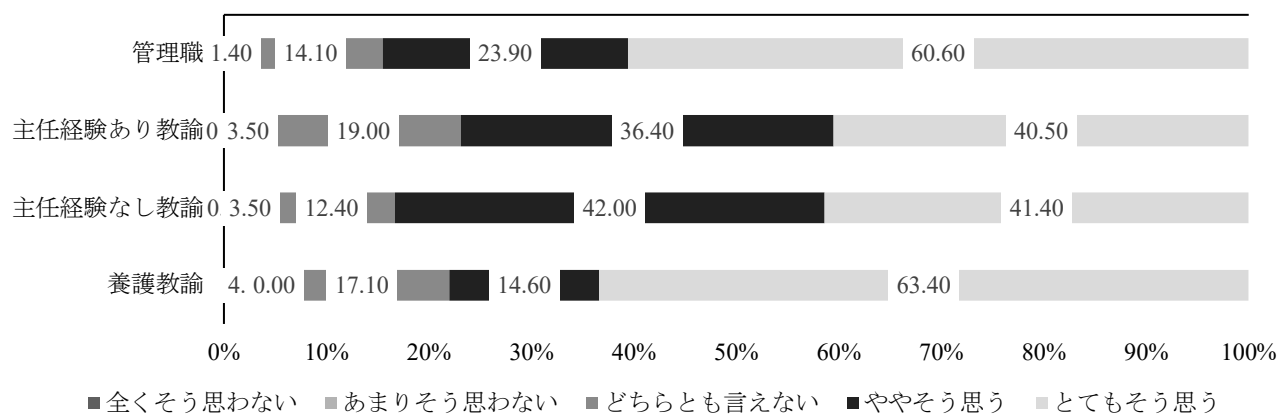


図38. 職名と校内連携の際の校内の体制づくりの重要性 (N=1303, %)

職名と校内連携の際に全教職員が協力する体制の重要性

・養護教諭と管理職の8割，主任経験なし教諭と主任経験あり教諭の7割が「ややそう思う」「とてもそう思う」と回答していた。

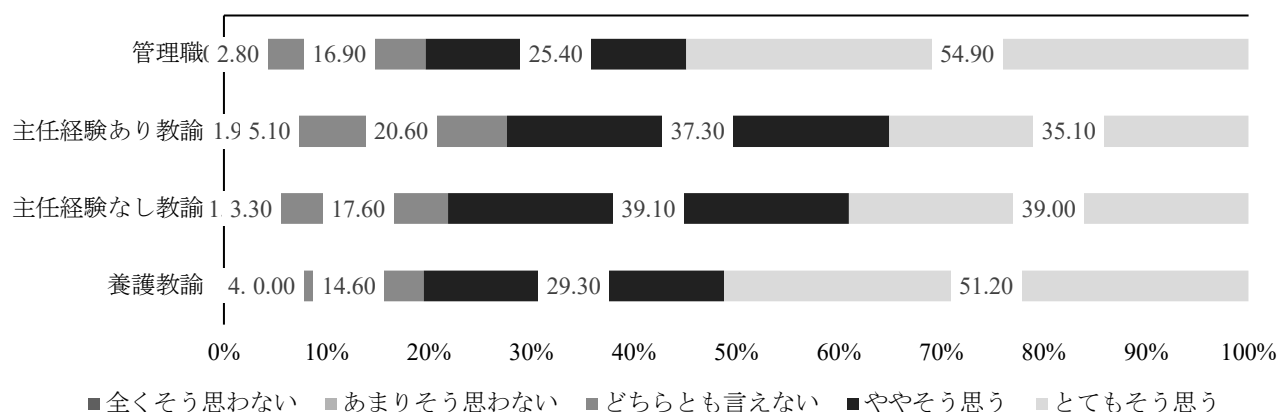


図39. 職名と校内連携の際に全教職員が協力する体制の重要性 (N=1303, %)

職名と校内連携の際に登校に苦慮している生徒について考えることの重要性

・管理職と主任経験なし教諭の8割，主任経験あり教諭と養護教諭の7割が「ややそう思う」「とてもそう思う」と回答していた。

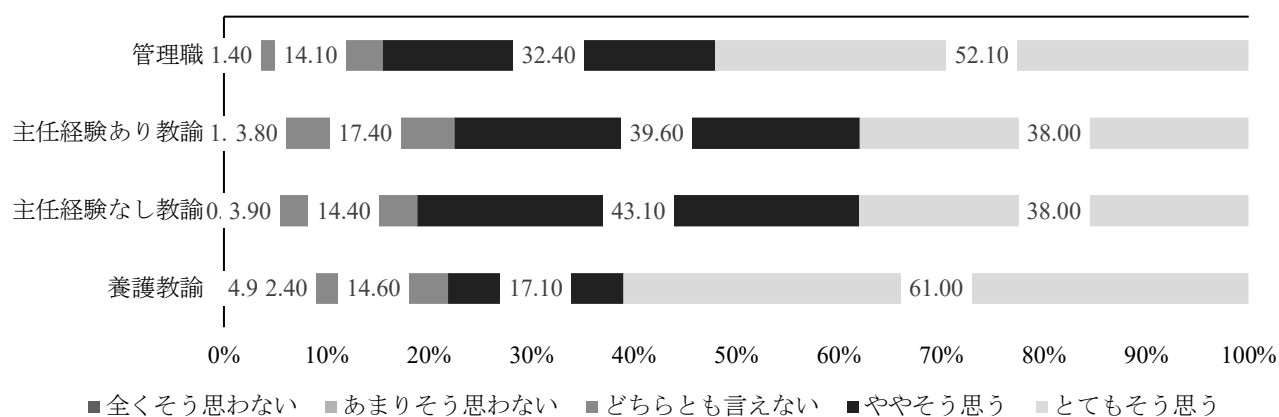


図40. 職名と校内連携の際に登校に苦慮している生徒について考えることの重要性 (N=1303, %)

職名と校内連携の際に課題発生を早期発見する視点の重要性

・管理職と主任経験なし教諭の8割，主任経験あり教諭と養護教諭の7割が「ややそう思う」「とてもそう思う」と回答していた。

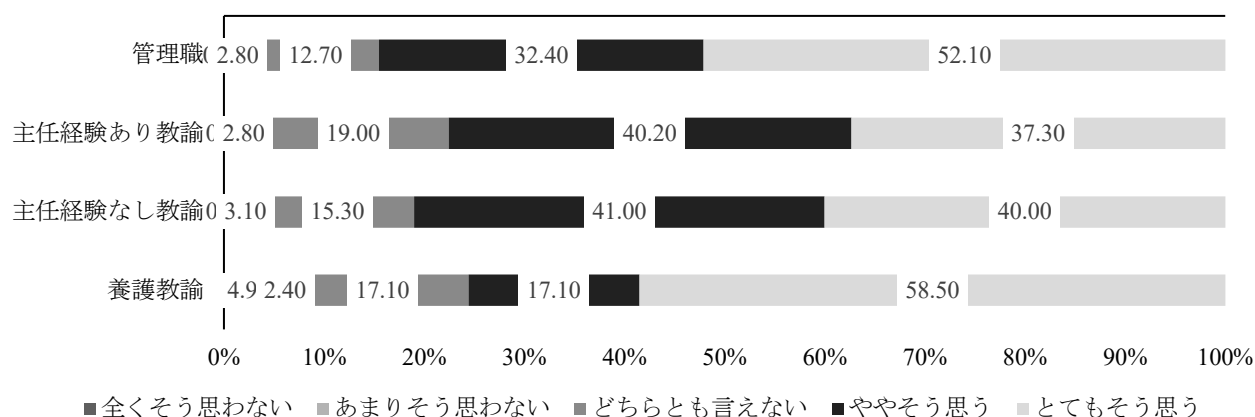


図41. 職名と校内連携の際に課題発生を早期発見する視点の重要性 (N=1303, %)

職名と校内連携の際に課題発生を未然に防止する視点の重要性

・管理職と養護教諭の8割，主任経験あり教諭の7割，主任経験なし教諭の8割弱が「ややそう思う」「とてもそう思う」と回答していた。

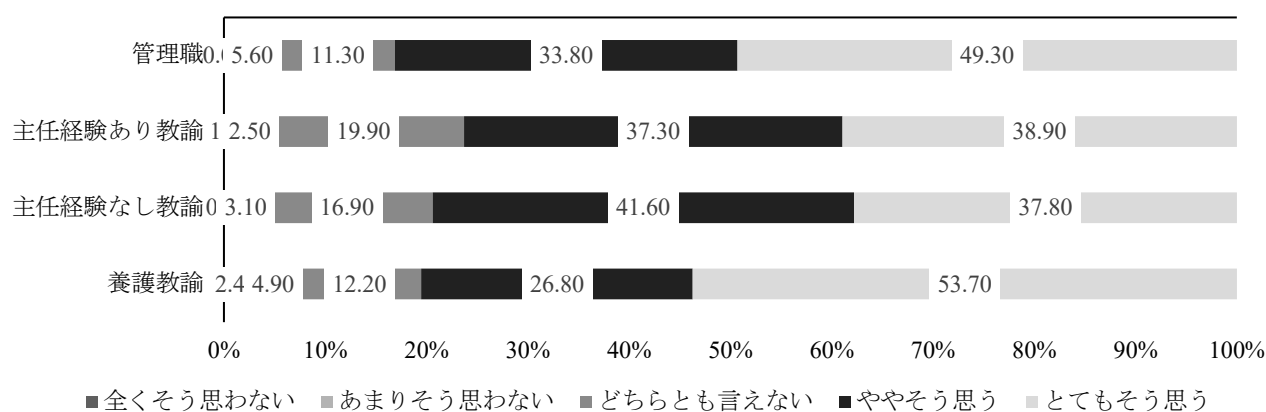


図42. 職名と校内連携の際に課題発生を未然に防止する視点の重要性 (N=1303, %)

職名と校内連携の際に日頃から生徒の発達を支持する視点の重要性

・管理職と主任経験なし教諭の8割、主任経験あり教諭と養護教諭の7割が「ややそう思う」「とてもそう思う」と回答していた。

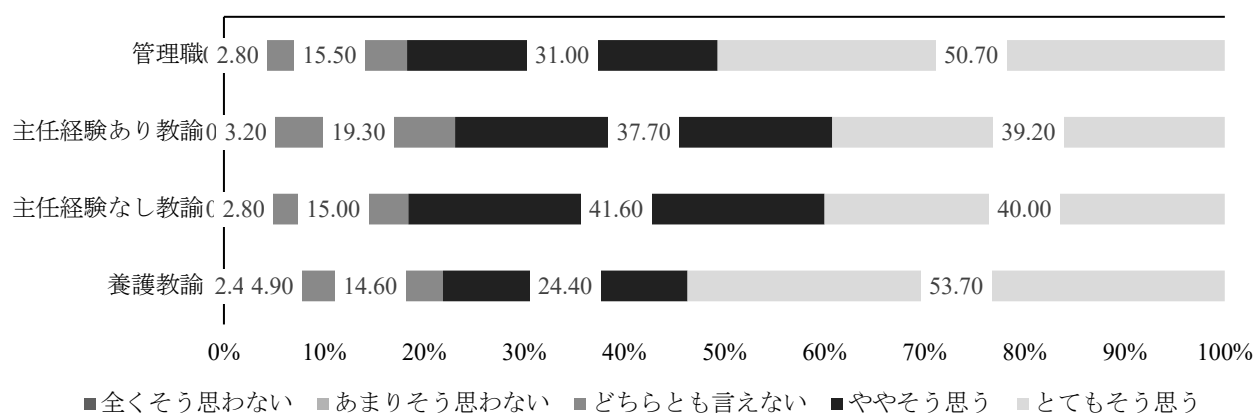


図43. 職名と校内連携の際に日頃から生徒の発達を支持する視点の重要性 (N=1303, %)

職名と校内連携の際に校内の情報集約のキーパーソンを定めることの重要性

・管理職の8割が「ややそう思う」「とてもそう思う」と回答していた。

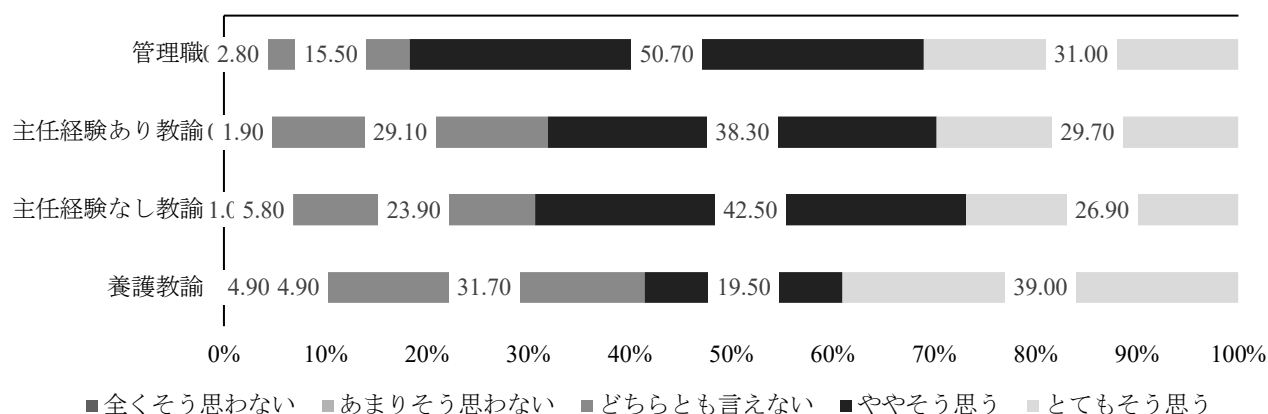


図44. 職名と校内連携の際に校内の情報集約のキーパーソンを定めることの重要性 (N=1303, %)

職名と校内連携の際の子ども・家庭のアセスメント(見立て)の重要性

・管理職の8割，主任経験あり教諭と主任経験なし教諭と養護教諭の7割が「ややそう思う」「とてもそう思う」と回答していた。

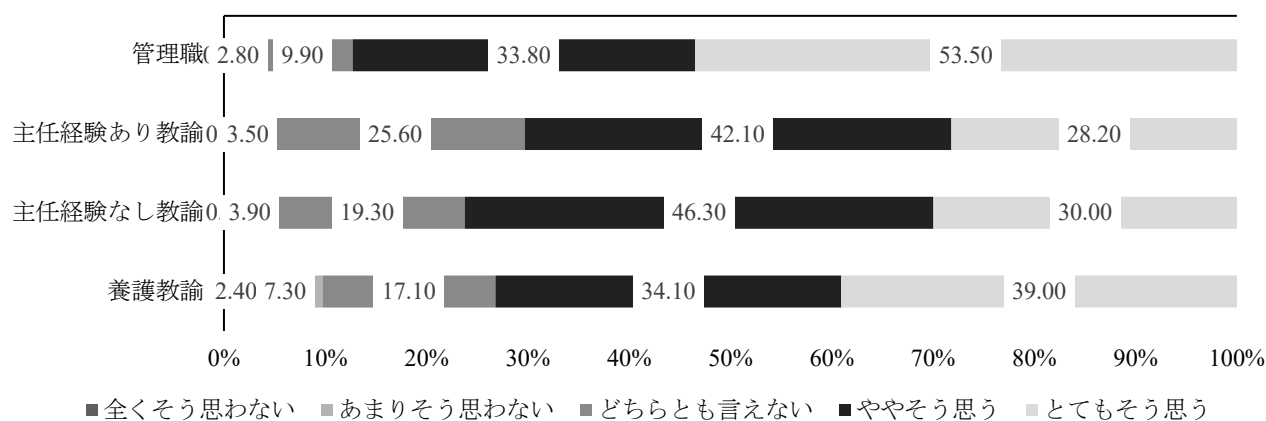


図45. 職名と校内連携の際の子ども・家庭のアセスメント(見立て)の重要性 (N=1303, %)

職名と校外連携の際に課題発生を早期発見する視点の重要性

・管理職の8割，主任経験あり教諭と主任経験なし教諭と養護教諭の7割が「ややそう思う」「とてもそう思う」と回答していた。

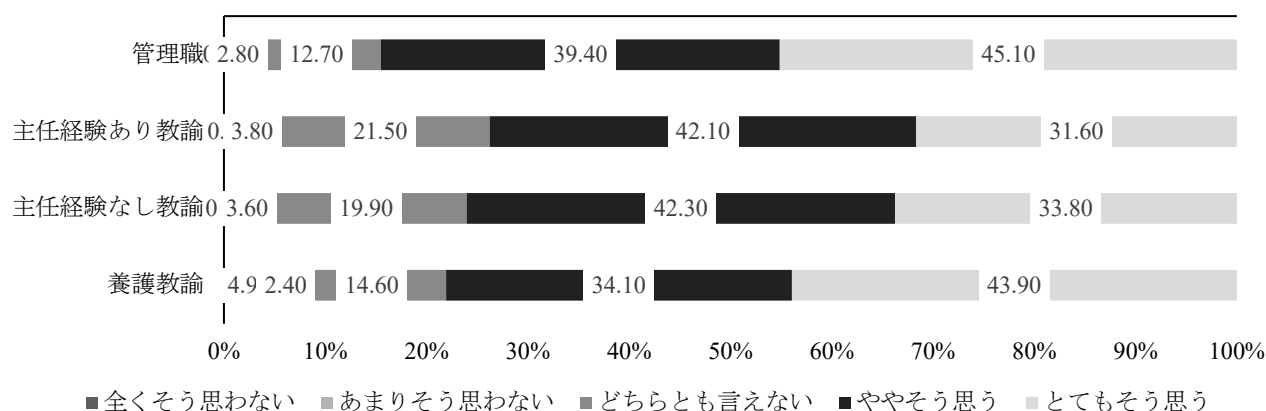


図46. 職名と校外連携の際に課題発生を早期発見する視点の重要性 (N=1303, %)

職名と校外連携の際に課題発生を未然に防止する視点の重要性

・管理職と主任経験あり教諭と主任経験なし教諭と養護教諭の7割が「ややそう思う」「とてもそう思う」と回答していた。

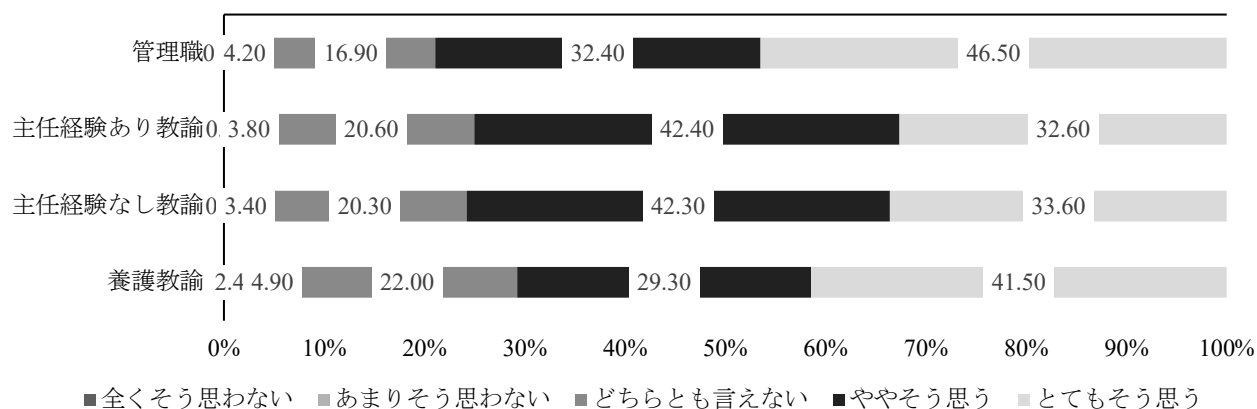


図47. 職名と校外連携の際に課題発生を未然に防止する視点の重要性 (N=1303, %)

職名と校外連携の際に日頃から生徒の発達を支持する視点の重要性

・管理職の8割、主任経験あり教諭と主任経験なし教諭と養護教諭の7割が「ややそう思う」「とてもそう思う」と回答していた。

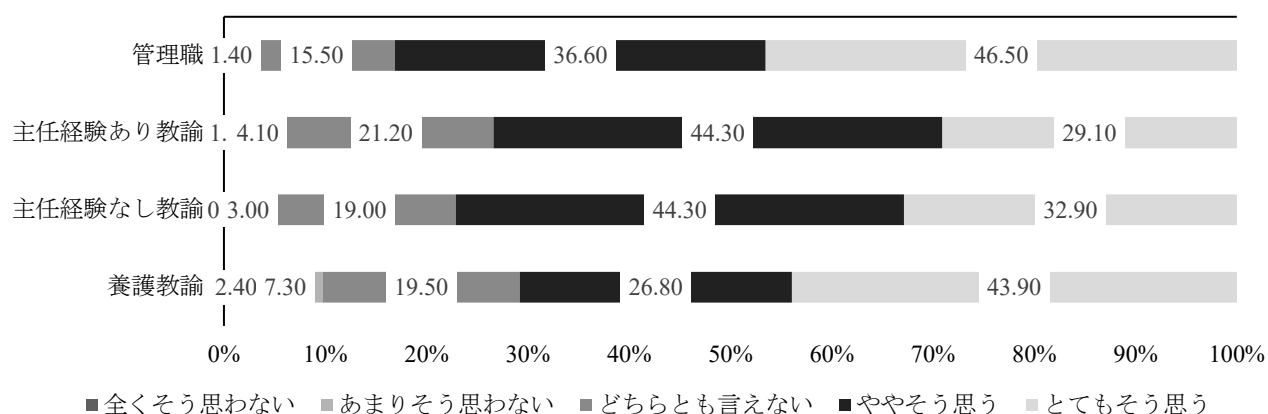


図48. 職名と校外連携の際に日頃から生徒の発達を支持する視点の重要性 (N=1303, %)

職名と校外連携の際の連携機関との相互の役割理解の重要性

・管理職と主任経験なし教諭の8割，主任経験あり教諭と養護教諭の7割が「ややそう思う」「とてもそう思う」と回答していた。

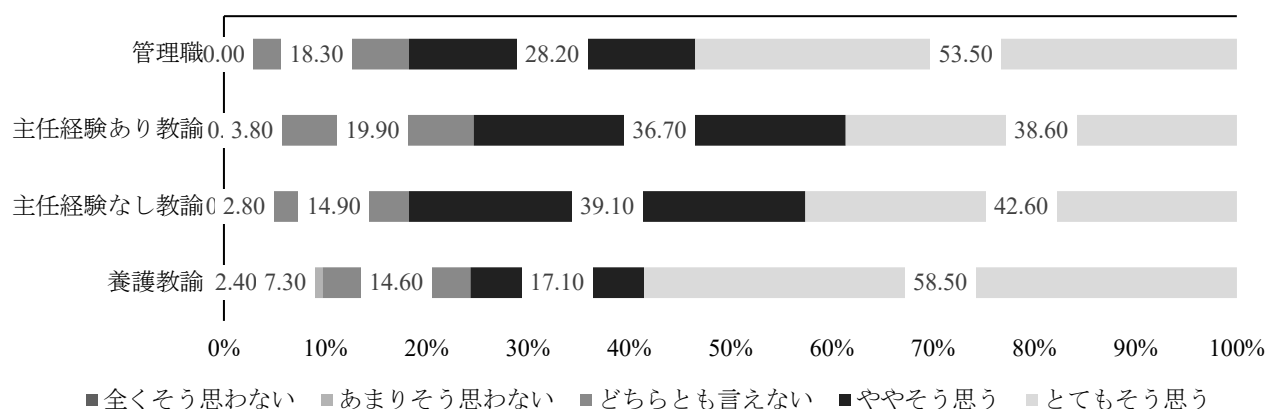


図49. 職名と校外連携の際の連携機関との相互の役割理解の重要性 (N=1303, %)

職名と校外連携の際の連携機関との顔の見える関係性の重要性

・管理職と主任経験あり教諭と主任経験なし教諭と養護教諭の7割が「ややそう思う」「とてもそう思う」と回答していた。

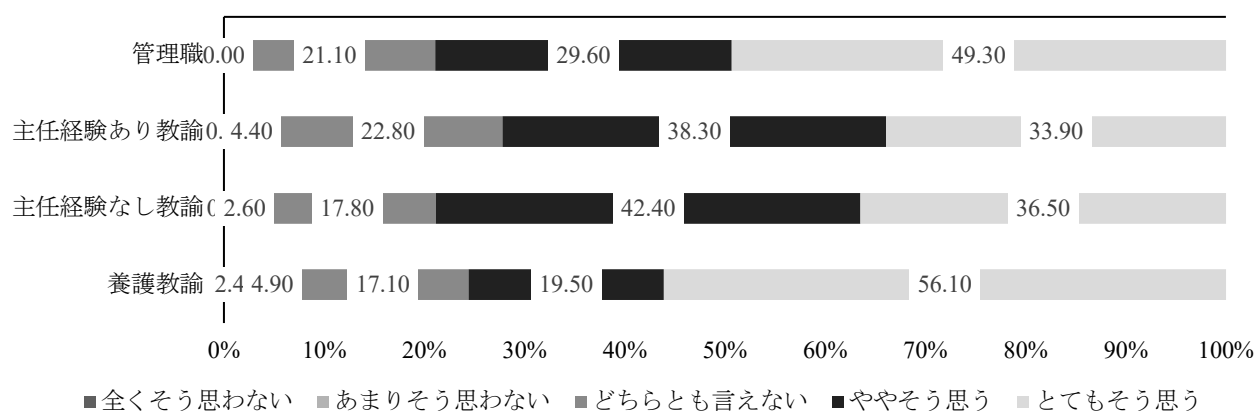


図50. 職名と校外連携の際の連携機関との顔の見える関係性の重要性 (N=1303, %)

職名と校外連携の際に校内の情報集約のキーパーソンを定めることの重要性

・管理職の8割、主任経験なし教諭と養護教諭の7割が「ややそう思う」「とてもそう思う」と回答していた。

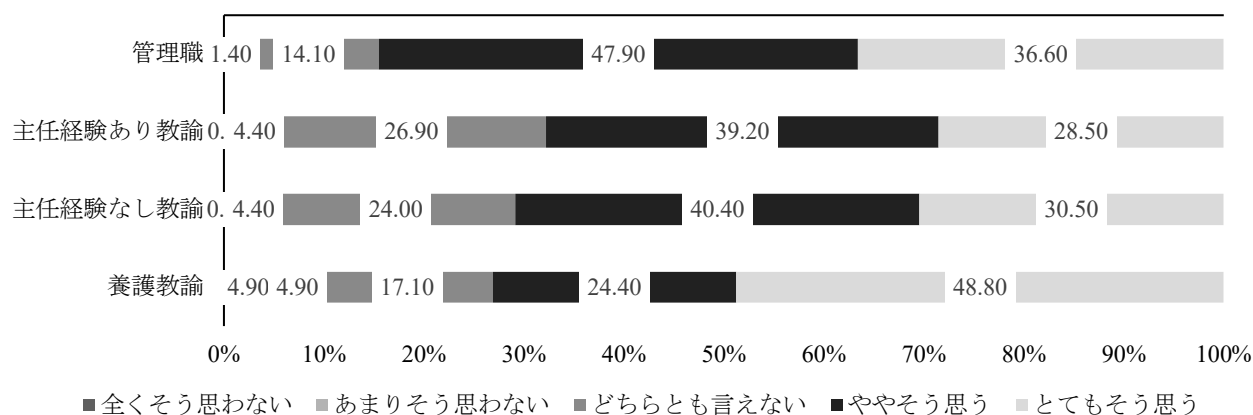


図51. 職名と校外連携の際に校内の情報集約のキーパーソンを定めることの重要性
(N=1303, %)

職名と校外連携の際に子ども・家庭のアセスメント(見立て)の結果を学校から関係機関に提供することの重要性

・管理職の8割、主任経験あり教諭と主任経験なし教諭の7割が「ややそう思う」「とてもそう思う」と回答していた。

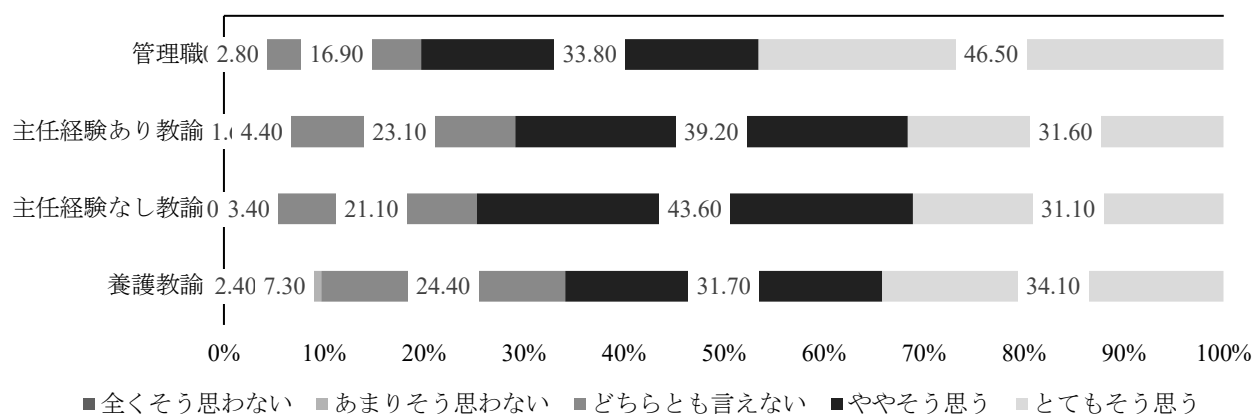


図52. 職名と校外連携の際に子ども・家庭のアセスメント(見立て)の結果を学校から関係機関に提供することの重要性 (N=1303, %)

職名と⑤学校内での働きかけに対する意識のクロス集計

職名と⑤学校内での働きかけに対する意識のクロス集計について、⑤の下位項目ごとに分析した。各クロス集計の結果を図53～図62に示した。

職名と社会的養護関係施設等(例:児童養護施設など)で暮らす子どもへの学校における学習指導の必要性

・管理職と主任経験あり教諭と主任経験なし教諭の6割が「ややそう思う」「とてもそう思う」と回答していた。

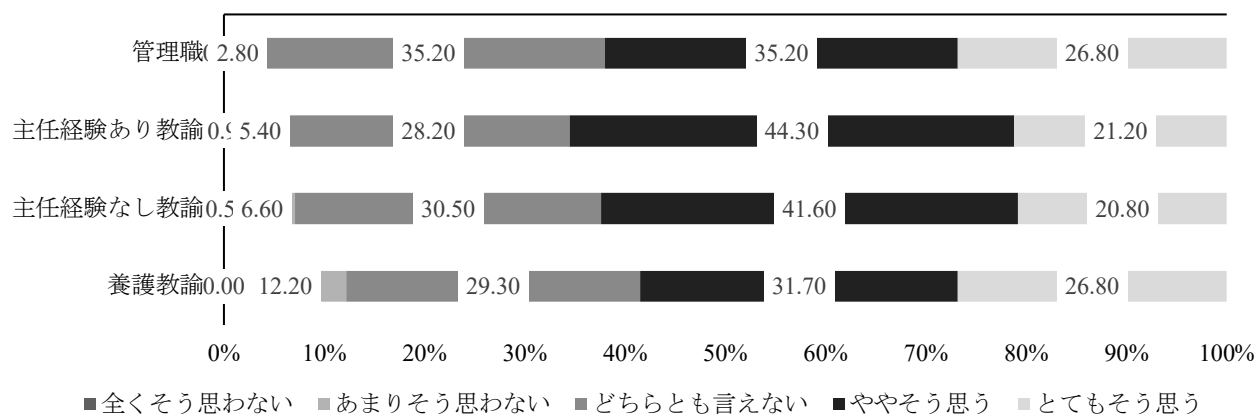


図53. 職名と社会的養護関係施設等(例:児童養護施設など)で暮らす子どもへの学校における学習指導の必要性 (N=1303, %)

職名と虐待を経験した子どもへの学校における学習指導の必要性

・管理職と主任経験あり教諭と養護教諭の6割、主任経験なし教諭の6割弱が「ややそう思う」「とてもそう思う」と回答していた。

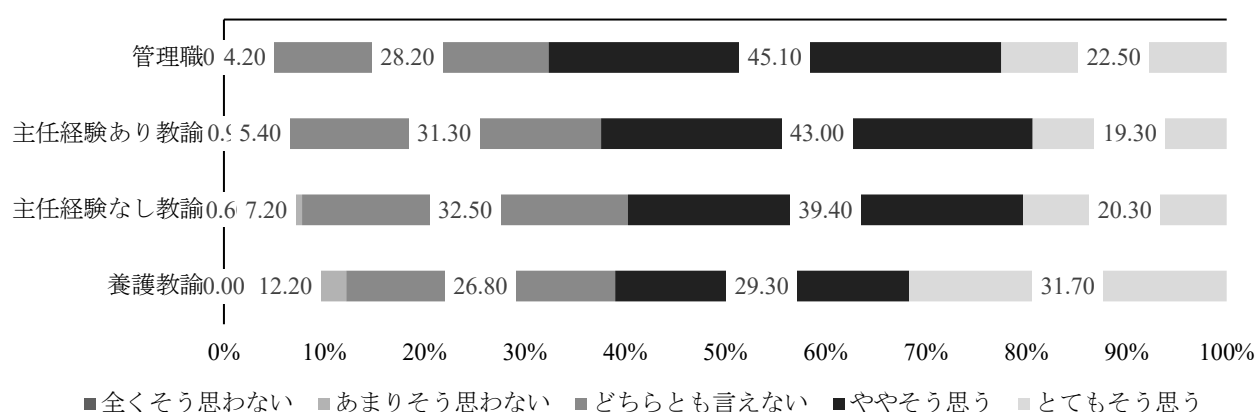


図54. 職名と虐待を経験した子どもへの学校における学習指導の必要性 (N=1303, %)

職名と里親家庭・ファミリーホームで暮らす子どもへの学校における学習指導の必要性

・養護教諭の6割が「ややそう思う」「とてもそう思う」と回答していた。

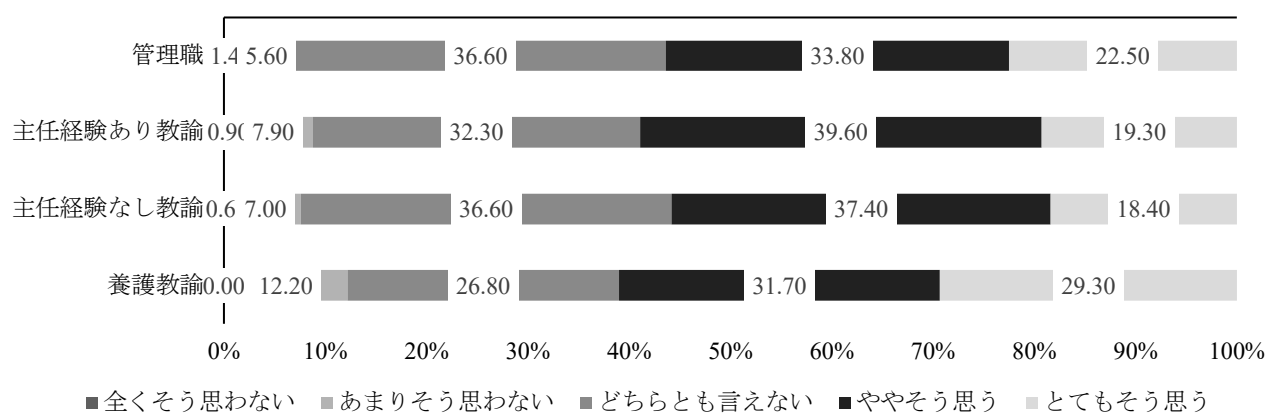


図55. 職名と里親家庭・ファミリーホームで暮らす子どもへの学校における学習指導の必要性
(N=1303, %)

職名と特別養子縁組家庭で暮らす子どもへの学校における学習指導の必要性

・管理職の6割が「ややそう思う」「とてもそう思う」と回答していた。

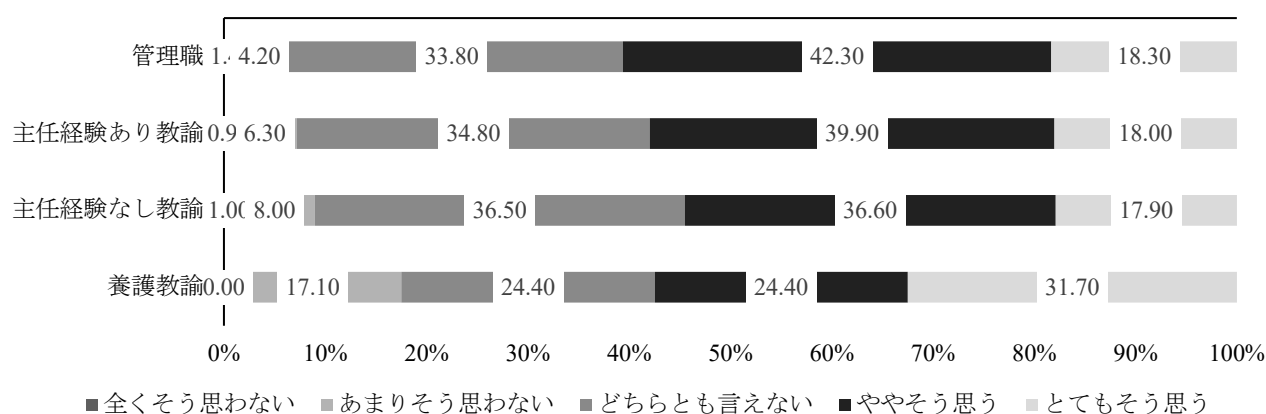


図56. 職名と特別養子縁組家庭で暮らす子どもへの学校における学習指導の必要性
(N=1303, %)

職名と社会的養護を必要とする子どもへの支援に際するスクールソーシャルワーカーによる子どもへの支援(連携・相談等)の必要性

・管理職と主任経験あり教諭と主任経験なし教諭と養護教諭の7割が「ややそう思う」「とてもそう思う」と回答していた。

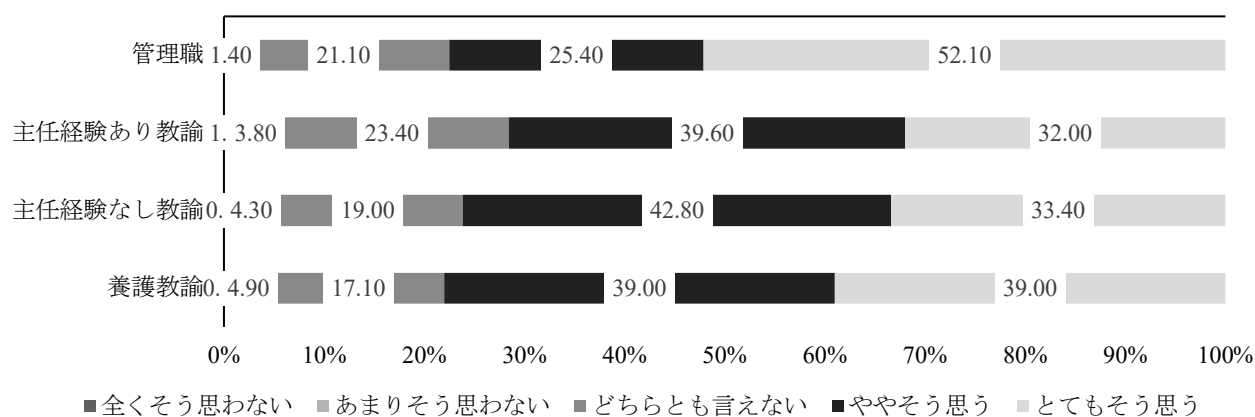


図57. 職名と社会的養護を必要とする子どもへの支援に際するスクールソーシャルワーカーによる子どもへの支援(連携・相談等)の必要性 (N=1303, %)

職名と社会的養護を必要とする子どもへの支援に際するスクールソーシャルワーカーによる養育者への支援(連携・相談等)の必要性

・養護教諭の8割、管理職と主任経験なし教諭の7割、主任経験あり教諭の7割弱が「ややそう思う」「とてもそう思う」と回答していた。

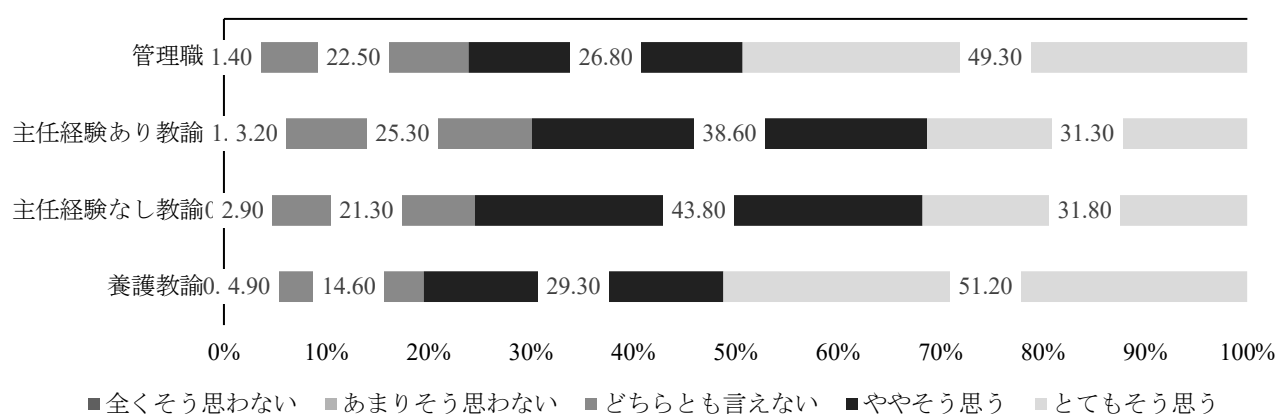


図58. 職名と社会的養護を必要とする子どもへの支援に際するスクールソーシャルワーカーによる養育者への支援(連携・相談等)の必要性 (N=1303, %)

職名と社会的養護を必要とする子どもへの支援に際するスクールソーシャルワーカーによる教員への支援(助言等)の必要性

・養護教諭、主任経験なし教諭の7割、管理職と主任経験あり教諭の7割弱が「ややそう思う」「とてもそう思う」と回答していた。

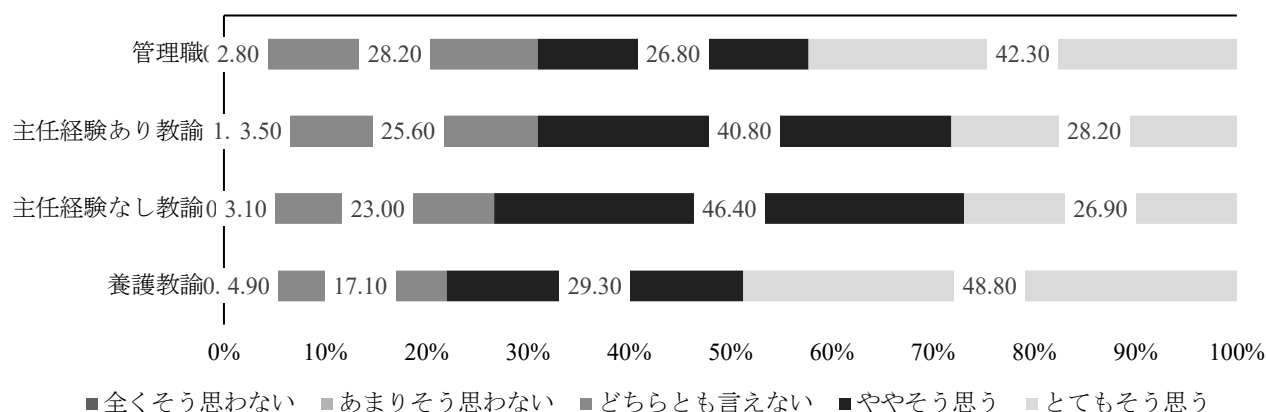


図59. 職名と社会的養護を必要とする子どもへの支援に際するスクールソーシャルワーカーによる教員への支援(助言等)の必要性 (N=1303, %)

職名と社会的養護を必要とする子どもへの支援に際するスクールカウンセラーによる子どもへの支援(連携・相談等)の必要性

・管理職と主任経験なし教諭と養護教諭の7割、主任経験あり教諭の7割弱が「ややそう思う」「とてもそう思う」と回答していた。

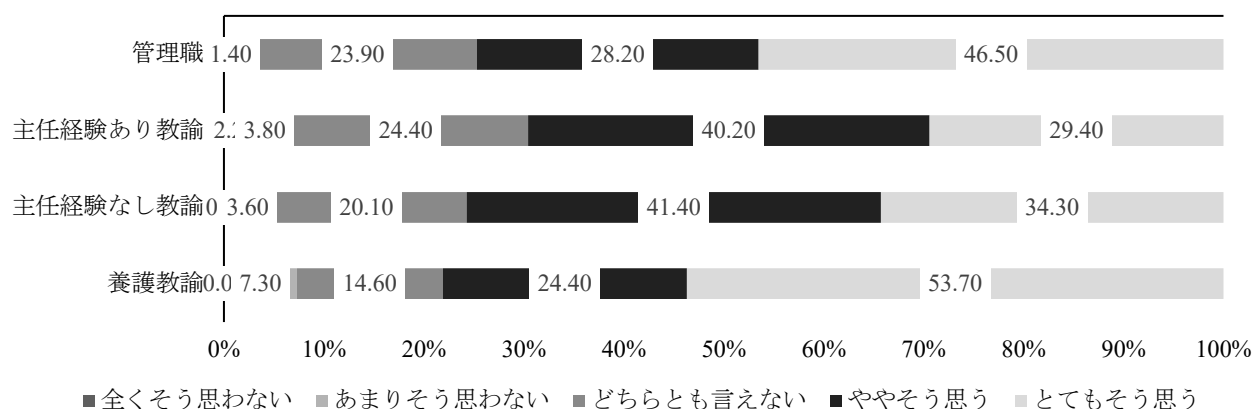


図60. 職名と社会的養護を必要とする子どもへの支援に際するスクールカウンセラーによる子どもへの支援(連携・相談等)の必要性 (N=1303, %)

職名と社会的養護を必要とする子どもへの支援に際するスクールカウンセラーによる養育者への支援(連携・相談等)の必要性

・養護教諭の8割、管理職と主任経験なし教諭の7割、主任経験あり教諭の7割弱が「ややそう思う」「とてもそう思う」と回答していた。

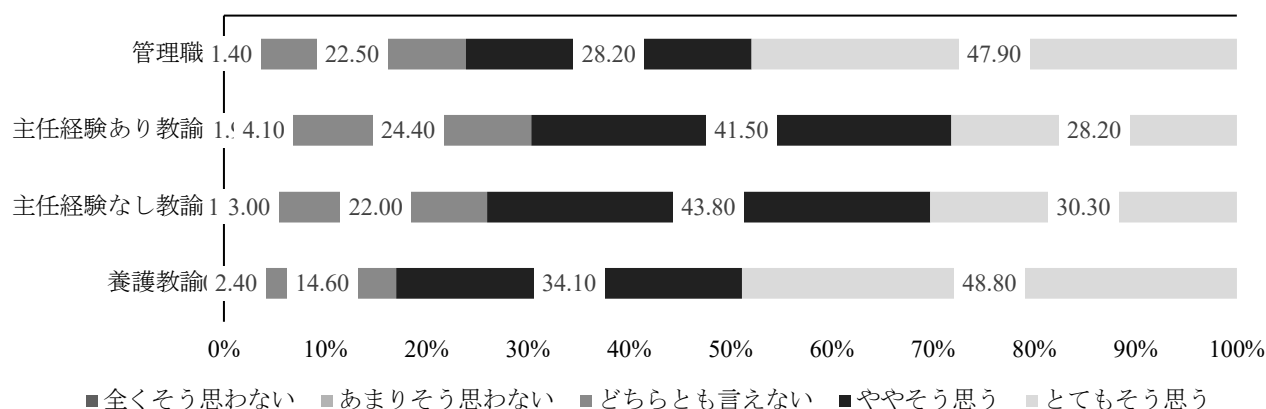


図61. 職名と社会的養護を必要とする子どもへの支援に際するスクールカウンセラーによる養育者への支援(連携・相談等)の必要性 (N=1303, %)

職名と社会的養護を必要とする子どもへの支援に際するスクールカウンセラーによる教員への支援(助言等)の必要性

・養護教諭の8割、管理職と主任経験なし教諭の7割、主任経験あり教諭の6割が「ややそう思う」「とてもそう思う」と回答していた。

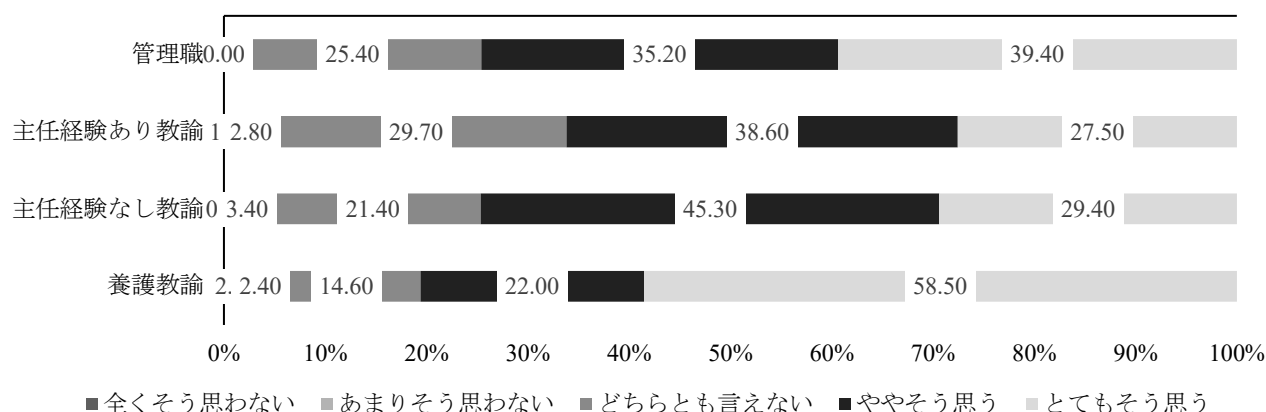


図62. 職名と社会的養護を必要とする子どもへの支援に際するスクールカウンセラーによる教員への支援(助言等)の必要性 (N=1303, %)

職名と⑥教員養成課程・教職課程における学びと教員研修における学びのクロス集計

職名と⑥教員養成課程・教職課程における学びと教員研修における学びのクロス集計について、⑥の下位項目ごとに分析した。各クロス集計の結果を図63～図82に示した。

職名と教員養成課程・教職課程で児童福祉法について学んだ経験

・養護教諭の5割，管理職と主任経験あり教諭と主任経験なし教諭の3割が「やや当てはまる」「とても当てはまる」と回答していた。

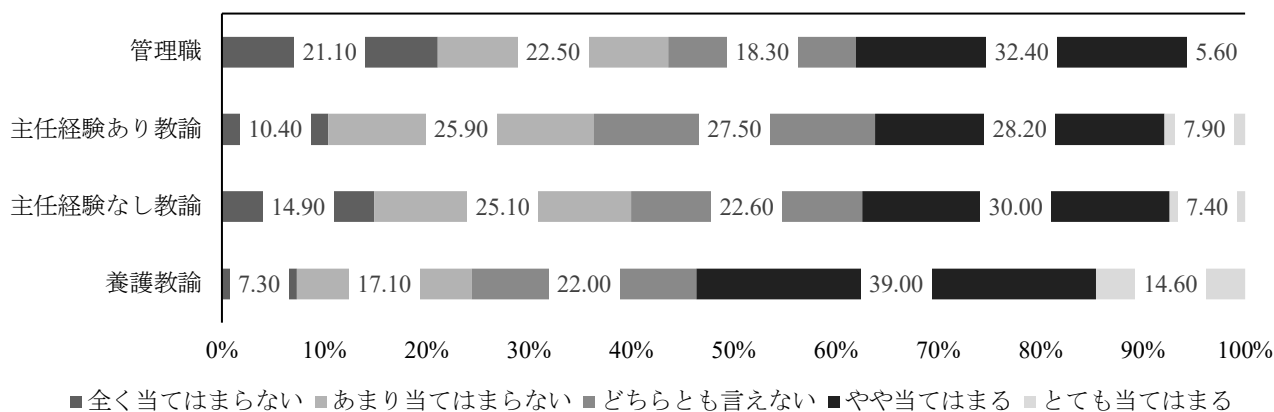


図63. 職名と教員養成課程・教職課程で児童福祉法について学んだ経験 (N=1303, %)

職名と教員養成課程・教職課程で児童虐待防止法について学んだ経験

・養護教諭の6割，主任経験なし教諭の3割，主任経験あり教諭の3割弱，管理職の2割が「やや当てはまる」「とても当てはまる」と回答していた。

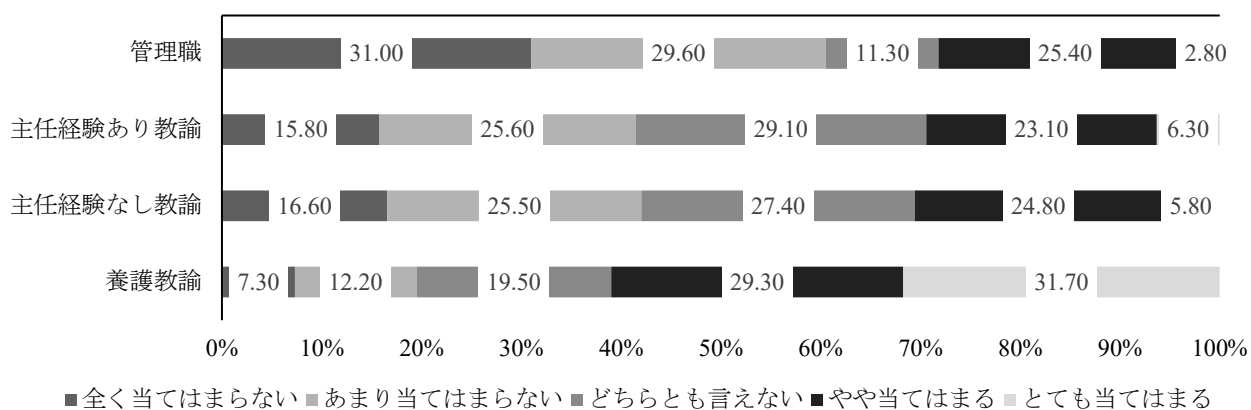


図64. 職名と教員養成課程・教職課程で児童虐待防止法について学んだ経験 (N=1303, %)

職名と教員養成課程・教職課程で子どもの権利条約について学んだ経験

・養護教諭と主任経験あり教諭と主任経験なし教諭の4割，管理職の3割が「やや当てはまる」「とても当てはまる」と回答していた。

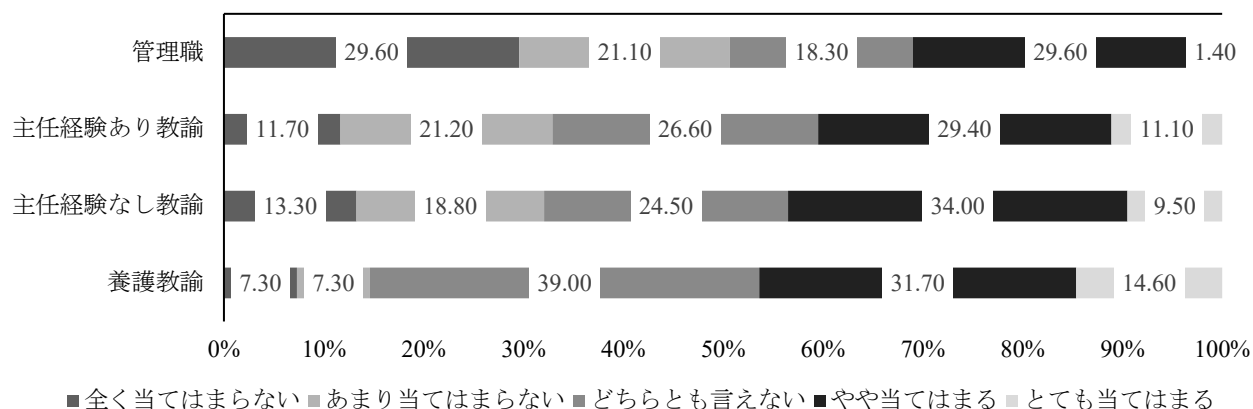


図65. 職名と教員養成課程・教職課程で子どもの権利条約について学んだ経験 (N=1303, %)

職名と教員養成課程・教職課程で児童虐待について学んだ経験

・養護教諭の6割，主任経験あり教諭と主任経験なし教諭の3割，管理職の2割が「やや当てはまる」「とても当てはまる」と回答していた。

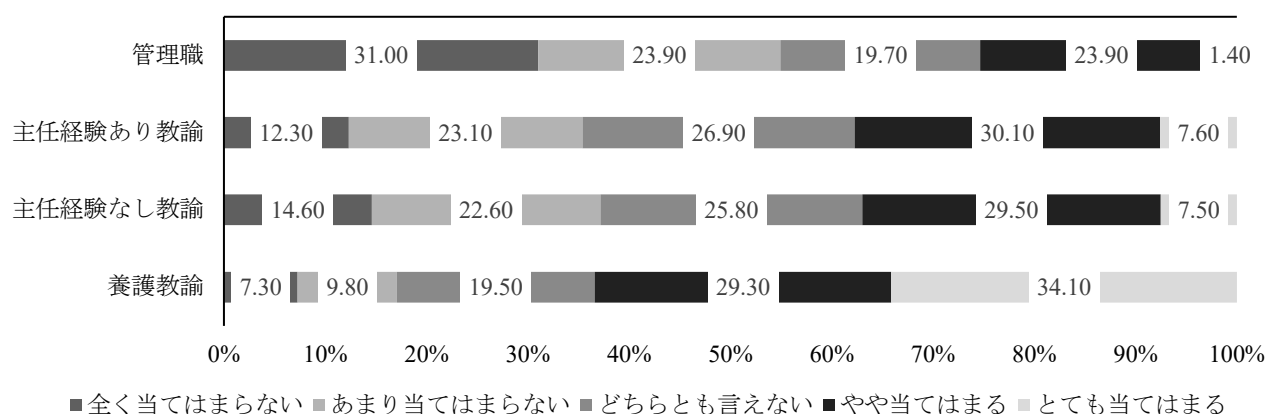


図66. 職名と教員養成課程・教職課程で児童虐待について学んだ経験 (N=1303, %)

職名と教員養成課程・教職課程で社会的養護の施設等(児童養護施設、児童自立支援施設等)について学んだ経験

・養護教諭の3割、管理職と主任経験あり教諭と主任経験なし教諭の2割が「やや当てはまる」「とても当てはまる」と回答していた。

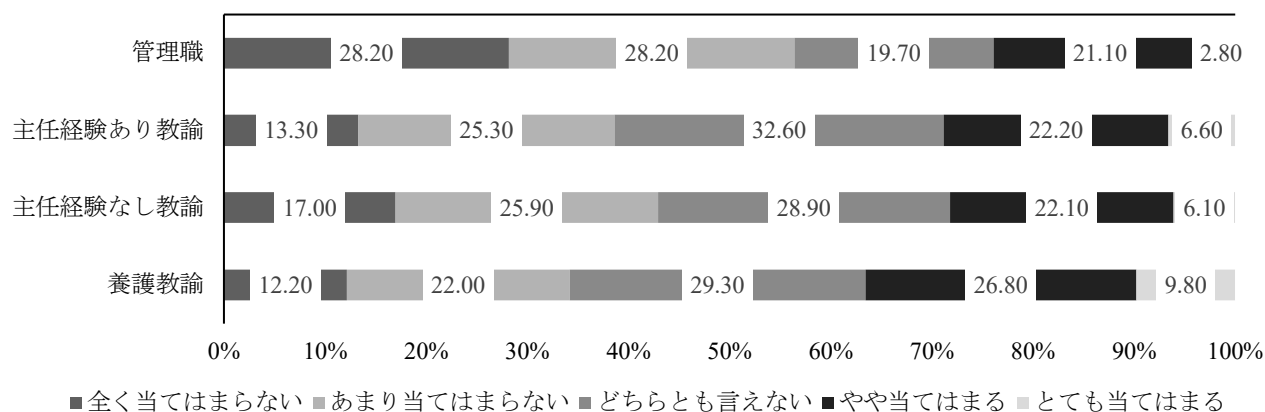


図67. 職名と教員養成課程・教職課程で社会的養護の施設等(児童養護施設、児童自立支援施設等)について学んだ経験 (N=1303, %)

職名と教員養成課程・教職課程で里親・ファミリーホームの制度について学んだ経験

・管理職と主任経験あり教諭と主任経験なし教諭と養護教諭の1割が「やや当てはまる」「とても当てはまる」と回答していた。

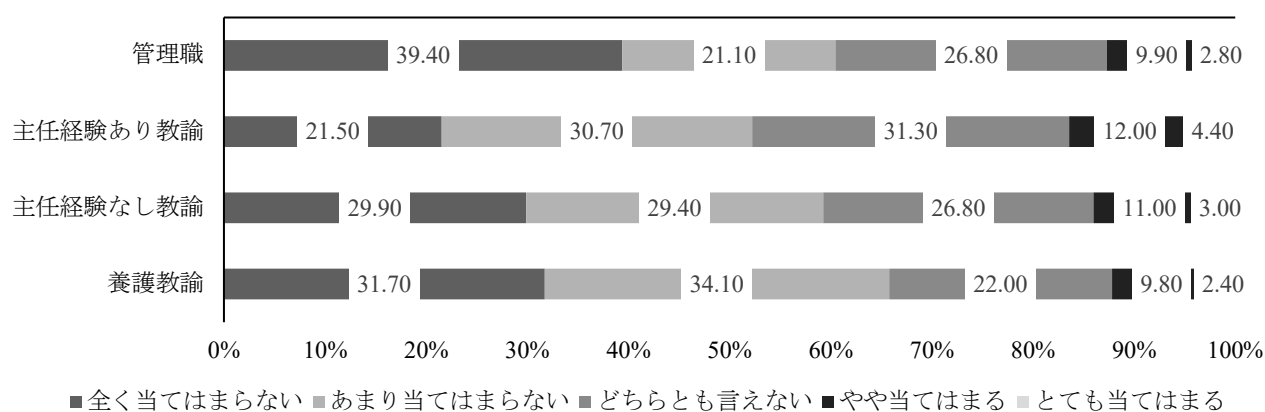


図68. 職名と教員養成課程・教職課程で里親・ファミリーホームの制度について学んだ経験 (N=1303, %)

職名と教員養成課程・教職課程で特別養子縁組制度について学んだ経験

・管理職と主任経験あり教諭と主任経験なし教諭と養護教諭の1割が「やや当てはまる」「とても当てはまる」と回答していた。

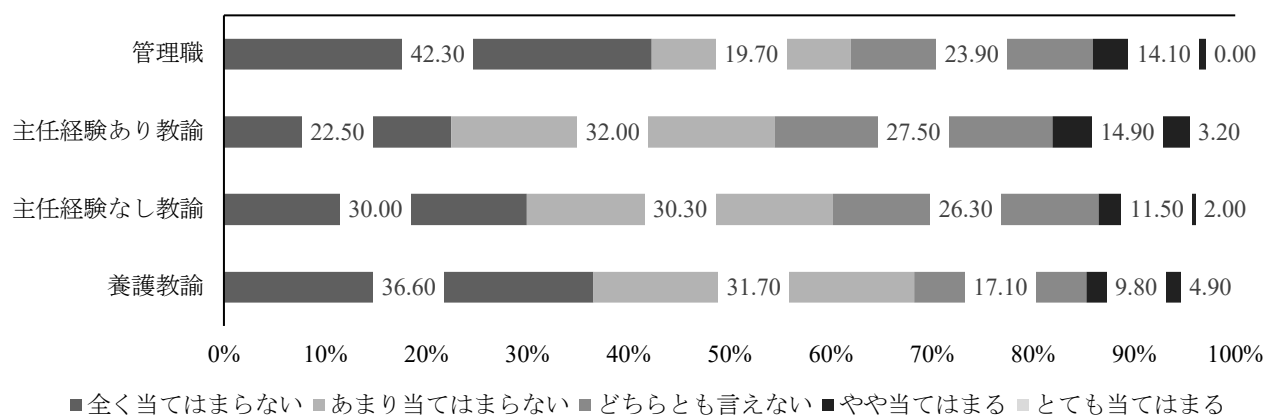


図69. 職名と教員養成課程・教職課程で特別養子縁組制度について学んだ経験 (N=1303, %)

職名と教員養成課程・教職課程で傾聴スキルについて学んだ経験

・養護教諭の6割、管理職と主任経験あり教諭と主任経験なし教諭の3割が「やや当てはまる」「とても当てはまる」と回答していた。

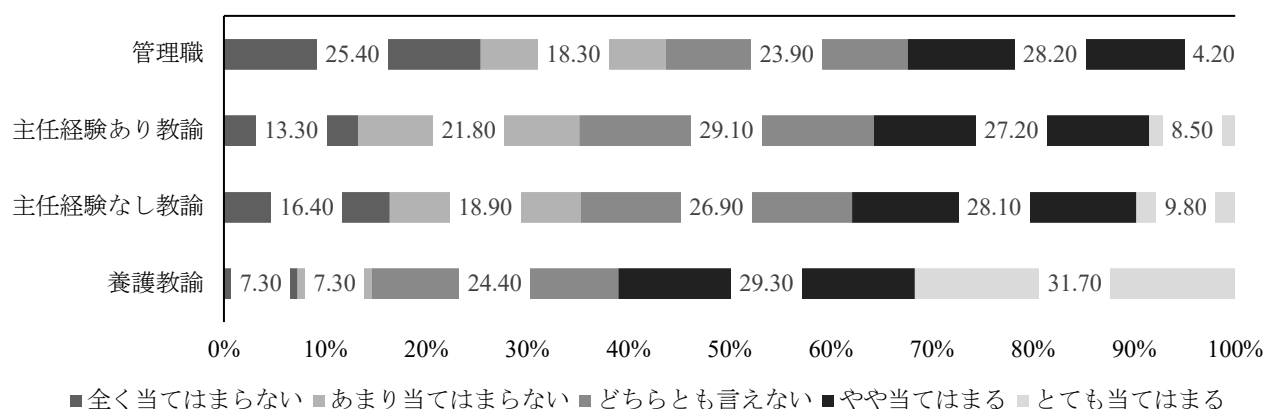


図70. 職名と教員養成課程・教職課程で傾聴スキルについて学んだ経験 (N=1303, %)

職名と教員養成課程・教職課程で校内体制づくりについて学んだ経験

・管理職と主任経験あり教諭と主任経験なし教諭と養護教諭の3割が「やや当てはまる」「とても当てはまる」と回答していた。

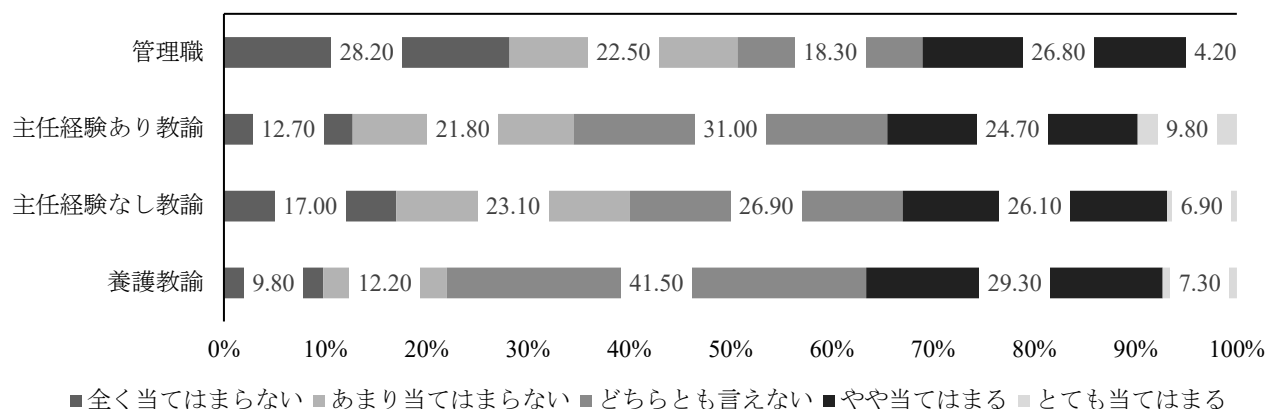


図71. 職名と教員養成課程・教職課程で校内体制づくりについて学んだ経験 (N=1303, %)

職名と教員養成課程・教職課程でケース会議の実施方法について学んだ経験

・養護教諭の3割、管理職と主任経験あり教諭と主任経験なし教諭の2割が「やや当てはまる」「とても当てはまる」と回答していた。

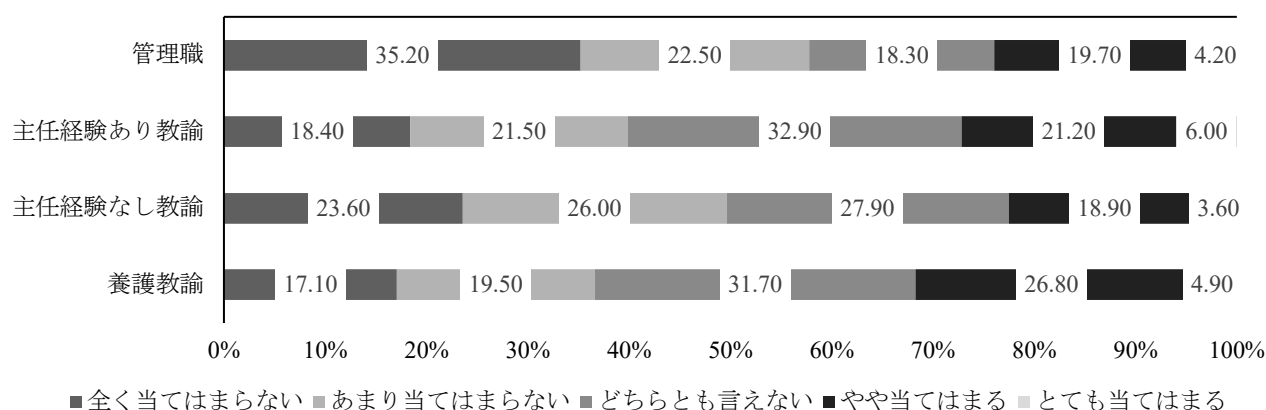


図72. 職名と教員養成課程・教職課程でケース会議の実施方法について学んだ経験 (N=1303, %)

職名と教員研修で児童福祉法について学んだ経験

・管理職の5割弱、養護教諭の4割弱、主任経験あり教諭の3割、主任経験なし教諭の2割が「やや当てはまる」「とても当てはまる」と回答していた。

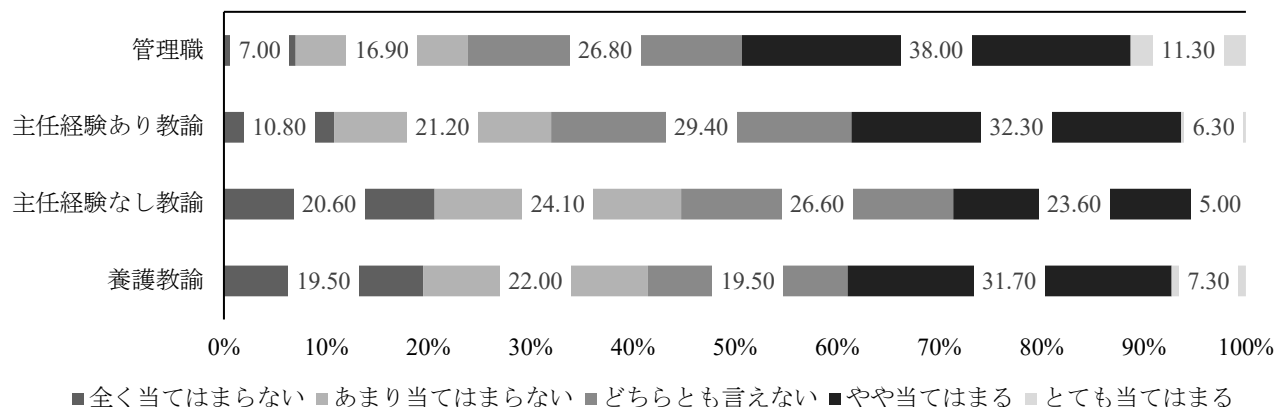


図73. 職名と教員研修で児童福祉法について学んだ経験 (N=1303, %)

職名と教員研修で児童虐待防止法について学んだ経験

・管理職と養護教諭の5割、主任経験あり教諭の4割、主任経験なし教諭の3割が「やや当てはまる」「とても当てはまる」と回答していた。

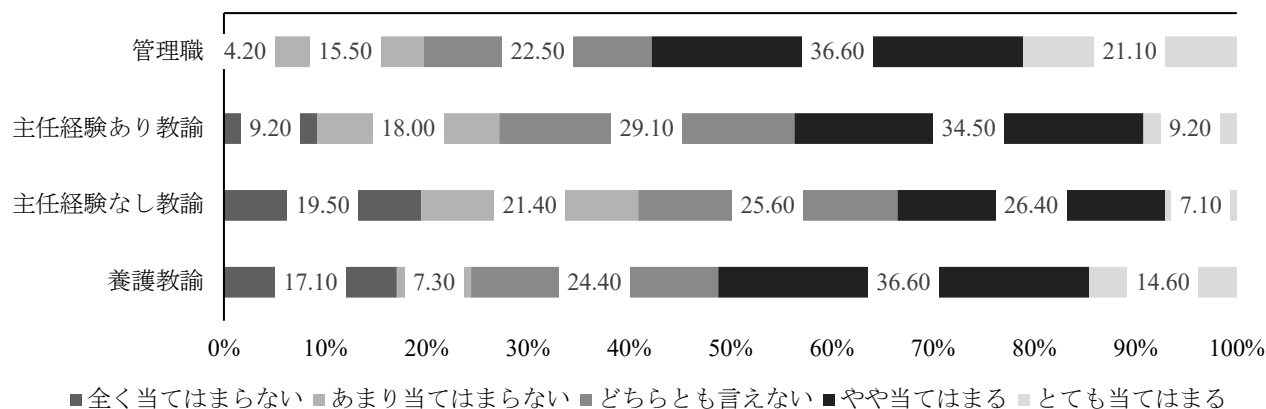


図74. 職名と教員研修で児童虐待防止法について学んだ経験 (N=1303, %)

職名と教員研修で子どもの権利条約について学んだ経験

・管理職の5割，主任経験あり教諭の4割，主任経験なし教諭と養護教諭の3割が「やや当てはまる」「とても当てはまる」と回答していた。

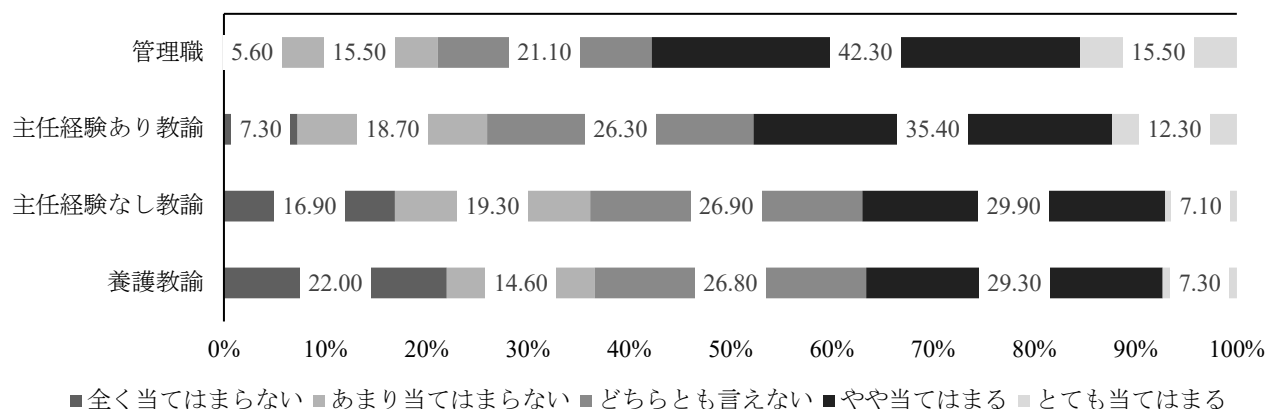


図75. 職名と教員研修で子どもの権利条約について学んだ経験 (N=1303, %)

職名と教員研修で児童虐待について学んだ経験

・管理職と養護教諭の6割，主任経験あり教諭の5割，主任経験なし教諭の4割弱が「やや当てはまる」「とても当てはまる」と回答していた。

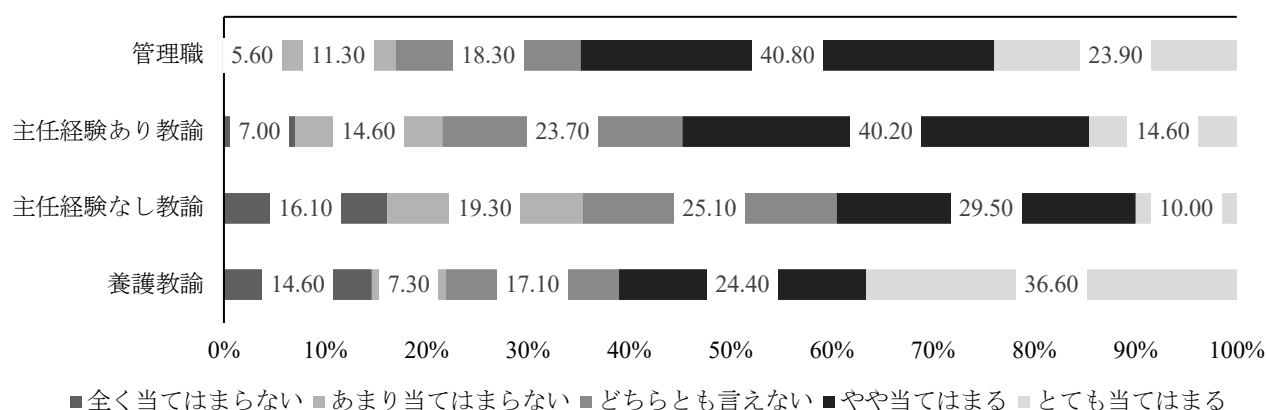


図76. 職名と教員研修で児童虐待について学んだ経験 (N=1303, %)

職名と教員研修で社会的養護関係施設等(児童養護施設, 児童自立支援施設等)について学んだ経験

・管理職の4割, 養護教諭と主任経験あり教諭の3割, 主任経験なし教諭の2割が「やや当てはまる」「とても当てはまる」と回答していた。

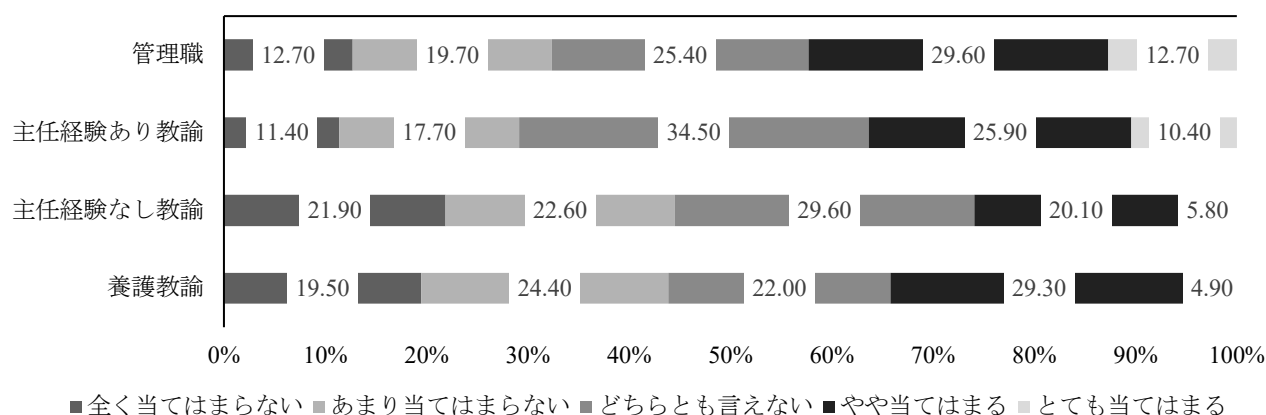


図77. 職名と教員研修で社会的養護関係施設等(児童養護施設, 児童自立支援施設等)について学んだ経験 (N=1303, %)

職名と教員研修で里親・ファミリーホームの制度について学んだ経験

・管理職と主任経験あり教諭の2割, 養護教諭と主任経験なし教諭の1割が「やや当てはまる」「とても当てはまる」と回答していた。

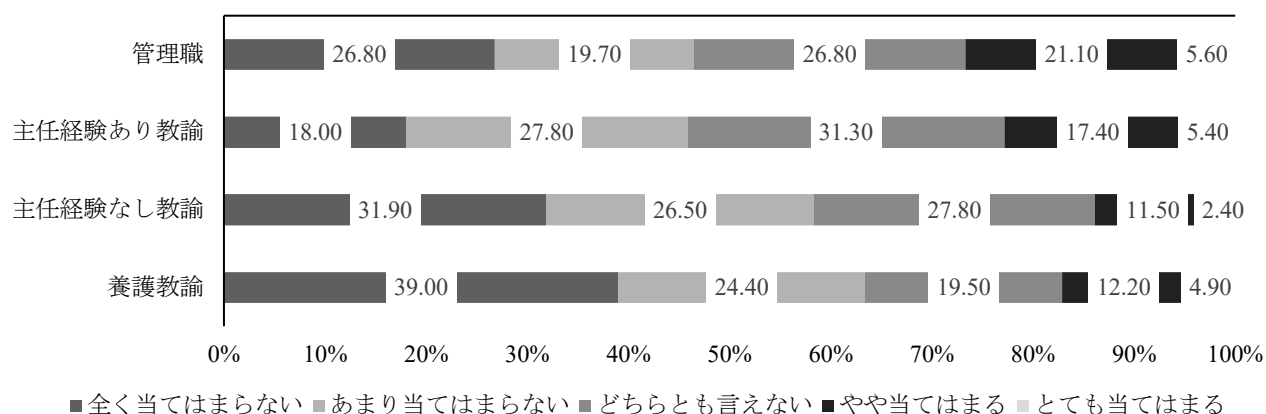


図78. 職名と教員研修で里親・ファミリーホームの制度について学んだ経験 (N=1303, %)

職名と教員研修で特別養子縁組制度について学んだ経験

・管理職の3割弱、主任経験あり教諭の2割、養護教諭と主任経験なし教諭の1割が「やや当てはまる」「とても当てはまる」と回答していた。

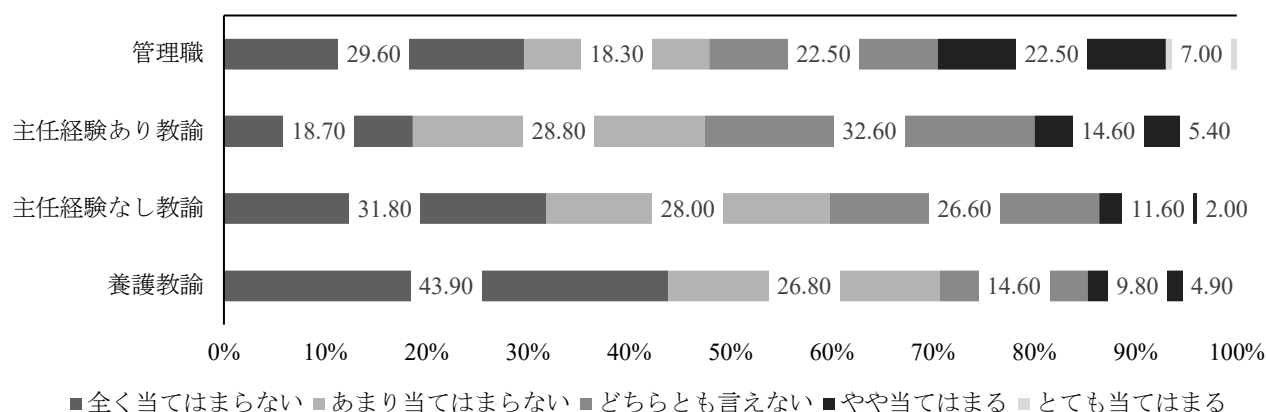


図79. 職名と教員研修で特別養子縁組制度について学んだ経験 (N=1303, %)

職名と教員研修で傾聴スキルについて学んだ経験

・管理職の6割、養護教諭の5割、主任経験あり教諭と主任経験なし教諭の4割が「やや当てはまる」「とても当てはまる」と回答していた。

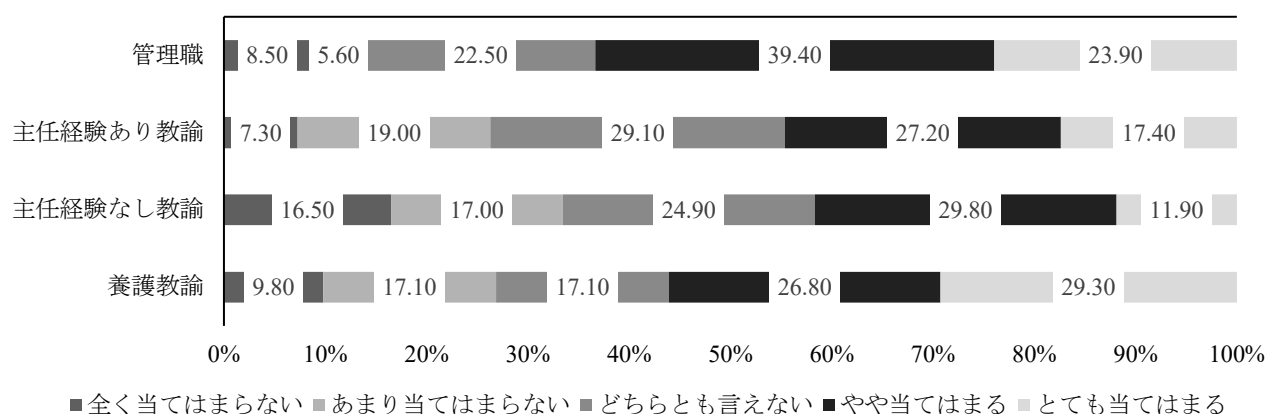


図80. 職名と教員研修で傾聴スキルについて学んだ経験 (N=1303, %)

職名と教員研修で校内体制づくりについて学んだ経験

・管理職の6割，養護教諭と主任経験あり教諭の5割，主任経験なし教諭の4割が「やや当てはまる」「とても当てはまる」と回答していた。

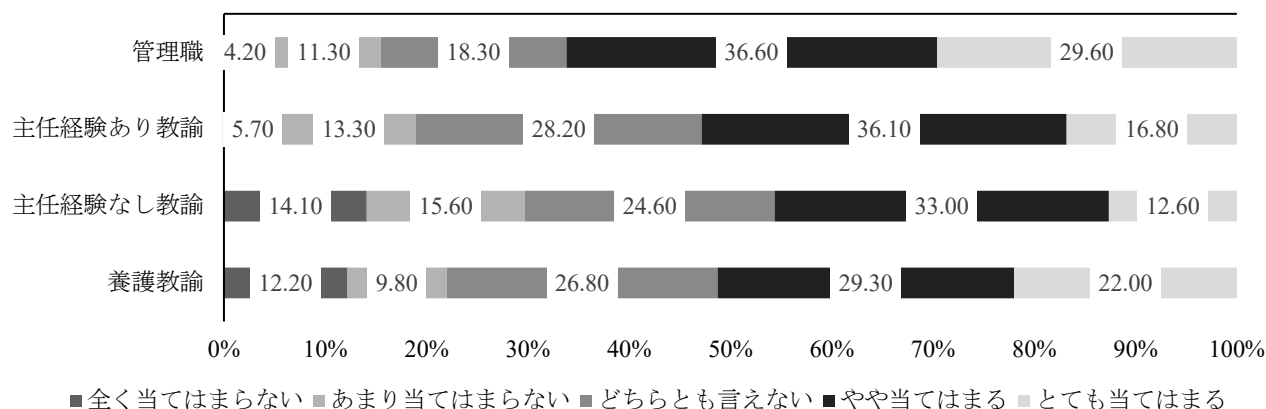


図81. 職名と教員研修で校内体制づくりについて学んだ経験 (N=1303, %)

職名と教員研修でケース会議の実施方法について学んだ経験

・管理職の6割，主任経験あり教諭の5割，主任経験なし教諭と養護教諭の3割が「やや当てはまる」「とても当てはまる」と回答していた。

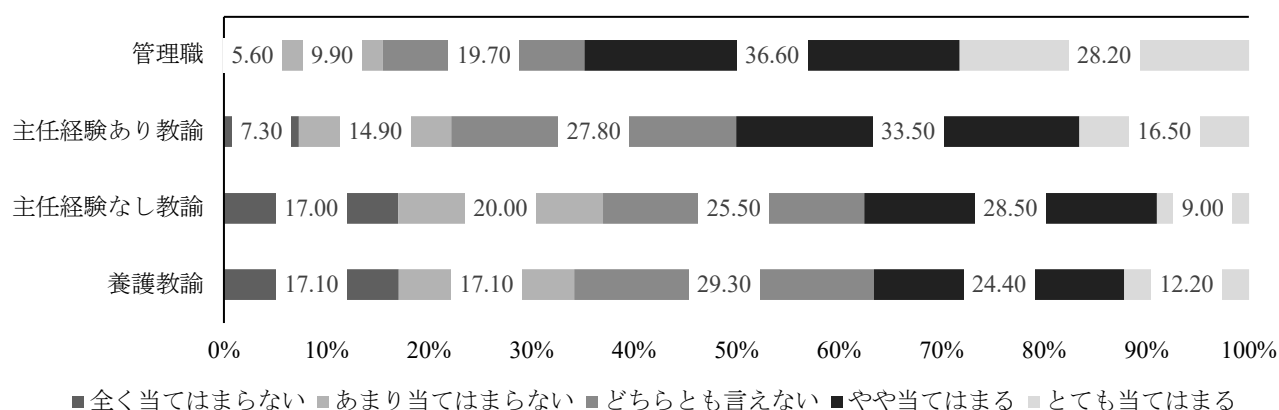


図82. 職名と教員研修でケース会議の実施方法について学んだ経験 (N=1303, %)

(8) 今後、学校教員として受けてみたい研修についての分析結果

学校教員として今後受けてみたい研修について、以下の選択肢から複数回答を求めた。結果を図83に示した。

〈選択肢〉

1. 児童福祉の基礎知識
2. 児童虐待の理解と対応
3. 校内連携・校外連携
4. ケース会議の具体的な実施方法やコツ
5. 傾聴スキル
6. 里親家庭・ファミリーホームの制度
7. 特別養子縁組制度
8. 社会的養護関係施設等（児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、一時保護所）で暮らす子どもへの学校でできる支援
9. 里親家庭・ファミリーホームで暮らす子どもへの学校でできる支援
10. 特別養子縁組家庭で暮らす子どもへの学校でできる支援
11. その他
12. 研修を受けたくない

・教員として今後受けてみたい研修は「2. 児童虐待の理解と対応」が44.60%と最も多く、ついで「3. 校内連携・校外連携」が40.40%、「1. 児童福祉の基礎知識」が39.80%であった。

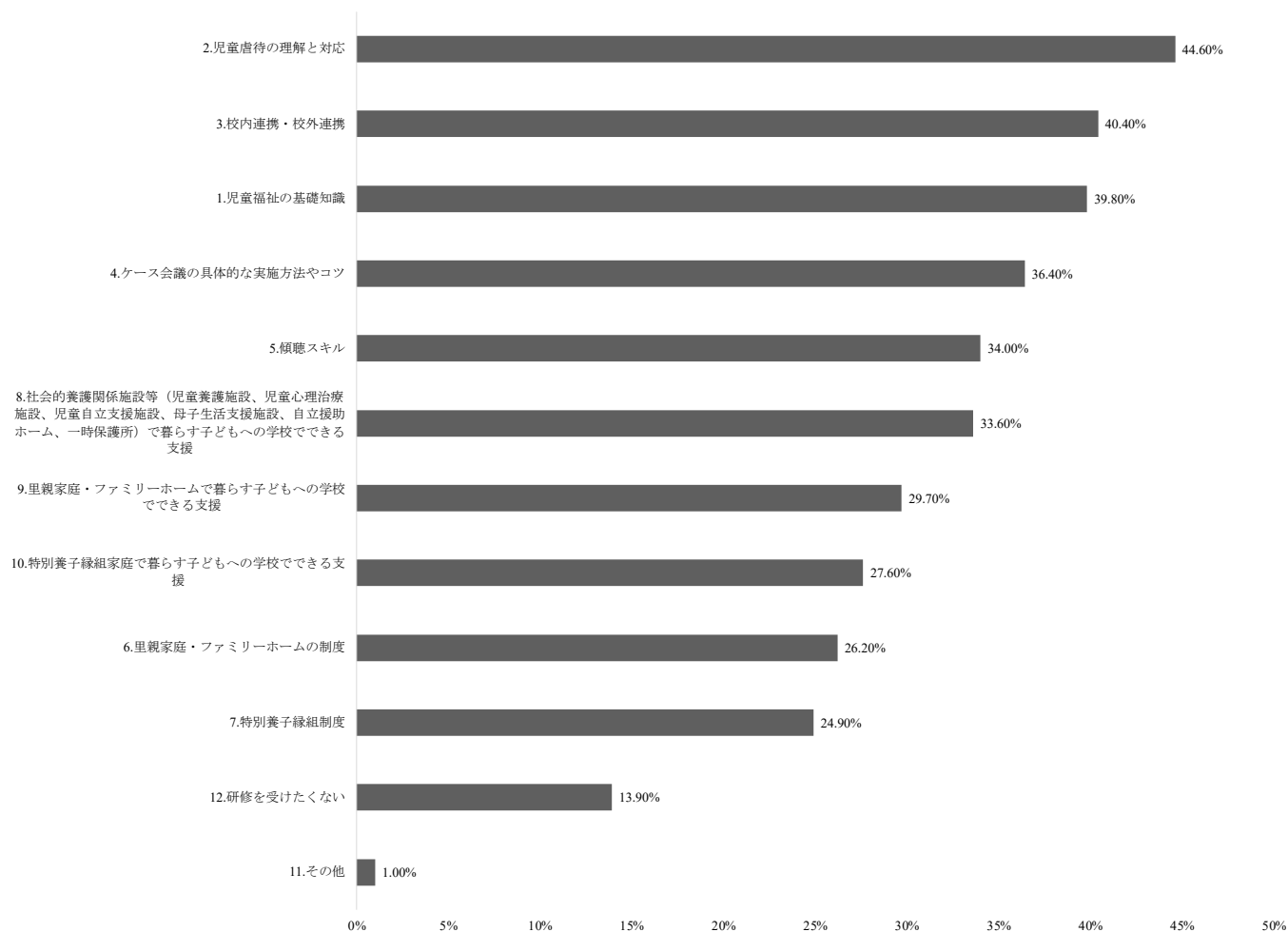


図83. 教員として今後受けてみたい研修（N=1303，ケースの%，複数回答）

学校種別と、教員として今後受けてみたい研修のクロス集計の結果を図84に示した。

・いずれの学校種別においても、1, 2, 3, 4といったテーマについては興味を持つ教員が多い傾向にあった。8, 9, 10のような学校でできる支援に関しては、2～3割の教員が関心をもっていた。

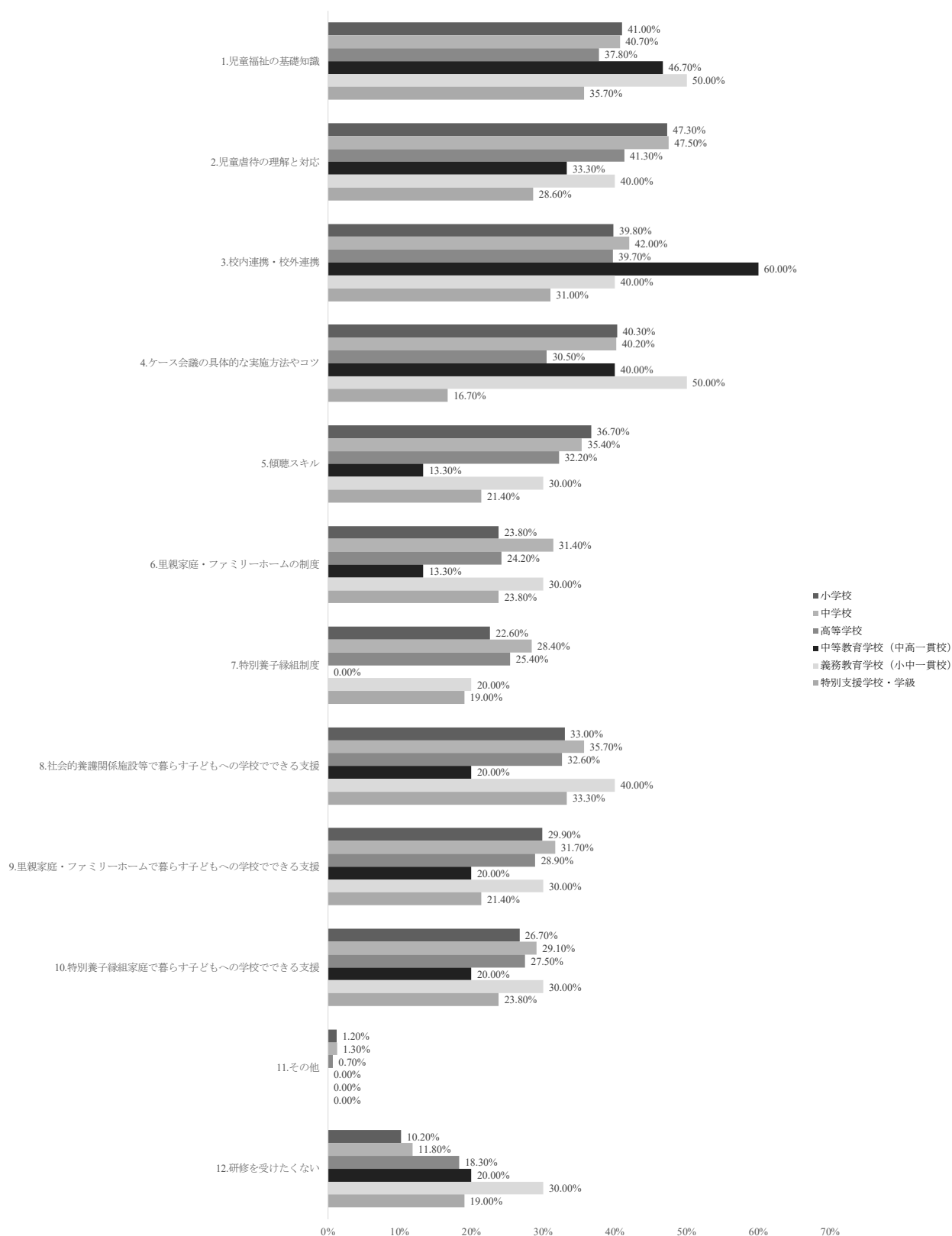


図84. 学校種別と教員として受けてみたい研修（N=1303，ケースの%，複数回答）

教員歴と、教員として今後受けてみたい研修のクロス集計の結果を図85に示した。

・いずれの教員歴においても、1, 2, 3, 4といったテーマについては関心を持つ教員が多い傾向にあった。8, 9, 10のような学校でできる支援に関しては、10年未満、10年以上20年未満の教員と20年以上の教員に関心の差が見られ、若手～中堅の教員の方が関心を持つ傾向にあった。

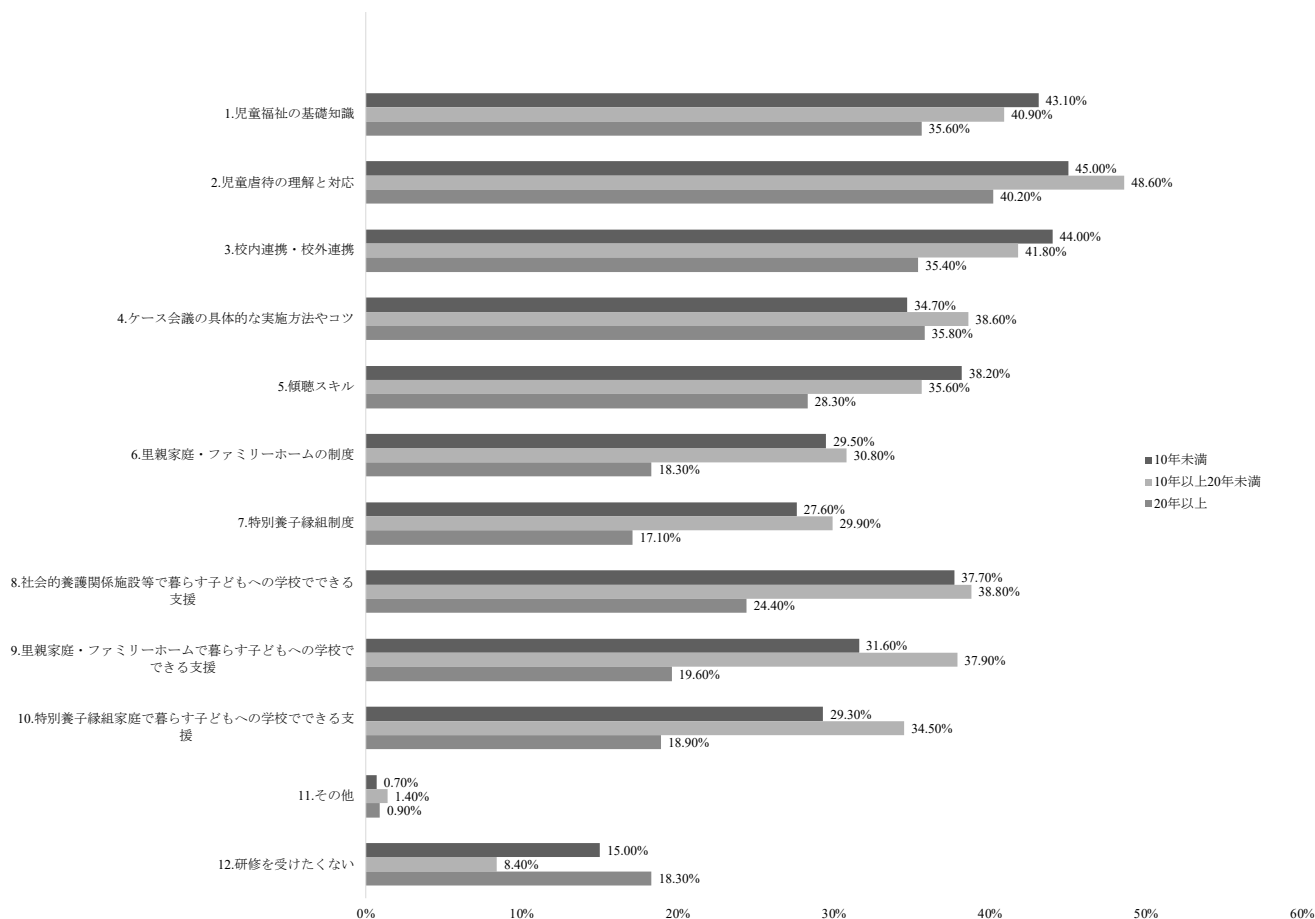


図85. 教員歴と教員として受けてみたい研修（N=1303，ケースの%，複数回答）

職種と、教員として今後受けてみたい研修のクロス集計の結果を図86に示した。

・管理職は2, 4の研修に、養護教諭は2, 4, 9の研修に関心を示していた。主任経験あり教諭・主任経験なし教諭は1, 2, 3の研修に関心を示していた。

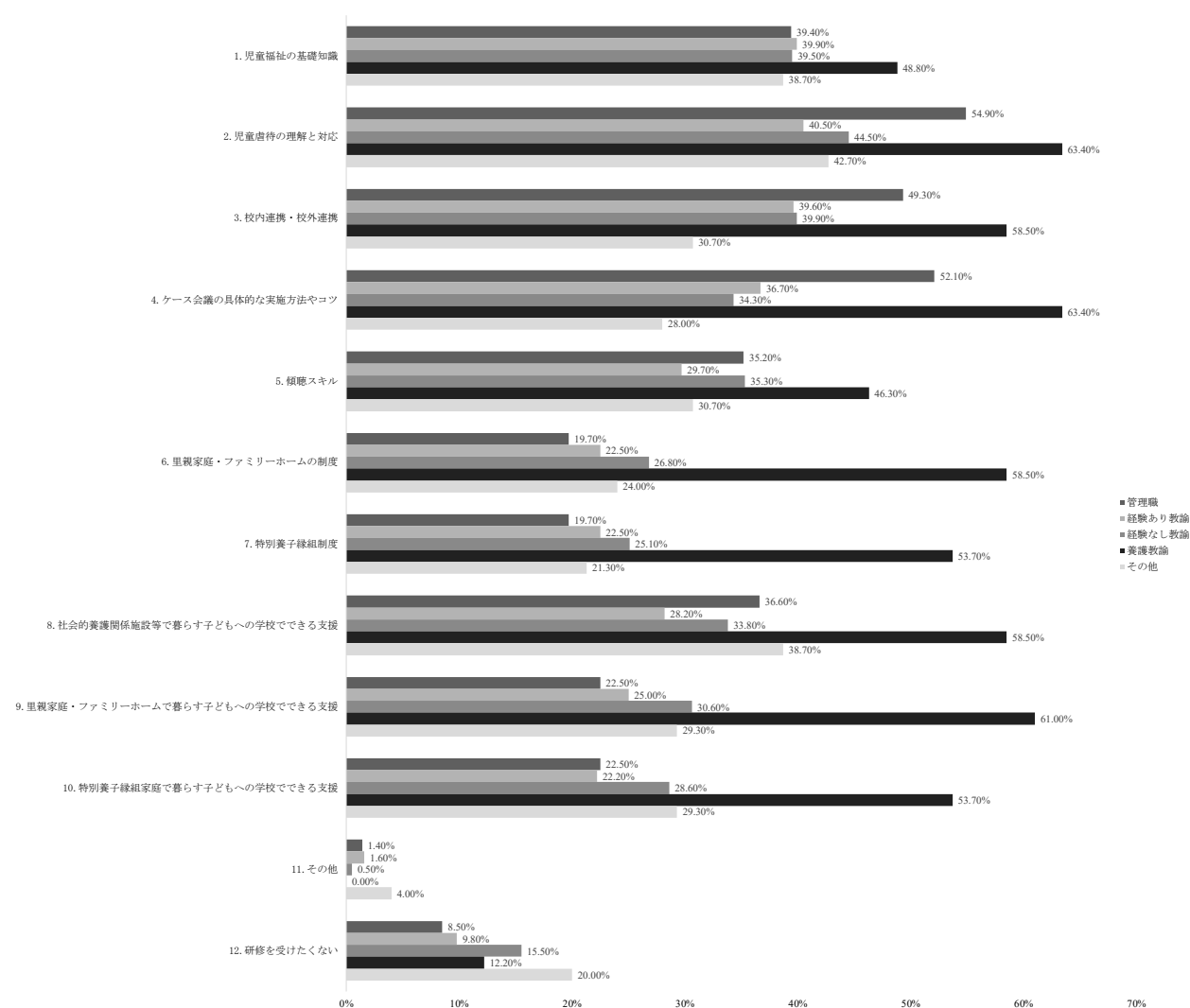


図86. 職種と教員として受けてみたい研修（N=1303, ケースの%, 複数回答）

3. 考察

本報告では、以下3つの視点から考察を行う。

視点1. 学校教員と社会的養護のもとにいる子どもとの関わり経験

学校教員全体で見ると、教員の6割は社会的養護関係施設等で暮らす子どもとの関わり経験を有していた。4割弱は里親家庭・ファミリーホームで暮らす子どもとの関わり経験を有し、2割は特別養子縁組家庭で暮らす子どもとの関わり経験を有していた。7割弱の教員は、児童相談所が対応・支援している子どもとの関わり経験を有していた。

学校種別（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校・学級）で見ると、特別支援学校・学級の教員の7割、小学校、中学校、高等学校においても、5割～6割程度の教員が社会的養護関係施設等で暮らす子どもとの関わり経験を有していた。里親家庭・ファミリーホームで暮らす子どもとの関わり経験については、いずれの学校種別においても関わりのない教員が5割～6割程度を占めていたが、特別支援学校・学級の教員の5割弱、小学校、中学校、高等学校においても、3割～4割程度は関わり経験を有していた。特別養子縁組家庭で暮らす子どもとの関わり経験については、いずれの学校種別においても関わりのない教員が6割～7割程度を占めていたが、特別支援学校・学級の教員の3割、小学校、中学校、高等学校においても、2割程度は関わり経験を有していた。児童相談所が対応・支援している子どもとの関わり経験については、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校・学級の教員の6割～8割程度は関わり経験を有しており、高等学校においても6割は関わり経験を有していた。

教員歴（10年未満、10年以上20年未満、20年以上）で見ると、いずれの教員歴においても5割～6割程度が社会的養護関係施設等で暮らす子どもとの関わり経験を有しており、担任としての関わりは10年以上20年未満では4割（44.50%）で、最も多く見られた。里親家庭・ファミリーホームで暮らす子どもとの関わり経験については、いずれの教員歴においても関わりのない教員が5割～6割程度を占めていたが、担任としての関わりは10年以上20年未満では2割（24.70%）で、最も多く見られた。特別養子縁組家庭で暮らす子どもとの関わり経験については、いずれの教員歴においても関わりのない教員が6割～7割程度を占めていたが、担任としての関わりは10年以上20年未満では1割（15.50%）で、最も多く見られた。児童相談所が対応・支援している子どもとの関わり経験については、いずれの教員歴においても6割～7割程度は関わり経験を有しており、担任としての関わりは10年以上20年未満では5割弱（49.50%）で、最も多く見られた。

職名（管理職、主任経験あり教諭、主任経験なし教諭、養護教諭）で見ると、いずれの職名においても5割～7割程度が社会的養護関係施設等で暮らす子どもとの関わり経験を有していた。主任経験なし教諭の4割は、関わり経験を有していなかった。里親家庭・ファミリーホームで暮らす子どもとの関わり経験については、いずれの職名においても関わりのない教員が4割～6割程度を占めていたが、管理職、主任経験あり教諭、養護教諭の4割～5割程度は関わり経験を有していた。主任経験なし教諭の6割は、関わり経験を有していなかった。特別養子縁組家庭で暮らす子どもとの関わり経験については、いずれの職名においても関わりのない教員が5割～7割程度を占めていたが、管理職、主任経験あり教諭、養護教諭の2割～4割程度は関わり経験を有していた。主任経験なし教諭の7割は、関わり経験を有していなかった。児童相談所が対応・支援している子どもとの関わり経

験については、いずれの職名においても6割～9割程度は関わり経験を有しており、管理職、主任経験あり教諭、養護教諭の7割～9割程度は関わり経験を有していた。主任経験なし教諭の3割は、関わり経験を有していなかった。

以上のように、学校種別の中でも、特別支援学校・学級の教員は他の教員に比べ、社会的養護のもとにいる子どもとの関わり経験が多かった。また、児童相談所が対応・支援している子どもとの関わり経験については、学校種別に関わらず、多くの教員が関わり経験を有していたが、里親やファミリーホーム、特別養子縁組家庭で暮らす子どもとの関わり経験をもつ教員は少なかった。さらに、教員歴10年以上20年未満の教員は他の教員歴の教員に比べ、社会的養護のもとにいる子どもとの担任としての関わり経験を有しており、主任経験なし教諭は、管理職、主任経験あり教諭、養護教諭に比べ、関わり経験が少なかった。

学校種別や教員歴、職名により、社会的養護のもとにいる子どもとの関わり経験に差が見られることから、教員の有する知識や対応にも差があることが考えられる。また、社会的養護の中でも、里親やファミリーホーム、特別養子縁組家庭で暮らす子どもについては、関わり経験が少ない教員が多いことから、こうした子どもたちや家庭に関する教員の有する知識や対応の実態についても検討が必要であると考えられる。

視点2. 職名により社会的養護に関する知識や対応の違いは見られるか

視点2では職名に焦点付け、社会的養護に関する知識や対応の違いについて検討する。社会的養護に関する知識や対応として、児童福祉に関する知識に対する自信、児童福祉や母子保健の有する機能に関する知識に対する自信、里親・ファミリーホームや特別養子縁組制度に関する知識に対する自信、児童福祉に関する学校における対応に対する自信、校内連携に対する意識、校外連携に対する意識、学習指導に対する意識、専門職活用に対する意識、教員養成課程・教職課程における学び、教員研修における学び、について尋ねた。

児童福祉法や児童虐待防止法の知識に関しては、管理職の3割～4割程度、主任経験あり教諭と養護教諭の1割～2割程度が自信を持っていた。主任経験なし教諭の5割～6割程度は自信がないと回答していた。子どもの権利条約の知識に関しては、管理職の5割、主任経験あり教諭の3割が自信を持っており、主任経験なし教諭の5割は自信がないと回答していた。児童虐待の定義に関しては、管理職の5割、主任経験あり教諭と養護教諭の3割～4割程度、主任経験なし教諭の2割が自信を持っており、主任経験なし教諭の4割は自信がないと回答していた。以上の通り、児童福祉に関する知識に対する自信に関しては、管理職においては比較的高い傾向にあったが、いずれの知識に関しても自信があると回答したのは半数程度であった。また、主任経験あり教諭と養護教諭に関しては、いずれの知識に関しても自信があると回答したのは1割～4割程度であった。主任経験なし教諭に関しては、いずれの知識に関しても4割～6割程度は自信がないと回答していた。この結果から、職名によりやや違いは見られるものの、児童福祉に関する知識については、多くの教員が根拠となる法律などについて自信がないままに現場において支援を実施しなければならない状況に置かれていると考えられる。

児童養護施設の持つ機能に関しては、管理職の3割、主任経験あり教諭の2割が自信を持っており、主任経験なし教諭の5割、養護教諭の4割は自信がないと回答していた。児童心理治療施設の持

つ機能に関しては、管理職の2割が自信を持っており、主任経験なし教諭の6割、養護教諭の5割は自信がないと回答していた。児童自立支援施設の持つ機能に関しては、管理職の3割、主任経験あり教諭の2割が自信を持っており、主任経験なし教諭の6割、養護教諭の5割は自信がないと回答していた。母子生活支援施設の持つ機能に関しては、管理職、主任経験あり教諭、養護教諭の1割は自信があると回答しており、主任経験なし教諭の6割は自信がないと回答していた。以上の通り、児童福祉や母子保健の有する機能に関する知識に対する自信に関しては、いずれも知識に自信がないと回答した教員が多かった。特に目立ったのが、母子生活支援施設の持つ機能に関する知識について自信があると回答した教員の少なさである。多くの教員が、各施設の有する機能に関する知識について、自信がないままに各機関との連携を求められていると考えられる。

里親・ファミリーホームの制度に関する知識に関しては、管理職の2割、主任経験あり教諭と養護教諭の1割は自信があると回答しており、多くの教員が知識に関する自信を持てない状況にあった。主任経験なし教諭の6割、養護教諭の5割は自信がないと回答していた。特別養子縁組制度に関する知識に関しては、管理職と主任経験あり教諭と養護教諭の1割は自信があると回答しており、多くの教員が知識に関する自信を持てない状況にあった。主任経験なし教諭と養護教諭の6割～7割程度は自信がないと回答していた。以上の通り、里親・ファミリーホームや特別養子縁組の制度に関する知識に関しては、いずれも知識に自信がないと回答した教員が多かった。多くの教員が、里親・ファミリーホームや特別養子縁組について、自信がないままに対応を求められていると考えられる。

児童虐待の疑いがあるケースへの初期対応に関しては、管理職の6割、主任経験あり教諭の3割、養護教諭の4割弱が自信を持っており、主任経験なし教諭の4割は自信がないと回答していた。一時保護中の子どもや家庭への対応に関しては、管理職の5割、主任経験あり教諭の3割弱、養護教諭の2割が自信を持っており、主任経験なし教諭の5割は自信がないと回答していた。児童相談所の在宅指導中の子どもや家庭への対応に関しては、管理職の5割、主任経験あり教諭の2割が自信を持っており、主任経験なし教諭の5割は自信がないと回答していた。里親・ファミリーホームで育つ子どもへの対応については、管理職の2割、主任経験あり教諭と養護教諭の1割が自信を持っており、主任経験なし教諭の6割は自信がないと回答していた。特別養子縁組家庭で育つ子どもへの対応については、管理職の2割、主任経験あり教諭と養護教諭の1割が自信を持っており、主任経験なし教諭の6割は自信がないと回答していた。以上の通り、管理職は、児童虐待に関する対応については、半数以上は自信があると回答していたが、里親・ファミリーホームや特別養子縁組家庭への対応については、2割ほどに減少した。主任経験あり教諭や養護教諭においても、同様の傾向が見られた。多くの教員が、児童虐待や里親・ファミリーホームや特別養子縁組家庭に対し、自信を持てずに対応している可能性があると言える。

校内連携と校外連携については、職名に関わらず多くの教員が重要性を認識していた。校内の体制づくりや課題発生を早期発見する視点については、7割～8割程度の教員が重要性を認識していた。校外連携の際に子ども・家庭のアセスメント（見立て）の結果を学校から関係機関に提供することについては、管理職の8割、主任経験あり教諭と主任経験なし教諭の7割が重要であると認識していた。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職の活用についても、職名に関わらず多くの教員が必要性を認識しており、6割～8割程度の教員が、子どもや養育者、教員

への支援において専門職の活用が必要と回答していた。以上より、校内外連携や専門職の活用に関しては、多くの教員が重要性を認識していると考えられる。

教員養成課程・教職課程における学びの中でも、児童福祉法に関しては、養護教諭の5割、管理職と主任経験あり教諭と主任経験なし教諭の3割が学んだ経験があると回答していた。児童虐待防止法に関しては、養護教諭の6割、主任経験なし教諭の3割、管理職と主任経験あり教諭の3割弱が学んだ経験があると回答していた。子どもの権利条約に関しては、養護教諭と主任経験あり教諭と主任経験なし教諭の4割、管理職の3割が学んだ経験があると回答していた。児童虐待に関しては、養護教諭の6割、主任経験あり教諭と主任経験なし教諭の3割、管理職の2割が学んだ経験があると回答していた。社会的養護の施設等(児童養護施設、児童自立支援施設等)については、養護教諭の3割、管理職と主任経験あり教諭と主任経験なし教諭の2割が学んだ経験があると回答していた。里親・ファミリーホームの制度と特別養子縁組制度については、すべての職名で1割が学んだ経験があると回答していた。傾聴スキルについては養護教諭の6割、管理職と主任経験あり教諭と主任経験なし教諭の3割が学んだ経験があると回答していた。校内体制づくりについてはすべての職名で3割が学んだ経験があると回答していた。ケース会議の実施方法については、養護教諭の3割、管理職と主任経験あり教諭と主任経験なし教諭の2割が学んだ経験があると回答していた。以上より、養護教諭は他の職名に比べ、児童福祉や傾聴スキル、ケース会議の実施方法に関して、教員養成課程・教職課程でより多くの学びを経験していることが明らかになった。ただし、里親・ファミリーホームの制度と特別養子縁組制度については、職名に関わらず、多くの教員が学んでいなかった。

教員研修における学びの中でも、児童福祉法に関しては、管理職の5割弱、養護教諭の4割弱と主任経験あり教諭の3割、主任経験なし教諭の2割が学んだ経験があると回答していた。児童虐待防止法に関しては、管理職と養護教諭の5割、主任経験あり教諭の4割、主任経験なし教諭の3割が学んだ経験があると回答していた。子どもの権利条約に関しては、管理職の5割、主任経験あり教諭の4割、主任経験なし教諭と養護教諭の3割が学んだ経験があると回答していた。児童虐待に関しては、管理職と養護教諭の6割、主任経験あり教諭の5割、主任経験なし教諭の4割弱が学んだ経験があると回答していた。社会的養護関係施設等(児童養護施設、児童自立支援施設等)については、管理職の4割、養護教諭と主任経験あり教諭の3割、主任経験なし教諭の2割が学んだ経験があると回答していた。里親・ファミリーホームの制度については、管理職と主任経験あり教諭の2割、養護教諭と主任経験なし教諭の1割が学んだ経験があると回答していた。特別養子縁組制度については、管理職の3割弱と主任経験あり教諭の2割、養護教諭と主任経験なし教諭の1割が学んだ経験があると回答していた。傾聴スキルについては管理職の6割、養護教諭の5割、主任経験あり教諭と主任経験なし教諭の4割が学んだ経験があると回答していた。校内体制づくりについては、管理職の6割、養護教諭と主任経験あり教諭の5割、主任経験なし教諭の4割が学んだ経験があると回答していた。ケース会議の実施方法については、管理職の6割、主任経験あり教諭の5割、主任経験なし教諭と養護教諭の3割が学んだ経験があると回答していた。以上より、管理職と養護教諭は他の職名に比べ、児童福祉や傾聴スキル、校内体制づくりに関して、教員研修でより多くの学びを経験していることが明らかになった。ただし、里親・ファミリーホームの制度と特別養子縁組制度については、管理職と主任経験あり教諭の2割～3割弱、養護教諭と主任経験なし教諭の1割のみが学び経験

を有しており、多くの教員は学び経験がないことが明らかになった。

教員養成課程・教職課程における学びと教員研修における学びに関しては、管理職や養護教諭は他の職名に比べ比較的多くの学び経験を有しているが、里親・ファミリーホームの制度と特別養子縁組制度については、いずれの課程・研修においても学び経験が少なく、多くの教員が、教員養成課程やその後の教員研修においても学びの機会を持てずにいると考えられる。

視点3. 教員はどのような研修に関心を持っているか

教員の4割程度は、今後受けてみたい研修として「2. 児童虐待の理解と対応」（44.60%）、「3. 校内連携・校外連携」（40.40%）、「1. 児童福祉の基礎知識」（39.80%）を選択していた。これらの研修に対する関心の高さは、学校種別や教員歴にかかわらず共通して見られた。

職名別に見ると、管理職は、受けてみたい研修として、「2. 児童虐待の理解と対応」（54.90%）と「4. ケース会議の具体的な実施方法やコツ」（52.10%）を多く選択していた。一方、養護教諭は「2. 児童虐待の理解と対応」と「4. ケース会議の実施方法やコツ」の両方に63.40%が関心を示し、加えて「9. 里親家庭・ファミリーホームで暮らす子どもへの学校でできる支援」（61.0%）にも高い関心を持っていた。全体として、養護教諭は他の職種に比べ、すべての研修に対し関心が高い傾向にあったが、「6. 里親家庭・ファミリーホームの制度」（58.5%）や「7. 特別養子縁組制度」（53.7%）の研修に関しても関心が高い傾向にあった。これらの研修は、他の職名では1～2割程度しか選ばれていなかった。以上より、養護教諭は、里親家庭・ファミリーホームや特別養子縁組の制度や支援について、管理職、主任経験あり教諭、主任経験なし教諭よりも高い関心を持っていると考えられる。

今後の課題

社会的養護を必要とする子どもに対する学校教職員の支援や理解の実態については、以下のような課題が考えられる。

まず、現場のニーズと実際の研修内容・機会との間にギャップがあることが挙げられる。本調査から、職名や経験年数を問わず、多くの教員が社会的養護のもとにある子どもとの関わり経験を有しており、また、「児童虐待の理解」「校内外連携」「児童福祉の基礎知識」などの研修テーマに強い関心を示していることが明らかとなった。一方で、実際の教員養成課程や教員研修では、これらのテーマに関する学びの機会が不足している現状がある。特に、里親家庭や特別養子縁組制度に関する知識や対応方法に自信がないという課題が顕著であり、こうした子どもと関わる上で必要な知識や支援スキルの提供が課題であると考えられる。

次に、職名によって社会的養護に関する知識・対応・関心に差があることが挙げられる。特に、研修に対する関心においては、里親・ファミリーホームや特別養子縁組家庭に関する研修は、養護教諭に比べ、管理職や主任経験あり教諭において選択率が低い傾向が見られた。これは、管理職層が校務運営などのマクロな視点を重視する一方で、養護教諭は子どもの健康や福祉に直接関わる立場にあり、個別支援ニーズに対する感度が高いことが影響していると考えられる。職名や役割に応じた社会的養護に関する研修テーマの設定や研修内容の充実が求められる。

さらに、教員の実践経験と知識・支援スキルの習得との間に不一致があることが挙げられる。本調査では、多くの教員が社会的養護のもとにある子どもと実際に関わった経験を有しているが、自身の持つ知識やスキルには自信がなく、また、それらを学ぶ機会が不足していることが示された。このように、教育現場での実践と理論的・体系的な知識や支援スキルの習得との間に不均衡が生じており、継続的・系統的な習得が困難な状況にあると推察される。

以上より、教員が実践と知識や支援スキルとを効果的に結びつけることができるよう、実践的かつ職名ごとの役割に即した研修の提供が求められる。

4. 結論

本研究では、教職員に向けた研修プログラムの開発を最終目的とし、社会的養護を必要とする子どもに対する学校教職員の支援や理解の実態を明らかにすることを目的とした。結果として、現場のニーズと実際の研修内容・機会との間にギャップがあること、職名によって社会的養護に関する知識・対応・関心に差があること、教員の実践経験と知識・支援スキルの習得との間に不一致があること、といった課題が明らかになった。

本研究の限界点として、定量調査の結果のみの分析であったため、調査結果の背後にある理由や感情などの背景の把握が難しいことが挙げられる。したがって、今後は本調査に含まれる自由記述データの質的分析を行い、定量的知見の補完を図る必要がある。また、新たに教員へのインタビュー調査を実施し考察に加えることで、より多角的な理解を得ることが期待される。さらに、教員のみならず、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの学校内専門職を対象とした実態調査を行うことにより、学校内において、子ども・養育者・教職員に対して提供されている支援の内容や機能を明らかにする必要があると考えられる。

引用文献

文部科学省（2022）．生徒指導提要（改訂版）https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf（2024年7月19日取得）

付録

研究3 学校教員を対象としたモニター調査の実施で用いた本調査項目③~⑥を以下に示した。

③ 社会的養護のもとにいる子どもへの理解・対応に対する自信（5件法）

児童福祉に関する知識に対する自信（4項目，q1-1~q1-4）

- q1-1 児童福祉法の内容に関する知識
- q1-2 児童虐待防止法の内容に関する知識
- q1-3 子どもの権利条約の内容に関する知識
- q1-4 児童虐待の定義に関する知識

児童福祉や母子保健の有する機能に関する知識に対する自信（4項目，q1-5~q1-8）

- q1-5 児童養護施設の持つ機能に関する知識
- q1-6 児童心理治療施設の持つ機能に関する知識
- q1-7 児童自立支援施設の持つ機能に関する知識
- q1-8 母子生活支援施設の持つ機能に関する知識

里親・ファミリーホームや特別養子縁組制度に関する知識に対する自信（2項目，q1-9~q1-10）

- q1-9 里親・ファミリーホームの制度に関する知識
- q1-10 特別養子縁組制度に関する知識

児童福祉に関する学校における対応に対する自信（5項目，q1-11~q1-15）

- q1-11 児童虐待の疑いがあるケースへの学校における初期対応
- q1-12 一時保護中の子どもや家庭への学校における対応
- q1-13 児童相談所の在宅指導中の子どもや家庭への学校における対応
- q1-14 里親家庭・ファミリーホームで育つ子どもや家庭への学校における対応
- q1-15 特別養子縁組家庭で育つ子どもや家庭への学校における対応

④ 校内連携と校外連携に対する意識（5件法）

校内連携に対する意識（9項目，q2-1~q2-9）

- q2-1 校内連携の際には連携に対する管理職の積極的な姿勢が重要だ
- q2-2 校内連携の際には校内の体制づくりが重要だ
- q2-3 校内連携の際には特定の教員だけでなく，全教職員が協力する体制が重要だ
- q2-4 校内連携の際には登校できている生徒だけでなく，登校に苦慮している生徒についても考える視点が重要だ
- q2-5 校内連携の際には困難課題が生じている生徒に着目するだけでなく，課題発生を早期発見する視点が重要だ
- q2-6 校内連携の際には困難課題が生じている生徒に着目するだけでなく，課題発生を未然に

防止する視点が重要だ

q2-7 校内連携の際には困難課題が生じている生徒に着目するだけでなく、日頃から生徒の発達を支持する視点が重要だ

q2-8 校内連携の際には校内の情報集約のキーパーソンを定めることが重要だ

q2-9 校内連携の際には子ども・家庭のアセスメント（見立て）が重要だ

校外連携に対する意識（7項目、q2-10~q2-16）

q2-10 校外連携の際には困難課題が生じている生徒に着目するだけでなく、課題発生を早期発見する視点が重要だ

q2-11 校外連携の際には困難課題が生じている生徒に着目するだけでなく、課題発生を未然に防止する視点が重要だ

q2-12 校外連携の際には困難課題が生じている生徒に着目するだけでなく、日頃から生徒の発達を支持する視点が重要だ

q2-13 校外連携の際には、連携機関との相互の役割理解が重要だ

q2-14 校外連携の際には、連携機関との顔の見える関係性が重要だ

q2-15 校外連携の際には校内の情報集約のキーパーソンを定めることが重要だ

q2-16 校外連携の際には子ども・家庭のアセスメント（見立て）の結果を学校から関係機関に提供することが重要だ

⑤ 学校内での働きかけに対する意識（5件法）

学習指導に対する意識（4項目、q3-1~q3-4）

q3-1 社会的養護関係施設等（例：児童養護施設など）で暮らす子どもへの学校における学習指導が必要だ

q3-2 虐待を経験した子どもへの学校における学習指導が必要だ

q3-3 里親家庭・ファミリーホームで暮らす子どもへの学校における学習指導が必要だ

q3-4 特別養子縁組家庭で暮らす子どもへの学校における学習指導が必要だ

専門職活用に対する意識（6項目、q3-5~q3-10）

q3-5 社会的養護を必要とする子どもへの支援に際し、スクールソーシャルワーカーによる子どもへの支援（連携・相談等）が必要だ

q3-6 社会的養護を必要とする子どもへの支援に際し、スクールソーシャルワーカーによる養育者への支援（連携・相談等）が必要だ

q3-7 社会的養護を必要とする子どもへの支援に際し、スクールソーシャルワーカーによる教員への支援（助言等）が必要だ

q3-8 社会的養護を必要とする子どもへの支援に際し、スクールカウンセラーによる子どもへの支援（カウンセリング等）が必要だ

q3-9 社会的養護を必要とする子どもへの支援に際し、スクールカウンセラーによる養育者への支援（カウンセリング等）が必要だ

q3-10 社会的養護を必要とする子どもへの支援に際し、スクールカウンセラーによる教員への支援(助言等)が必要だ

⑥ 教員養成課程・教職課程における学びと教員研修における学び (5件法)

教員養成課程・教職課程における学び (10項目, q4-1~q4-10)

- q4-1 教員養成課程・教職課程で、児童福祉法について学んだ
- q4-2 教員養成課程・教職課程で、児童虐待防止法について学んだ
- q4-3 教員養成課程・教職課程で、子どもの権利条約について学んだ
- q4-4 教員養成課程・教職課程で、児童虐待について学んだ
- q4-5 教員養成課程・教職課程で、社会的養護の施設等(児童養護施設、児童自立支援施設等)について学んだ
- q4-6 教員養成課程・教職課程で、里親・ファミリーホームの制度について学んだ
- q4-7 教員養成課程・教職課程で、特別養子縁組制度について学んだ
- q4-8 教員養成課程・教職課程で、傾聴スキルについて学んだ
- q4-9 教員養成課程・教職課程で、校内体制づくりについて学んだ
- q4-10 教員養成課程・教職課程で、ケース会議の実施方法について学んだ

教員研修における学び (10項目, q4-11~q4-20)

- q4-11 教員研修で、児童福祉法について学んだ
- q4-12 教員研修で、児童虐待防止法について学んだ
- q4-13 教員研修で、子どもの権利条約について学んだ
- q4-14 教員研修で、児童虐待について学んだ
- q4-15 教員研修で、社会的養護関係施設等(児童養護施設、児童自立支援施設等)について学んだ
- q4-16 教員研修で、里親・ファミリーホームの制度について学んだ
- q4-17 教員研修で、特別養子縁組制度について学んだ
- q4-18 教員研修で、傾聴スキルについて学んだ
- q4-19 教員研修で、校内体制づくりについて学んだ
- q4-20 教員研修で、ケース会議の実施方法について学んだ

早稲田大学大学院 総合研究機構
社会的養育研究所

社会的養護と学校に関する調査研究
2024年度 報告書

2025（令和7）年8月

Supported by  日本 THE NIPPON
財団 FOUNDATION